

第1期 白河市こども計画

みんなで育てよう 笑顔かがやく白河っ子



こどもまんなが

令和7年3月

白 河 市

はじめに

わが国では、想定よりも早いスピードで少子化が進行しています。その背景として、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。

国においては、令和5年4月にこども政策の指令塔となるこども家庭庁を発足させるとともに、こども施策に関する理念や基本となる事項を定めた「こども基本法」が施行されました。また、こども施策を社会全体で総合的に推進するために「こども大綱」を定めたところであります。



本市では、令和2年度からの5年間を計画期間とした「第2期白河市子ども・子育て計画」を策定し、子育て世帯の経済的負担の軽減や待機児童対策に取り組んでまいりました。このたび計画期間が終了となるため、次期計画として、こども基本法、こども大綱の考え方を踏まえた上で、令和3年度に策定したこどもの貧困対策の方針である「白河っ子未来応援計画」と若者育成支援に関する内容を加え、こども・若者施策に関する基本的な方針、重要事項を一体化した「第1期白河市こども計画」を新たに策定いたしました。

本計画の基本理念「みんなで育てよう 笑顔かがやく白河っ子」には、こども・若者が主体的に学び・育ち合い、ひとりひとりの希望が実現する幸福な未来を市全体でつくるという思いが込められております。

アンケート調査結果から見えてきた現状と課題及びニーズに対して、こども・若者の最善の利益を常に考えながら、ライフステージに応じた切れ目のない支援策を講じ、「こどもまんなか社会」の実現に邁進してまいりたいと考えておりますので、変わらぬご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた白河市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

白河市長 鈴木 和夫

目 次 案

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の概要（位置づけ、対象）	2
3. 計画の策定体制.....	3
4. 用語等の説明.....	4
第2章 こども・子育て家庭を取り巻く白河市の現状.....	6
1. 人口・世帯の状況.....	6
2. 子育て関連施設・事業の概況.....	11
3. アンケート結果からみられる状況.....	16
4. こども・子育てに関する課題の整理.....	21
第3章 計画の基本的な考え方	22
1. 基本とする視点.....	22
2. 基本理念	22
3. 基本目標	23
4. 施策の体系	25
第4章 基本施策の展開	26
基本目標1：未来へつながる こども・若者が主役のまち.....	26
基本目標2：こどもと子育て家庭が健やかに明るく暮らすまち.....	36
基本目標3：子育てを応援するまち.....	44
基本目標4：安全安心で快適に育ち、暮らすまち.....	51
基本目標5：支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち	55
第5章 子ども・子育て支援事業計画（第3期）	65
1. 基本方針	65
2. 教育・保育給付.....	70
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	72
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進.....	84
第6章 白河っ子未来応援計画（こどもの貧困解消対策推進計画）	85
1. 基本方針	85
2. 施策の展開	89
第7章 子ども・若者育成支援計画	96
1. 基本方針	96
2. 施策の展開	101
第8章 計画の推進方策	105
1. 計画の推進状況の点検・公表.....	105
資 料	106

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

わが国の少子化は、平成元年の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に出産するこどもの数の指標）が過去最低を記録したいわゆる「1.57ショック」を契機に本格的な議論がスタートし、これまでに、保育環境の整備や、仕事と育児の両立のための雇用環境の整備など様々な取り組みを進めてきましたが、令和5年の合計特殊出生率は1.20、出生数も約72万人と過去最低を更新し、少子化傾向に歯止めがかからず、危機的な状況となっています。

一方、こどもの減少に反して、児童虐待の相談、不登校、SNSなどのネットいじめの件数はいずれも増加傾向にあり、大変憂慮すべき事態となっています。その背景には、経済的な問題、家族間のストレス、親子関係の変化、対人関係の希薄化がみられます。

また、本来大人が行う家族の世話や介護を担い、自分の時間が持てず、学業や日常生活に影響がでているこども・若者は近年ではヤングケアラーと呼ばれ、必要な支援につながるよう早急な対応が求められています。

このような状況から、こどもと子育ての状況を理解し、こどものための取り組み・政策を強力に進めていくことが急務となっています。

令和3年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、こどもまんなか社会の実現を目指すことが示され、令和5年4月1日に、次代の社会を担うこども・若者・子育て家庭などが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。同法はこども施策の基本理念のほか、「こども大綱」の策定やこども・若者・子育て当事者からの意見の反映などについて定めています。

本市では、令和元年度に「みんなで育てよう 次代を担う白河っ子」を基本理念とした「第2期子ども・子育て計画」を策定し、計画に基づき、質の高い教育・保育サービスの提供や地域での子育て支援施策、次世代育成支援施策などを推進してきました。同計画の期間は令和6年度までであることから、これまでの「子ども・子育て計画」（「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を包括）と「白河っ子未来応援計画」（「こどもの貧困解消対策推進計画」）に、新たに「子ども・若者育成支援計画」を加え、これらを一体としたこども・若者施策を総合的に推進する指針として「白河市こども計画」を策定します。

【こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」】

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

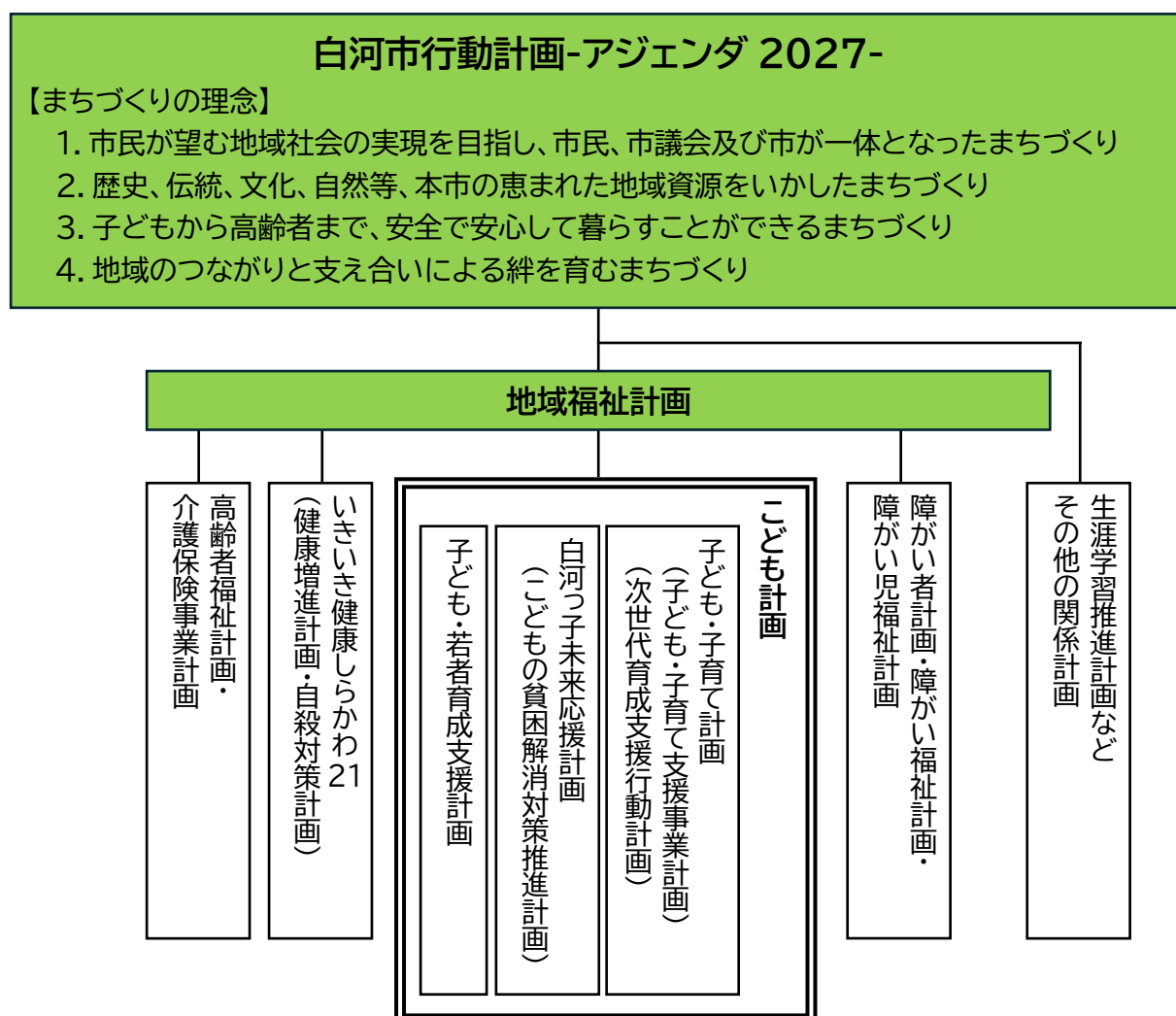
2. 計画の概要(位置づけ、対象)

(1) 計画の位置づけ

「白河市こども計画」は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、こども基本法第9条に規定する「こども大綱」を勘案し、こども施策に関する基本的な方針と重要事項、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項を包含しています。

計画策定にあたっては、「白河市行動計画-アジェンダ2027-」に掲げた「1. 市民が望む地域社会の実現を目指し、市民、市議会及び市が一体となったまちづくり」、「2. 歴史、伝統、文化、自然等、本市の恵まれた地域資源をいかしたまちづくり」、「3. 子どもから高齢者まで、安全で安心して暮らすことができるまちづくり」、「4. 地域のつながりと支え合いによる絆を育むまちづくり」という4つの理念との整合性を図りました。

【計画の位置づけ】



(2)計画の基本事項

①計画の対象

本計画は、18歳未満のこども及び若者（概ね30歳まで、取り組みによっては39歳までを含む）、並びに子育て当事者を対象とします。子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業のサービス対象者は主に小学生以下の児童（取り組みによっては18歳未満）とその家族とします。

②計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

【計画期間】

【計画期間】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期次世代育成支援行動計画(後期)					こども計画 (子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困解消対策推進計画、子ども・若者育成支援計画)				
第2期子ども・子育て支援事業計画									
	白河っ子未来応援計画								

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、令和6年3月に子育て家庭の生活状況等、必要となるデータの収集を目的として、アンケート調査を実施しました。さらに、「子ども・子育て支援法」第72条第1項と「こども基本法」第13条第3項に基づく「白河市子ども・子育て会議」を設置し、アンケート調査を反映させた計画とするために審議を行いました。加えて、令和7年1月22日から令和7年2月21日まで、市のホームページ等で計画案を公表し、こども・若者を含めた市民から広く意見を募集し、これらの意見も計画に反映させています。

これまでの取り組み

アンケート調査の概要

調 査 名 第3期白河市子ども子育て支援事業計画ニーズ調査・
 子どもの生活実態調査・ヤングケアラー実態調査

対 象 小学5年生、中学2年生、高校生及び高校生に相当する年齢の者（以下、「高校生等」）、若者（18～39歳）
 就学前児童・小学校低学年・小学5年生・中学2年生・高校生等の保護者

実施期間 令和6年3月1日～18日：小学生～高校生等、保護者調査
 令和6年3月15日～27日：若者調査

回答状況 配布総数 5,916件、回答総数 3,078件、回答率 52.0%

白河市子ども・子育て会議の開催状況

令和6年7月10日（水）14：00～ 第1回開催

令和6年8月27日（火）14：00～ 第2回開催

令和6年11月22日（金）14：00～ 第3回開催

令和7年3月25日（火）14：00～ 第4回開催

パブリックコメントの実施状況

実施期間 令和7年1月22日（水）～2月21日（金）

※ 提出された意見なし

4. 用語等の説明

「こども」「子ども」「子供」の表記について

本計画における「こども」の表記については、こども基本法の考え方を踏まえて、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用います。

※特別な場合とは次のとおりです。

(1) 法令に根拠がある語を用いる場合

例 「子ども・子育て支援法」における「子ども」

(2) 固有名詞を用いる場合

保育・教育施設の人数を算出する基準日について

幼稚園、認定こども園（1号認定）、小中学校、児童クラブは、5月1日を基準日としますが、保育園と認定こども園（2号3号認定）は4月1日より通園開始となるため、4月1日を基準日とします。

発達段階の区分について

第4章「基本施策の展開」では、各事業の対象をこどもの発達段階に合わせて表示しています。発達段階の区分について、おおよその年齢は次のとおりです。

- ・乳児期… 1歳未満
- ・幼児期… 1歳から就学前まで
- ・学童期… 小学生から中学生（13歳頃）まで
- ・思春期… 中学生（14歳頃）から18歳頃まで
- ・青年期… 19歳頃から30歳まで
(取り組みによっては39歳までのポスト青年期を含む)

単位について

第5章「子ども・子育て支援事業計画」の「実績」及び「量の見込み」「提供体制」の単位について説明します。

- ・人日（にんにち）… 年度内に事業を利用した延べ「人数」と「日数」のこと。
1人が1回利用すると「1人日」となり、1人が毎月1回ずつ4月から翌年3月にかけて利用すると12人日となります。また、1回分の利用が1泊2日の場合、1人が1回利用すると「2人日」となります。
- ・人回（にんかい）… 年度内に事業を利用した延べ「人数」と「回数」のこと。
1人が1日に2回利用すると「2人回」となります。

※ その他、専門用語や一般的に使用されていない語句については、掲載内容の一部として説明を加えています。

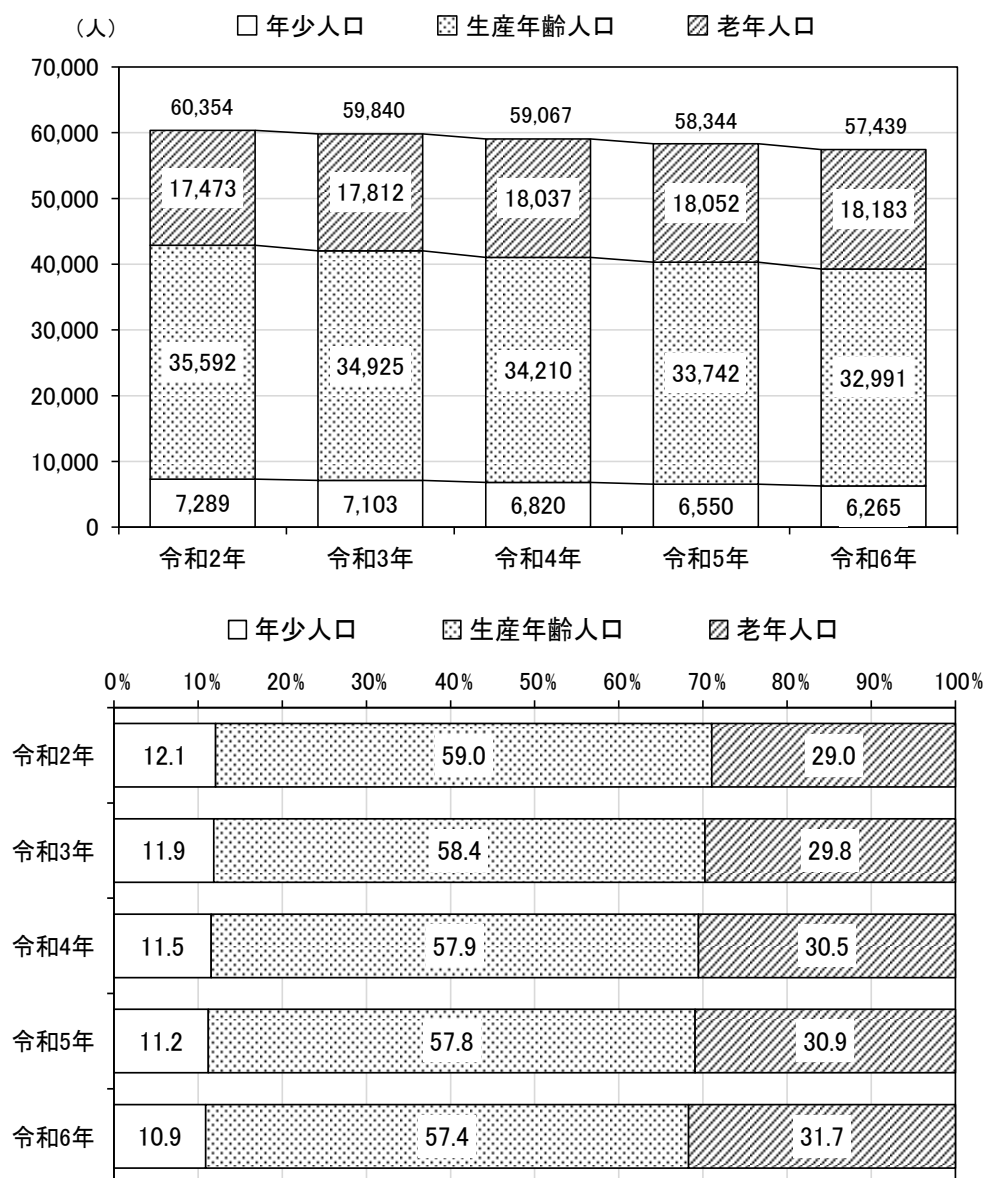
第2章 こども・子育て家庭を取り巻く白河市の現状

1. 人口・世帯の状況

(1) 総人口

総人口は、令和2年の60,354人から令和6年は57,439人と4.8%減少しています。14歳以下の年少人口は令和4年に7,000人台を下回り、令和6年は6,265人となっており、総人口に占める割合は10.9%となっています。

【人口の推移(各年4月1日現在)】



資料：住民基本台帳

※「年少人口」、「生産年齢人口」、「老年人口」の年齢区分は次のとおりです。

年少人口：14歳以下

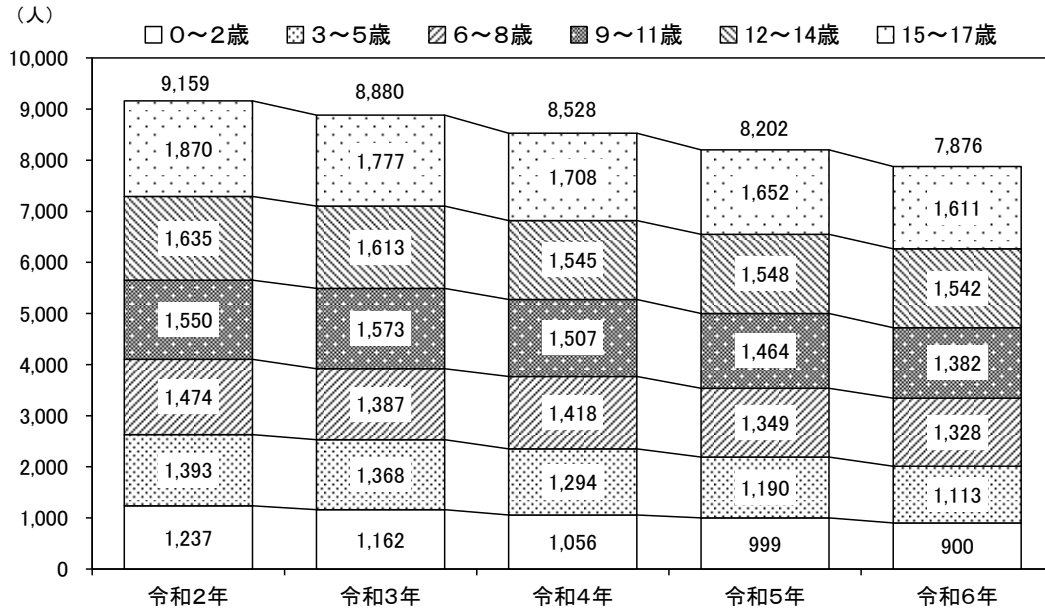
生産年齢人口：15～64歳

老年人口：65歳以上

(2)こども数

こども数は、令和2年の9,159人から令和6年は7,876人と14.0%減少しています。令和2年と令和6年で年代別にみると、0～2歳は1,237人から900人と27.2%の減少、3～5歳は1,393人から1,113人と20.1%の減少となっており、低年齢層の減少率が大きくなっています。

【こども数の推移(各年4月1日現在)】



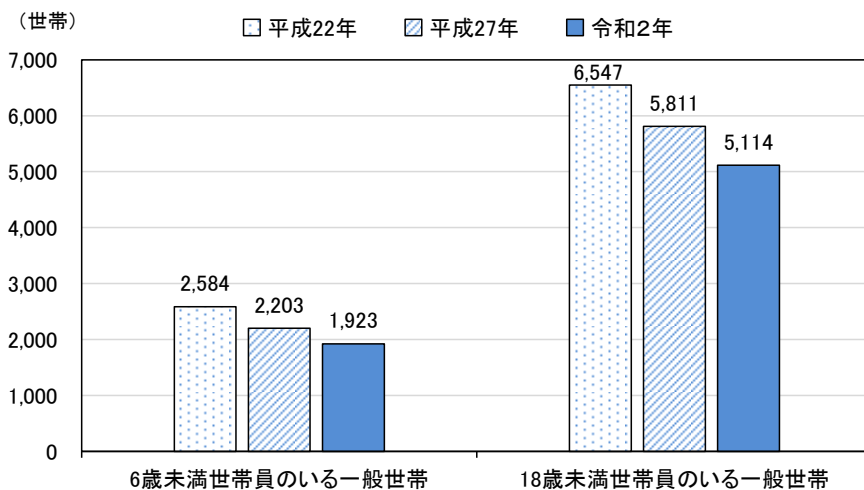
資料:住民基本台帳

(3)世帯数・世帯構成

こどものいる世帯数は、平成22年の6,547世帯から令和2年には5,114世帯に減少しています。

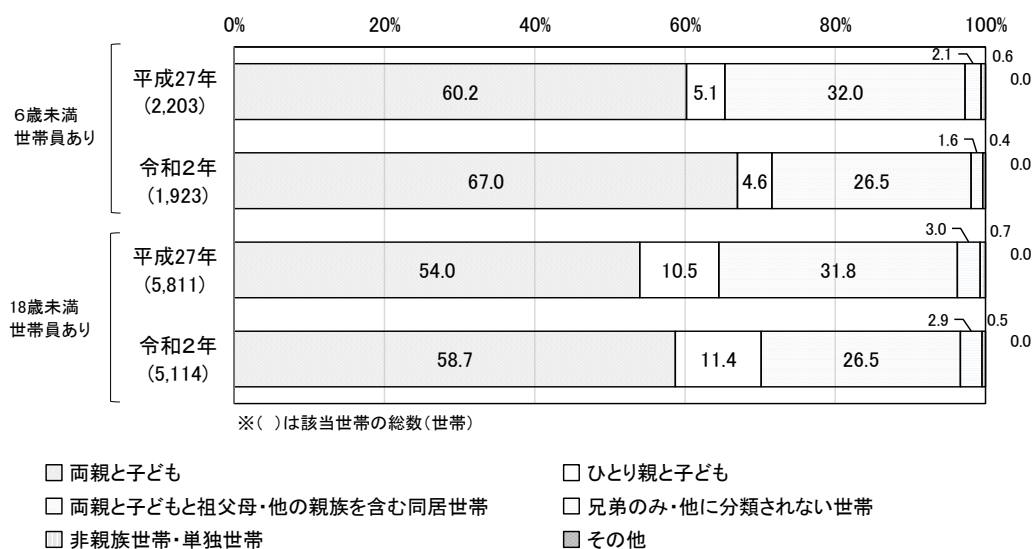
こどものいる世帯の構成を平成27年と令和2年で比較すると、両親とこどもの世帯の割合は令和2年が58.7%で、平成27年の54.0%から増加している一方で、両親とこどもと祖父母・他の親族を含む3世代以上の同居世帯は31.8%から26.5%に減少しています。

【こどものいる世帯数(各年10月1日現在)】



資料:国勢調査

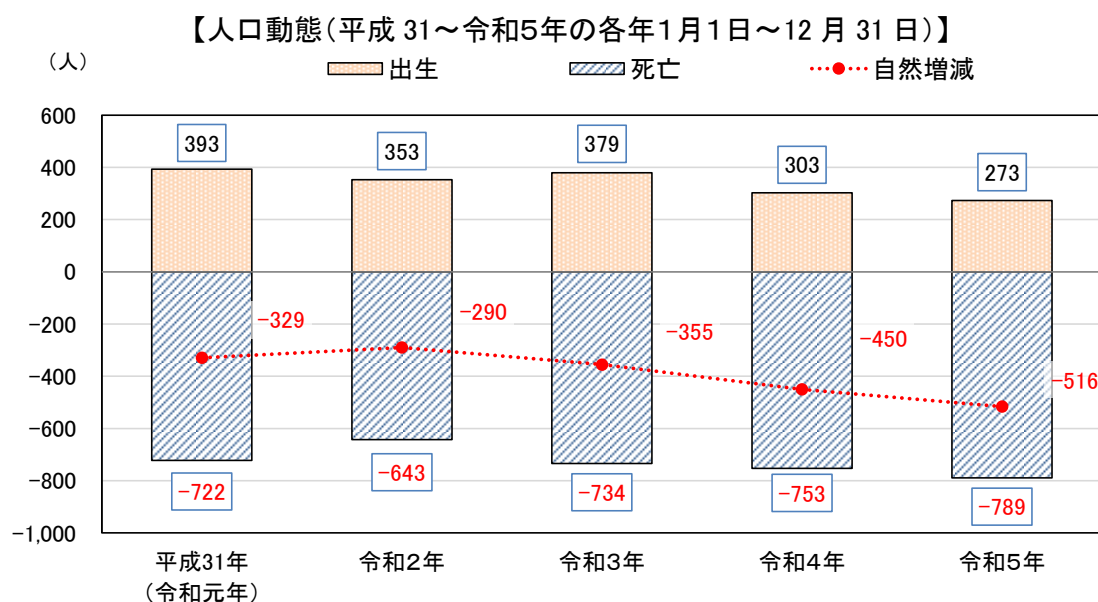
【こどものいる世帯の構成(各年 10 月 1 日現在)】



資料: 国勢調査

(4) 人口動態

令和5年の自然動態は、出生数が273人、死亡数が789人で、死亡数が出生数を516人上回って自然減となっています。出生数は令和3年までは350人以上で推移していましたが、令和4年には303人、令和5年には273人となっています。



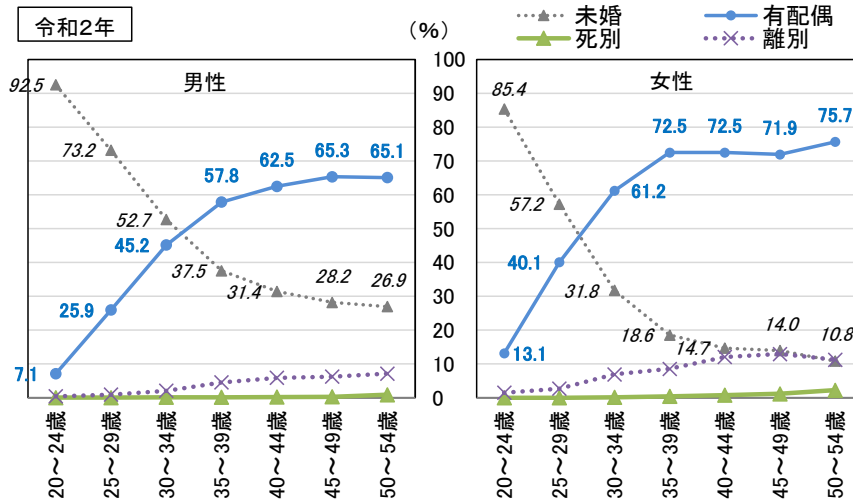
資料: 総務省人口動態調査

(5) 有配偶状況

配偶関係は、男性は35～39歳、女性は30～34歳で有配偶の比率が未婚を上回っています。有配偶率はすべての年代で女性が男性を上回っています。

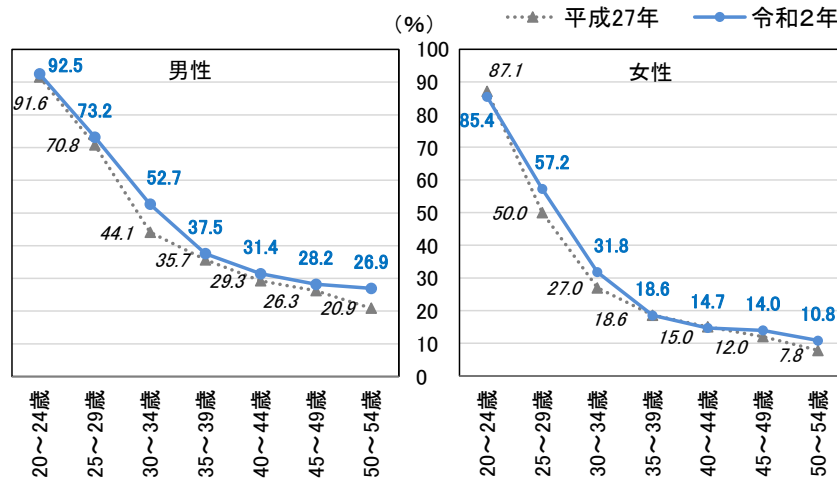
また、平成27年と令和2年で未婚率をみると、男性はすべての年代で未婚率が微増しており、女性は20～24歳で87.1%から85.4%と微減している一方で、25～29歳が50.0%から57.2%、30～34歳が27.0%から31.8%と増加しています。

【男女5歳階級別配偶関係】



資料:国勢調査

【男女5歳階級別未婚率の推移】

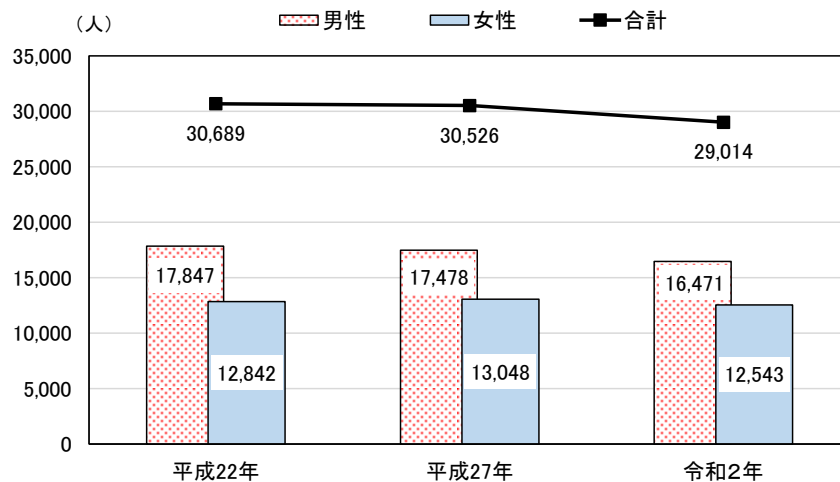


資料:国勢調査

(6)就業者数・就業率

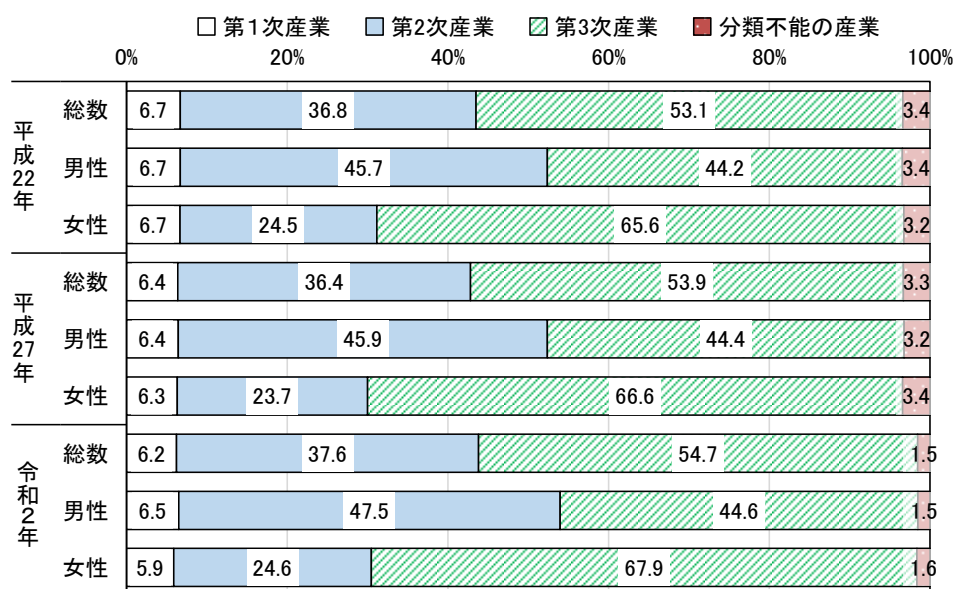
就業者数は、平成22年の30,689人から令和2年は29,014人と5.5%減少しています。産業別では、男性は第2次産業従事者が多く、女性は第3次産業従事者が多いという傾向が続いています。

【就業者数】



資料:国勢調査

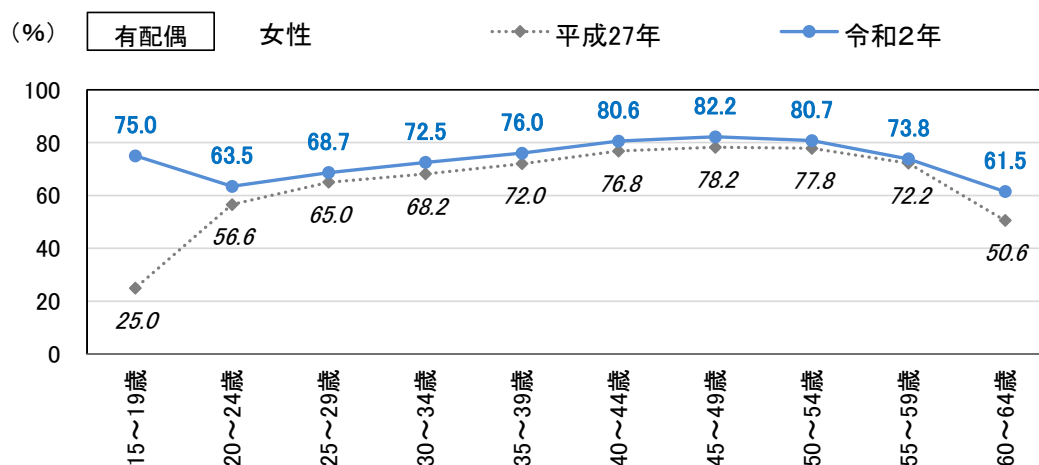
第2章 こども・子育て家庭を取り巻く白河市の現状



資料:国勢調査

既婚女性の就業率はすべての年代で増加しています。

【既婚女性の就業率の推移】



資料:国勢調査

2. 子育て関連施設・事業の概況

(1) 保育園・幼稚園・認定こども園の概況

市内には、保育園が公立6園、私立3園、認定こども園が4園、小規模保育事業3園、家庭的保育事業所が1園あります。

【保育園の概況】

(令和6年4月1日現在 単位:人)

施設名		所在地	定員
公立	さくら保育園	会津町 24-7	90
	わかば保育園	北中川原 8-1	150
	おもてごう保育園	表郷番沢字成金 142	65
	たいしん保育園	大信町屋字道目木 8	50
	ひがし保育園	東釜子字枇杷山 28-34	60
認可外	関の森保育園(休園中)	旗宿町尻 105-1	-
私立	白河みのり保育園	新白河二丁目 162	89
	白河保育園	新白河二丁目 81	120
	丘の上保育園(※)	立石山 10-14	40
認定こども園 (私立)	ぼだい樹	郭内 1-171	100
	ぼだい樹 西こども園	南登り町 15	80
	さくらの木	豊年 31	60
	らのみな	西三坂 38-1	93
小規模保育 事業 (私立)	ニチイキッズ 新白河保育園	新白河四丁目 53	19
	なないろ保育園	十三原道上 3-21	19
	ともいく保育園	袋町 3	18
家庭的保育 事業(私立)	びよびよ保育園	金勝寺 205-25	3
合計(17施設)			1,056

※丘の上保育園は、令和6年8月より定員 50 人となります。

【保育園の園児数の推移】

(各年度4月1日現在 単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	56	55	54	42	37	43
1歳児	183	197	187	190	206	186
2歳児	215	223	228	213	226	242
3歳児	125	131	134	158	144	149
4歳児	138	132	128	139	156	146
5歳児	132	135	130	124	144	153
合計	849	873	861	866	913	919

【広域入所の園児数の推移】

(各年度4月1日現在 単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
広域入所 児童数	7	3	4	5	9	10

【保育園の実施状況】

(令和6年4月現在)

施 設 名		年 齢	保育時間	
			平日	土曜日
公立	さくら保育園	生後6か月～ 就学前	7:30～19:00	7:30～13:00
	わかば保育園			7:30～13:00 (満2歳未満)
				7:30～18:00 (満2歳以上)
	おもてごう保育園	生後6か月～ *3歳未満		7:30～18:00
	たいしん保育園			
	ひがし保育園			
私立	白河みのり保育園	生後6か月～ 就学前	7:45～17:45 (満1歳未満)	7:45～12:30 (満2歳未満)
	白河保育園		7:00～19:00 (満1歳以上)	7:15～18:00 (満2歳以上)
	丘の上保育園	生後6か月～ *3歳未満	7:30～18:00 (満1歳未満) 7:15～18:30 (満1歳以上)	8:00～12:00 (満2歳未満) 8:00～17:00 (満2歳以上)
認定 こども園 (私立)	ぼだい樹	生後6か月～ 就学前	7:30～18:00 (満1歳未満) 7:30～18:30 (満1歳以上)	8:00～14:00 (満3歳未満) 8:00～16:00 (満3歳以上)
	ぼだい樹 西こども園			8:00～14:00 (満3歳未満) 8:00～17:00 (満3歳以上)
				さくらの木
	らのみな		7:00～19:00	7:30～18:30
小規模 保育事業 (私立)	ニチイキッズ 新白河保育園	生後 57 日 経過～ *3歳未満	7:00～19:00	7:00～19:00
	なないろ保育園	生後6か月～ *3歳未満	7:45～17:45 (満1歳未満) 7:30～19:00 (満1歳以上)	7:45～12:30 (満1歳未満) 7:30～12:30 (満1歳～満2歳) 7:30～18:00 (満2歳以上)
	ともいく保育園		7:30～18:30	7:30～18:30
家庭的 保育事業 (私立)	ぴよぴよ保育園	生後3か月～ *3歳未満	7:45～18:00	

※3歳未満については、満3歳の誕生日を迎えた後の最初の3月31日までとなります。

市内には、幼稚園が公立8園、私立2園、認定こども園が4園あります。

【幼稚園の概況】

(令和6年5月1日現在 単位:人)

施 設 名		所 在 地	定 員
公立	大沼幼稚園	久田野豆柄久保 2	80
	白坂幼稚園	白坂陣場 317	70
	小田川幼稚園(休園中)	泉田池ノ上 239	-
	五箇幼稚園	田島明治 32-6	80
	関辺幼稚園	関辺松並 26	80
	表郷幼稚園	表郷金山字長者久保 2-5	220
	大信幼稚園	大信町屋字道目木 12	160
	ひがし幼稚園	東釜子字枇杷山 28	160
私立	白河カトリック幼稚園	道場小路 88	150
	丘の上幼稚園	立石山 10-14	185
認定こども園 (私立)	ぼだい樹	郭内 1-130	35
	ぼだい樹 西こども園	転坂 96	60
	さくらの木	豊年 31	35
	らのみな	西三坂 38-1	15
合計(14 施設)			1,330

【幼稚園の園児数の推移】

(各年度5月1日現在 単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児	330	267	226	189	189
4歳児	358	316	274	245	190
5歳児	331	338	310	264	246
合計	1,019	921	810	698	625

【幼稚園の実施状況】

(令和6年5月1日現在)

施 設 名		開園時間	年 齢	預かり保育
公立	大沼幼稚園	8:30～14:00	3歳～ 就学前	○
	白坂幼稚園			○
	小田川幼稚園(休園中)			○
	五箇幼稚園			○
	関辺幼稚園			○
	表郷幼稚園			○
	大信幼稚園			○
	ひがし幼稚園			○
私立	白河カトリック幼稚園	8:30～14:00		○
	丘の上幼稚園	8:30～13:30		○
認定こども園 (私立)	ぼだい樹	8:30～13:30	○	
	ぼだい樹 西こども園		○	
	さくらの木	8:30～11:00(水曜日)	○	
	らのみな	8:30～14:30 (4歳以上)	○	

(2)小学校の概況

本市には市立小学校が13校あります。令和6年5月1日現在2,745人が在籍しています。

【小学校の概況】

(令和6年5月1日現在 単位:人・クラス)

学校名	所在地	児童数	学級数
白河第一小学校	菖蒲沢 41-1	274	15
白河第二小学校	日影 2-8	507	23
白河第三小学校	寺小路 64-2	473	21
白河第四小学校	久田野豆柄山 3	182	9
白河第五小学校	白坂陣場 317	183	9
小田川小学校	泉田池ノ上 239	56	6
五箇小学校	田島 165-2	50	6
関辺小学校	関辺松並 26	100	7
みさか小学校	みさか二丁目 120	317	14
表郷小学校	表郷金山字瀬戸原 108	278	15
小野田小学校	東下野出島字髪内 195	56	6
釜子小学校	東釜子字西ノ内 1	137	7
大信小学校	大信中新城字愛宕山 108-1	132	8
合 計(13校)		2,745	146

(3)中学校の概況

本市には市立中学校が7校あります。令和6年5月1日現在1,559人が在籍しています。

【中学校の概況】

(令和6年5月1日現在 単位:人・クラス)

学校名	所在地	生徒数	学級数
白河中央中学校	明戸 72-5	453	17
白河第二中学校	和尚壇 2-1	465	18
東北中学校	泉田南之内 1	116	6
白河南中学校	白坂芳野 68-1	141	8
表郷中学校	表郷番沢字柳沼 60	159	8
東中学校	東釜子字狐内 25	121	5
大信中学校	大信町屋字渋川山 70	104	5
合 計(7校)		1,559	67

(4)放課後児童クラブの概況

本市では、保護者が就労などの理由により留守になる小学校1～6年生の児童を放課後及び長期休業期間に預かり、遊びと生活の場を提供して健全な育成を図るため、放課後児童クラブを設置しています。令和6年5月1日現在、16か所の放課後児童クラブを運営し、909人が利用しています。

【放課後児童クラブの概況】

(令和6年5月1日現在 単位:人)

施設名	低学年				高学年				合計
	1学年	2学年	3学年	計	4学年	5学年	6学年	計	
白一小児童クラブ	23	20	24	67	24	12	5	41	108
白二小児童クラブ	39	42	38	119	0	0	0	0	119
白二小第二児童クラブ	0	0	0	0	17	12	0	29	29
白三小児童クラブ	43	41	31	115	0	0	0	0	115
白三小第二児童クラブ(休所中)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
白四小児童クラブ	13	15	14	42	7	9	1	17	59
白五小児童クラブ	7	9	11	27	15	0	0	15	42
白五小第二児童クラブ	5	10	6	21	0	0	0	0	21
小田川小児童クラブ	4	3	7	14	7	4	7	18	32
五箇小児童クラブ	1	3	0	4	4	1	2	7	11
関辺小児童クラブ	6	8	3	17	11	4	2	17	34
みさか小児童クラブ	33	30	32	95	15	0	0	15	110
表郷小児童クラブ	28	23	25	76	20	0	0	20	96
小野田小児童クラブ	5	5	7	17	4	6	0	10	27
釜子小児童クラブ	12	18	9	39	6	9	3	18	57
大信小児童クラブ	9	7	3	19	7	5	0	12	31
大信小第二児童クラブ	3	1	6	10	3	3	2	8	18
合計(16クラブ)	231	235	216	682	140	65	22	227	909

※白五小児童クラブと白五小第二児童クラブは令和6年9月より白五小児童クラブになります。

【放課後児童クラブ利用児童数の推移】

(各年度5月1日現在)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数(人)	813	821	859	885	909
施設数(か所)	16	16	15	15	16

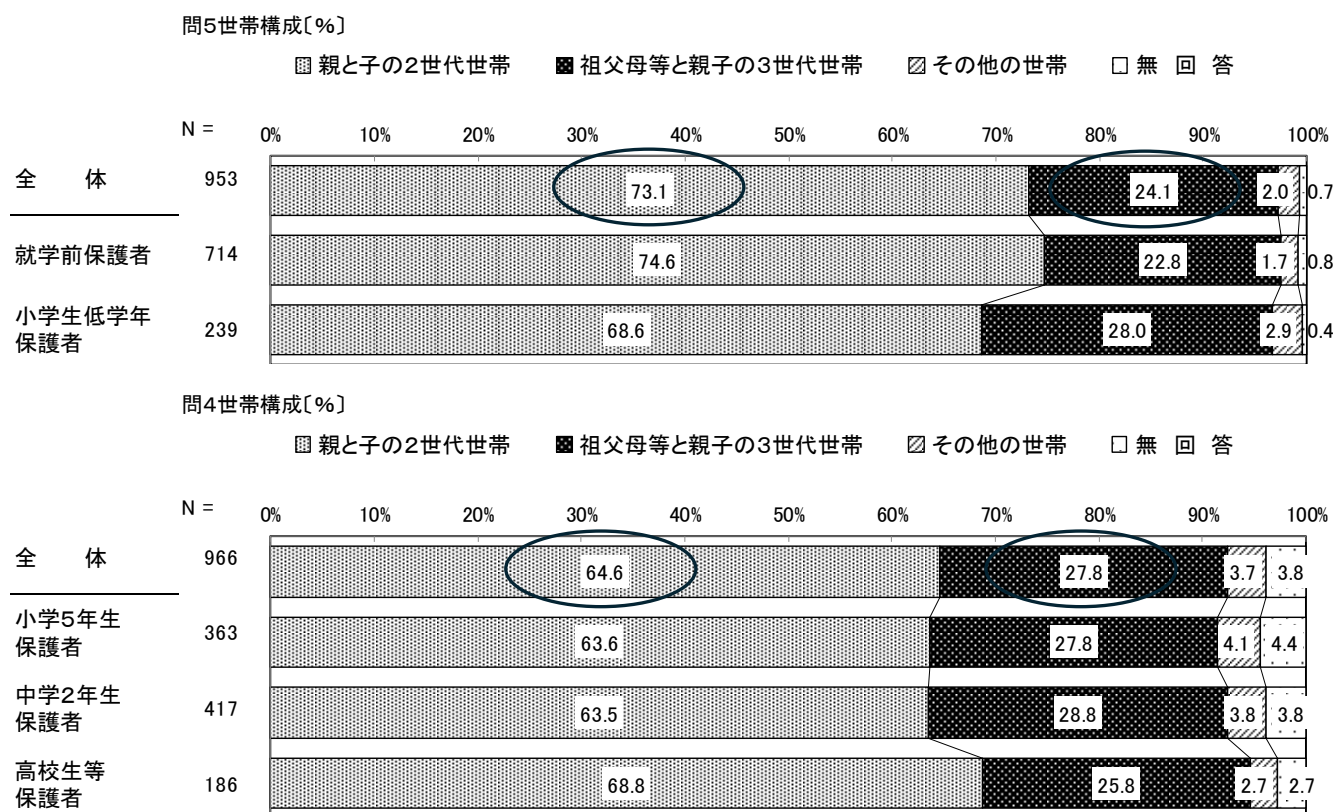
3. アンケート結果からみられる状況

令和5年度に就学前児童保護者、小学生低学年保護者、小学5年生・中学2年生・高校生等（高校生及び高校生年齢に相当する子ども）本人と保護者、また18～39歳の市民を対象にアンケート調査を実施し、計画策定の基礎資料としています。

(1) 子育て家庭の状況

① 世帯構成

就学前児童・小学生のいる世帯は「親と子の2世代世帯」が73.1%と多く、「祖父母等と親子の3世代世帯」が24.1%となっています。小学5年生・中学2年生・高校生等のいる世帯においても、「親と子の2世代世帯」が64.6%、「祖父母等と親子の3世代世帯」が27.8%となっています。



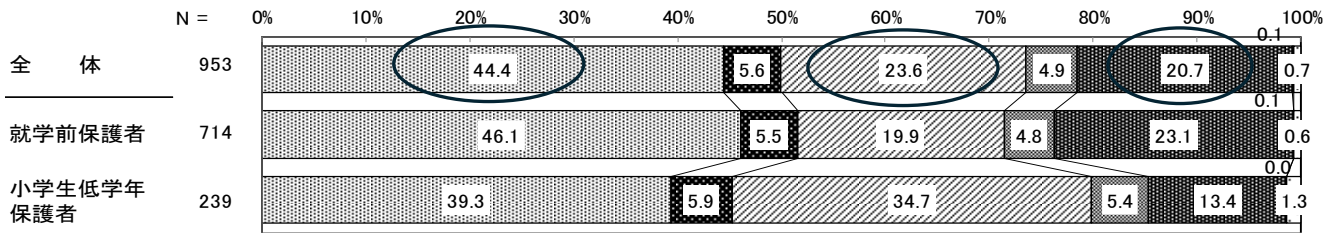
② 保護者の就業状況

就学前児童・小学生の母親の就業状況は「正社員・正規職員・会社役員」が44.4%と多く、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が23.6%、「働いていない（専業主婦／主夫を含む）」が20.7%となっています。

小学5年生・中学2年生・高校生等の母親の就業状況は、「正社員・正規職員・会社役員」が38.1%、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が29.1%、「嘱託・契約社員・派遣職員」が10.0%、「働いていない（専業主婦／主夫を含む）」が9.4%となっています。父親は「正社員・正規職員・会社役員」が多くを占めており、父親・母親の就労状況から就学前児童・小学生、中高生保護者とも共働き世帯が約72%と多くなっています。

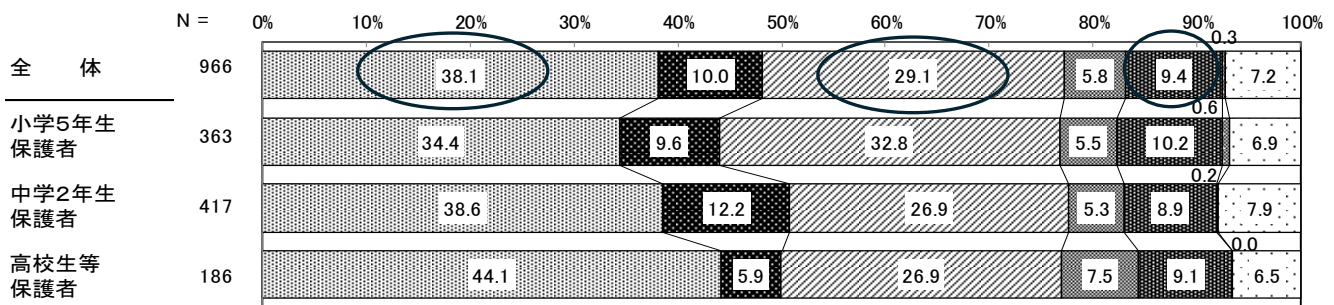
問12保護者の就労状況・母親[%]

☐ 正社員・正規職員・会社役員
☐ パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
☐ 働いていない(専業主婦/主夫を含む)
☐ 無回答
☐ 嘱託・契約社員・派遣職員
☐ 自営業(家族従業者、内職、自由業等)
☐ わからない



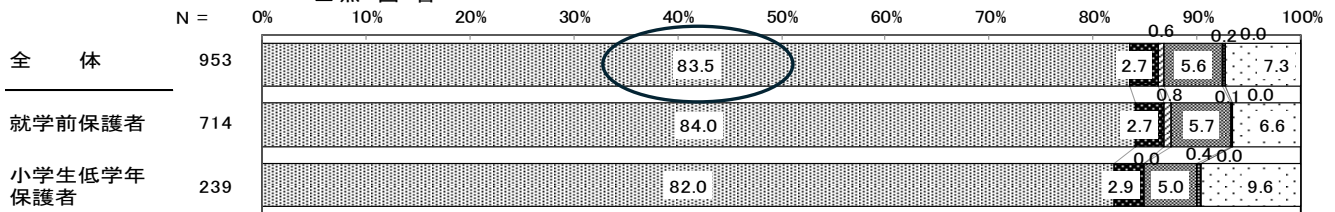
問11保護者の就労状況・母親[%]

☐ 正社員・正規職員・会社役員
☐ パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
☐ 働いていない(専業主婦/主夫を含む)
☐ 無回答
☐ 嘱託・契約社員・派遣職員
☐ 自営業(家族従業者、内職、自由業等)
☐ わからない



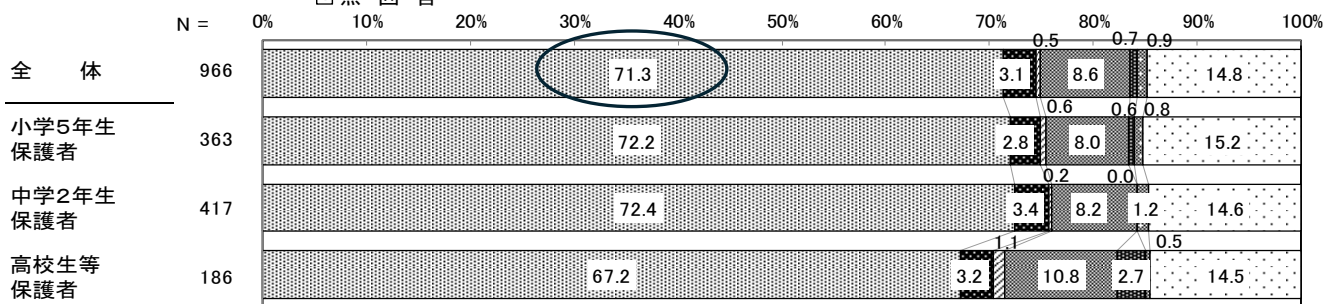
問12保護者の就労状況・父親[%]

☐ 正社員・正規職員・会社役員
☐ パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
☐ 働いていない(専業主婦/主夫を含む)
☐ 無回答
☐ 嘱託・契約社員・派遣職員
☐ 自営業(家族従業者、内職、自由業等)
☐ わからない



問11保護者の就労状況・父親[%]

☐ 正社員・正規職員・会社役員
☐ パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員
☐ 働いていない(専業主婦/主夫を含む)
☐ 無回答
☐ 嘱託・契約社員・派遣職員
☐ 自営業(家族従業者、内職、自由業等)
☐ わからない

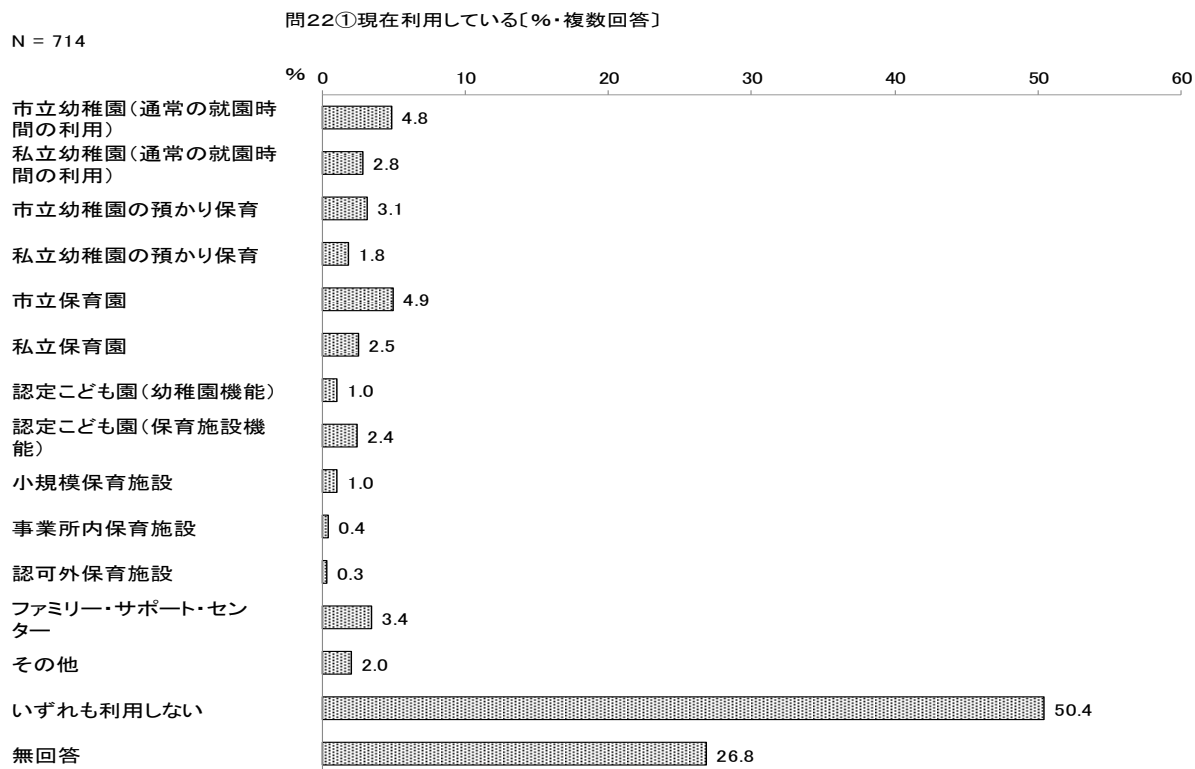


	全 体		共働き世帯		共働きでない世帯		その他の世帯	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
就学前・小学生低学年保護者	953	100.0	691	72.5	189	19.8	73	7.7
小学5年生・中学2年生・高校生等保護者	966	100.0	695	72.0	92	9.5	179	18.5

(2) 定期的な教育・保育の利用(就学前児童保護者のみ)

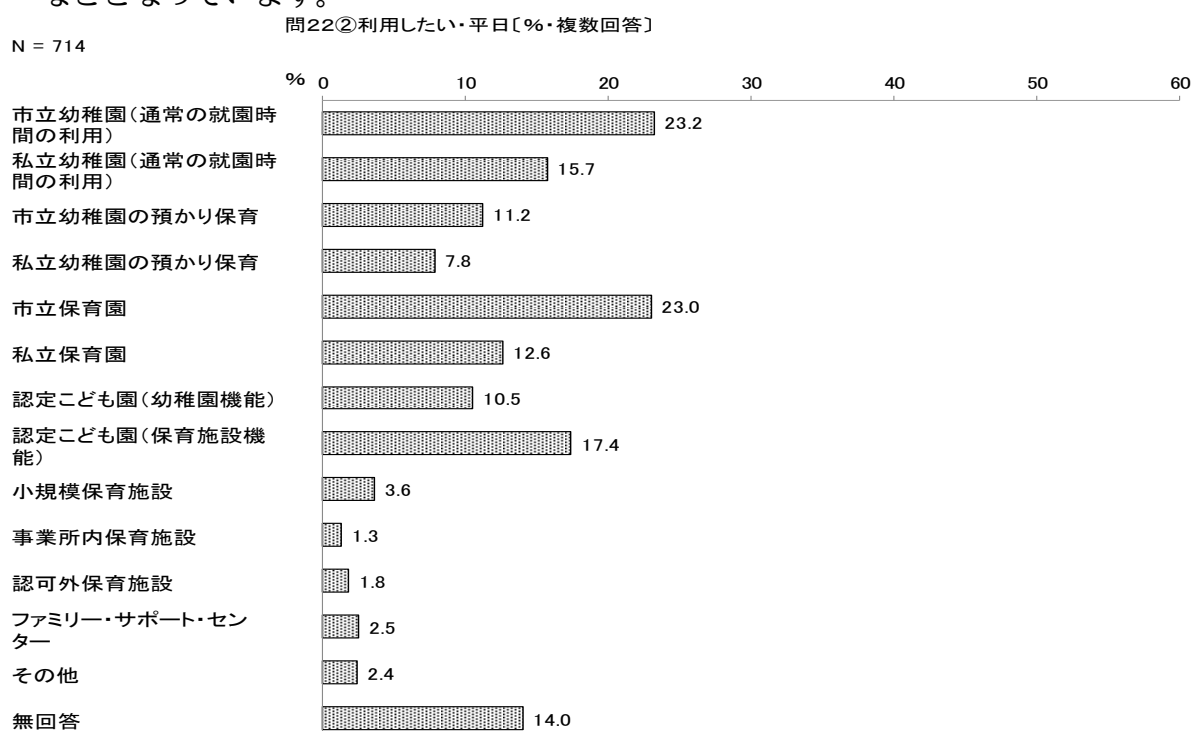
① 現在の利用状況

「市立保育園」が4.9%、「市立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が4.8%、「ファミリー・サポート・センター」が3.4%、「いずれも利用しない」が50.4%となっています。



② 今後の利用希望

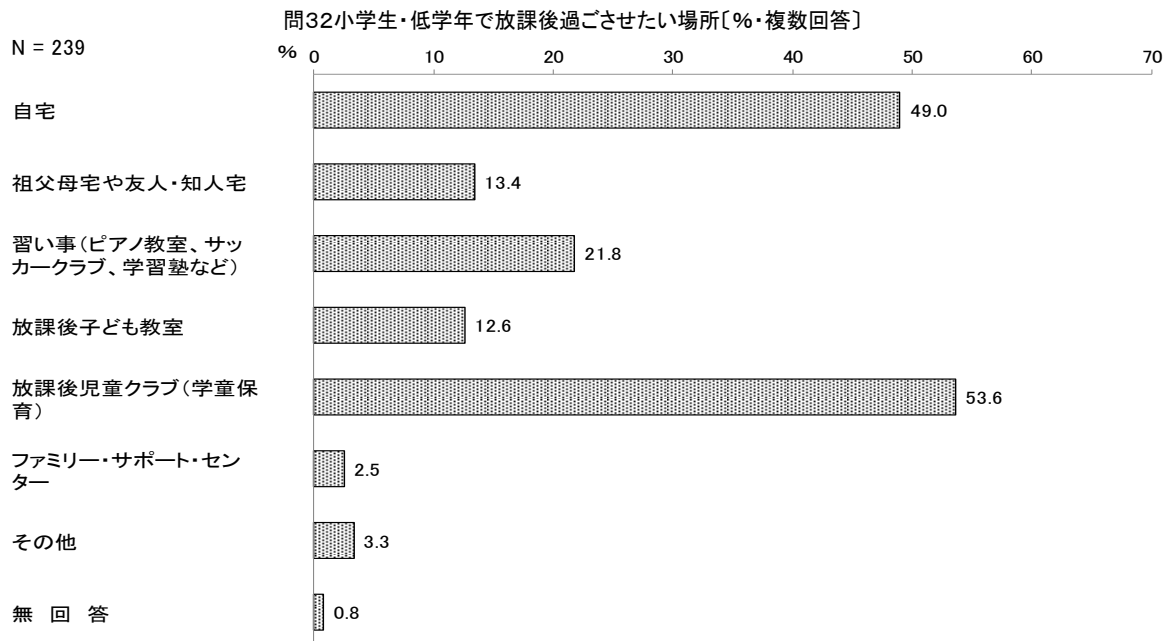
「市立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が23.2%、「市立保育園」が23.0%、「認定こども園（保育施設機能）」が17.4%、「私立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が15.7%などとなっています。



(3)放課後の過ごし方(小学校低学年保護者のみ)

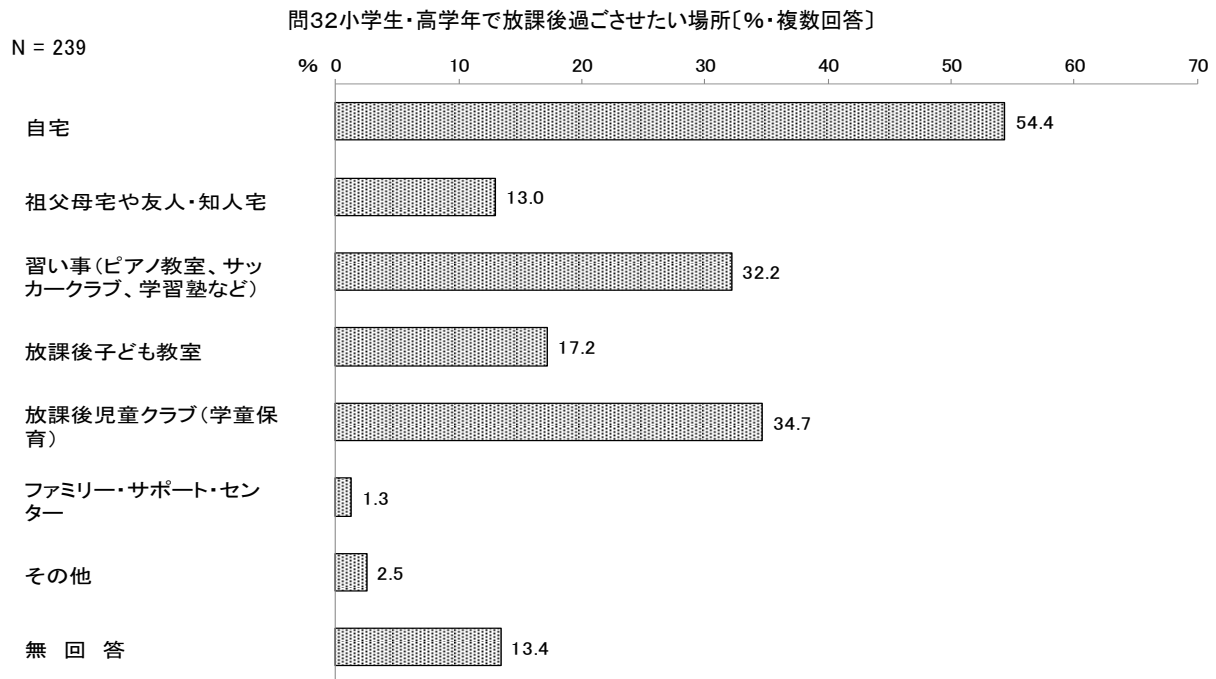
①こどもが低学年のときに過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ（学童保育）」が53.6%、「自宅」が49.0%と多くなっています。



②こどもが高学年のときに過ごさせたい場所

「自宅」が54.4%と半数を超え、「放課後児童クラブ（学童保育）」が34.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が32.2%、「放課後子ども教室」が17.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」が13.0%となっています。



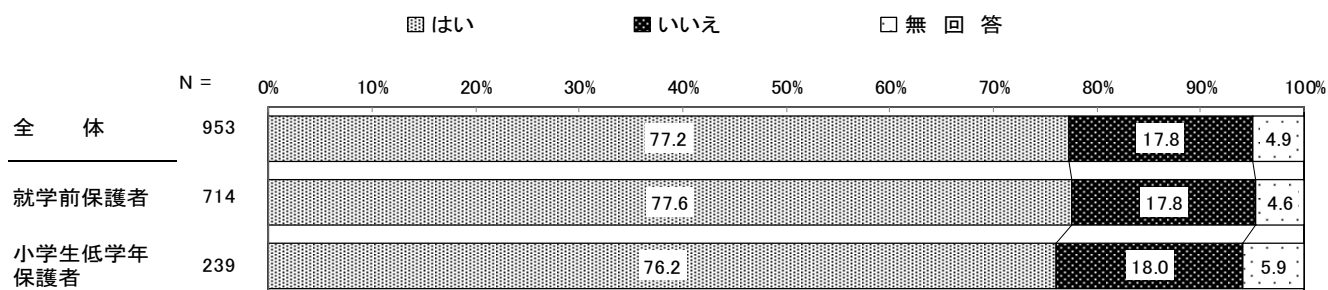
※「放課後児童クラブ」は保護者が就労等の理由で家にいない児童を対象に遊びや生活の場を提供する保育領域の事業です。一方、「放課後子ども教室」は保護者の理由等に関係なく希望する児童を対象に体験や地域住民との交流などを提供する居場所づくりに関連する事業です。

(4)今後の暮らしに関すること

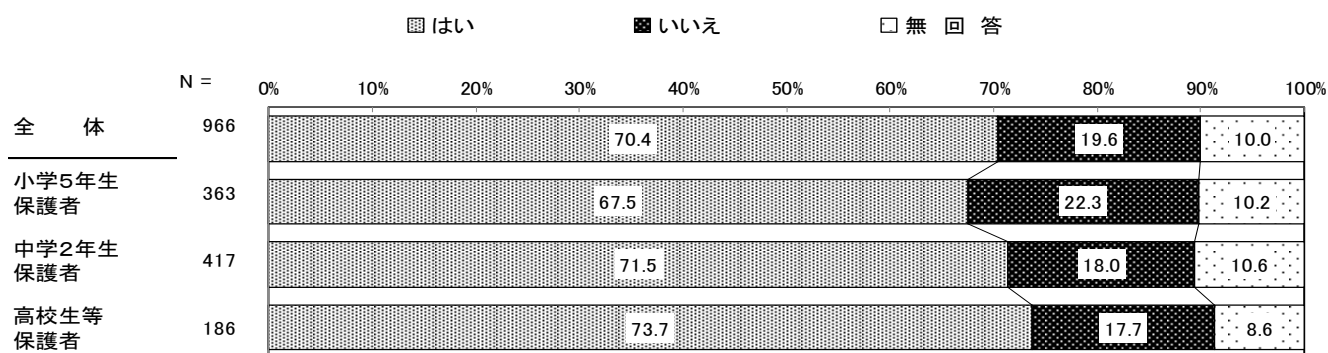
①白河市での子育て

就学前児童・小学生保護者は、全体で77.2%、小学5年生・中学2年生・高校生等保護者は、全体で70.4%が「はい」と回答しています。

問52白河市での子育ての継続意向[%]



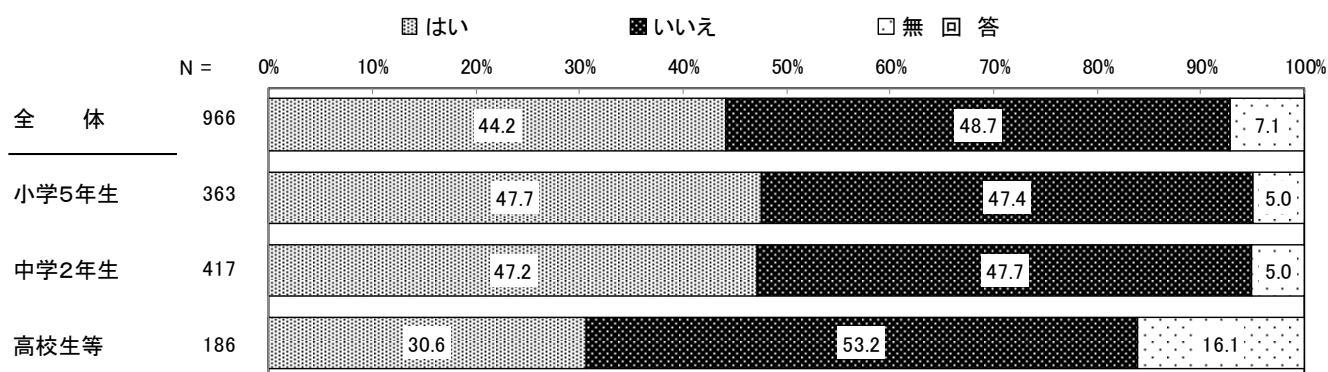
問37白河市での子育ての継続意向[%]



②将来の居住意向

小中高生等本人では、「はい」が44.2%となっています。高校生等は「はい」が30.6%と少なくなっています。

問16白河市の定住意向[%]



4. こども・子育てに関する課題の整理

こどもと子育て家庭を取り巻く課題について整理します。

(1) こどもと子育て家庭を取り巻く状況の変化

こども人口とともにこどものいる家庭も減少するなか、親と子と祖父母等が同居する三世帯世帯は減少し、親と子の核家族世帯の割合が上昇しています。また、共働きの子育て世帯が増えており、働きながら育児期を過ごす母親も増えています。アンケート調査では就学前児童の母親は、育児休業中等を含め44.4%がフルタイムで就業しており、何らかの職に就いている割合は78.5%と、前回調査（令和元年度に実施した「第2期子ども・子育て計画」策定のためのアンケート調査）より11.6ポイント増加しています。

核家族世帯の増加に加え、こどもが幼少期のうちから共働きである世帯も増加していることから、こども施策には子育てと仕事の双方の視点が必要です。

また、父親・母親ともに子育てを担っている家庭が増えている一方、子育てに孤立を感じたり育児の負担感が増した際に、身近に不安や悩みを気軽に相談できる人やこどもの預かりを頼める人がいない場合などもあり、子育て家庭のSOSに応えられる保育サービス等の提供、情報発信などが求められています。

(2) 地域のつながりの希薄化

高齢化や過疎化、コロナ禍の影響などにより地域コミュニティのつながりは希薄化していますが、町内会や市民活動、子育てひろばなど、多様な関わりはこどもの健全な成長に欠かせないものであり、子育て当事者の孤立感の解消にもつながります。また、様々な体験を通して得られる価値観の広がりには限定された人間関係で育むことは難しいため、地域に集まり共に活動できる場や機会を作り、地域全体でこどもの成長を応援していくことが必要です。

(3) 地域安全に対する不安の増大

社会が複雑化し、こどもが被害にあう事件・事故が増加する中、こどもの安全を守るための取り組みが求められています。

通学路の歩道の確保、防犯灯・街路灯の整備、交通安全対策、通学時の見守りや防犯活動など地域安全活動を実施していますが、地域の声を踏まえて歩道や街灯、防犯カメラの設置を促進するとともに、地域の協力を求めていきながら、地域安全活動を推進していく必要があります。

(4) 支援が必要なこどもと子育て家庭への対応

家庭での児童虐待、学校でのいじめなどは、こどもの心身の健やかな成長を阻害する重大な問題であり、こどもの人権にかかわる深刻な問題です。また、障がい等でいきづらさを抱えているこども、様々な理由で生活困難な状態にある家庭など、支援を必要とするこども・子育て家庭の問題は多様化・複雑化しています。個々の状況に対応するため、包括的に支援する体制を確保することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市のこども・若者・子育て当事者への支援は、多様な価値観・考え方を尊重することを前提とし、父母その他の保護者がこどもの発達に応じて適切な指導を行うことを尊重します。そのうえで地域、企業など社会全体が関わりながら、こども・若者の最善の利益を図るものとして推進します。

また、こども・若者が主体的に学び育ち合い、さらには社会の当事者として意見を表明し参加することで、健やかに成長する環境づくりを推進します。

これらを踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり掲げます。

みんなで育てよう 笑顔かがやく白河っ子

2. 基本とする視点

こども施策の推進にあたっては、以下の視点を基本とします。

視点1:こども・若者の最善の利益を図る

こども・若者は、保護者や地域の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していくものであり、生まれながらに権利の主体です。人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとって最善の利益を図ることを基本とします。

視点2:ライフステージに応じて切れ目なく支援する

状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われるように、地域の様々な主体が関わりながら切れ目なく支えることを基本とします。

視点3:すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できる環境を整備する

こども・若者が安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・遊びの機会を通じて自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、良好な環境づくりを基本とします。

視点4:対話・連携しながらともに推進する

こどもや若者、子育て当事者の意見を聴き、対話しながら、ともに施策を進めていくことを基本とします。また、庁内関係課と連携し、こどもに関わる様々な関係者と協働して社会全体で総合的にこどもと子育て家庭を支援することを基本とします。

- ※ 自己肯定感 ありのままの自分自身をかけがえのない存在として肯定的、好意的に受け止める気持ち。自分のことを大事に思うこと。
- ※ 自己有用感 「人の役に立った」「人から感謝された」「人から認められた」など、人とのかわりを通して、自分を肯定的に受け止める気持ち。

3. 基本目標

本市のこども施策の推進にあたっては、基本理念と4つの基本視点を基調として、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標1:未来へつながる こども・若者が主役のまち

こどもの権利、こどもまんなか社会について地域全体に啓発して理解を深めるとともに、こどもが意見を表明できる機会、大人や地域がこどもの意見を聞く機会の確保を図ります。

こどもの健やかな成長を支援するため、幼児教育の充実、豊かな心と健やかな身体の育成、確かな学力の向上など、生きる力を育むとともに、こどもの居場所や多様な体験ができる機会を地域に創出して家庭と地域での教育力の向上を図ります。

基本目標2:こどもと子育て家庭が健やかに明るく暮らすまち

妊娠前や妊娠出産後の相談支援、乳幼児健診などでの健康や発育に関する相談支援を行い、出産前から子育て世帯に寄り添い支援する体制づくりを進め、親子の健康、成長を支えるとともに、こどもの成長段階にあわせた心身の健康支援を推進します。

基本目標3:子育てを応援するまち

子育て支援サービスや保育サービスの推進、相談や情報提供を含めた子育て支援ネットワークの構築、経済的負担の軽減策など子育て家庭を支える施策を推進し、子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを進めます。また、多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進など子育てを理解し、応援する地域づくりに向けて取り組みます。

基本目標4:安全安心で快適に育ち、暮らすまち

安全で快適な環境でこどもが育ち、子育てができるように、居住環境の向上、道路・公共施設等の整備促進を計画的に推進するとともに、こどもを交通事故、犯罪等の被害から守るための地域安全活動を推進します。

基本目標5:支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

いじめや不登校など問題を抱えるこどもの早期発見と支援の充実、児童虐待防止対策の充実、障がい児福祉施策の充実など、支援や関わりが必要なこども・家庭を包括的に支える体制づくりを推進します。

基本理念

みんなで育てよう 笑顔かがやく白河っ子

基本視点

こども・若者の
最善の利益を図る

ライフステージに応じて
切れ目なく支援する

すべてのこども・若者が
幸せな状態で成長で
きる環境を整備する

対話・連携しながら
ともに推進する

基本目標

未来へつながる こども・若者が主役のまち

こどもと子育て家庭が健やかに明るく暮らすまち

子育てを応援するまち

安全安心で快適に育ち、暮らすまち

支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

4. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の展開
みんなで育てよう 笑顔かがやく白河っ子	基本目標1 未来へつながる こども・若者が主役のまち	(1) 将来に明るい希望が持てる地域社会の実現 (2) 人権尊重の推進 (3) 生きる力を育む教育の充実 (4) 多様な学びと居場所づくり (5) 家庭・地域の教育力の向上 (6) こども・若者の意見表明の機会の充実
	基本目標2 こどもと子育て家庭が 健やかに明るく暮らすまち	(1) 親子の健康の確保 (2) 養育支援と発達支援の推進 (3) 食育の推進 (4) 思春期保健の推進 (5) 地域医療体制の充実
	基本目標3 子育てを応援するまち	(1) 保育・子育て支援サービス等の充実 (2) 相談支援 (3) 経済的支援の推進 (4) まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進
	基本目標4 安全安心で快適に育ち、 暮らすまち	(1) 居住環境の向上と快適なまちづくりの促進 (2) 安全・安心のまちづくりの推進
	基本目標5 支援が必要なこども・若者・ 子育て当事者も 希望を叶えるまち	(1) 学校生活等課題を抱えるこどもの支援 (2) 児童虐待防止対策の推進 (3) 障がい児施策の充実 (4) こどもの貧困・生活困窮対策 (5) ひきこもり支援の推進 (6) ケアラー支援の推進 (7) ひとり親家庭の自立支援 (8) 若者の希望が叶う環境づくりの推進 (9) 包括的支援体制の充実
	子ども・子育て支援事業計画 (第3期)	1. 基本方針 2. 教育・保育給付 3. 地域子ども・子育て支援事業 4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の 一体的提供等の推進
	白河っ子未来応援計画 (こどもの貧困解消対策推進計画)	1. 基本方針 2. 施策の展開 基本目標1 教育支援 基本目標2 生活支援 基本目標3 就労支援 基本目標4 経済的支援
	子ども・若者育成支援計画	1. 基本方針 2. 施策の展開 基本目標1 こども・若者が社会の一員として 意見を形成・表明し、社会的自立 に向けて成長する環境づくり 基本目標2 すべてのこども・若者の健やかな 成長を社会全体で後押しする環 境づくり

第4章 基本施策の展開

基本目標1:未来へつながる こども・若者が主役のまち

(1)将来に明るい希望が持てる地域社会の実現

現状・課題

急速に進んでいる少子化は様々な要因が絡み合う問題であり、即効性のある解決策はありませんが、地域生活を営むすべての人に関わりのある重要な問題です。

施策の方向

市全体で取り組む重要な問題であるという認識を全庁的に共有し、長期的視野で包括的に進めます。

主な取組・事業

少子化対策の推進 ●こども支援課 ●全課	市長を会長とする少子化対策会議を開催し、全庁的に連携して少子化対策を検討し、一丸となって推進します。
	市民全体

(2)人権尊重の推進

現状・課題

こどもはひとりの人間として最大限に尊重され、心身の発達過程にあるものとして守られなければなりません。しかし、いじめや体罰、児童虐待といったこどもが被害者となる事案が後を絶たず、アンケート調査では、こども本人の11.6%が「いじめられたことがあった、ときどきあった」と回答しています。

こどもの心身の健やかな成長と安全が保障されるために、こどもの人権を尊重するとともに、こどもたち自身が生きる権利や暴力から守られる権利、参加する権利など様々な権利の主体であることを認識し、相互に尊重し合うことが重要です。

施策の方向

こどもの人権等について、大人もこどもも含めて地域全体に啓発し、人権教育を推進します。こどもの人権尊重を基本に、こどもたちの意見を聞き、共生するまちづくりを推進します。

主な取組・事業

こどもの人権等に関する普及啓発の促進 ●こども支援課 ●学校教育課	こどもも大人と同じくひとりの人間として権利を持つという考え方のもと、すべてのこども・若者が自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
	文部科学省「人権教育指導方法等の在り方について」に基づき、人権に関する知的理解を深め人権感覚を育成し、実践につながるよう各小中学校へ指導します。
	学童期・思春期
人権教育の推進 ●学校教育課	「特別の教科 道徳」等での人権教育を継続するとともに、人権擁護委員会の活動を各小中学校でも取り入れ、思いやりの心、他の人権を尊重する心等、意識の向上に取り組みます。 各校での「人権教室」の実施に加え、中学校では「人権作文コンクール」への応募、人権に関する資料の配付・活用など啓発を図ります。
	学童期・思春期

(3)生きる力を育む教育の充実

現状・課題

「社会の変化に適切に対応し、自ら考え主体的な判断に基づいた行動や表現ができる児童生徒の育成」を目指し、未来を切り拓く人間力を育む教育活動を推進しています。社会変化が大きく先行きの見通しの難しい令和の時代をたくましく生きぬく力を養えるように教育環境の充実を図っていくことが重要です。

施策の方向

こどもたちが生きる力を伸ばし未来を切り拓く人間としてたくましく育つように、学校教育環境の充実を図るとともに、教育支援体制等の拡充に取り組みます。

主な取組・事業

①確かな学力を育てる教育の推進

基礎学力向上推進事業 ●学校教育課	年3回、各小中学校の代表による学力向上推進会議を開催し、研究集録を作成し、学力向上の推進を図ります。全体での取り組みに加え、各校の取り組みを個別に支援する体制の充実に努めます。
	学童期・思春期
国際理解教育の拡充 ●学校教育課	すべての小中学校にA L T（外国語指導助手）を配置し、英語教育を推進します。小学校での英語活動への対応を工夫し、小学校からの英語教育の充実を図ります。
	学童期・思春期

情報教育の充実 ●学校教育課	児童生徒用一人一台端末や教師用端末を計画的に更新するとともに、学校全体の情報教育の充実を図ります。 情報モラルに関する研修を積極的に進め、情報モラル教育の充実を図ります。
	学童期・思春期
学校図書館利活用の推進 ●学校教育課	各小中学校に学校司書を配置し、学校図書館としてこどもたちの読書環境の充実を図り、本に親しむこどもたちを増やします。
	学童期・思春期

②豊かな人間性を育む教育の推進

キッズシアターの開催 ●生涯学習スポーツ課	キッズシアター（演劇教室）を開催し、演劇鑑賞を通して、児童の感性や創造性、人間性など豊かな情操の育成を図ります。
	学童期・思春期
子どもの読書活動推進事業の実施 ●図書館 ●こども育成課 ●学校教育課	「第三次白河市子ども読書活動推進計画（令和5年策定）」に基づき、図書館での調べ学習等に対応できる資料の充実、児童サービスに関する専門性を持った図書館職員の育成・配置、ブックスタート事業による図書の配布に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園、学校と連携を図りながら読書活動の推進に努めます。 また、10代に向けた図書館だより「SASUKENE」の発行、読み聞かせボランティアの協力による幼児から小学生向けの読み聞かせ等、図書館をより身近なものとして感じてもらうための活動を推進します。
	幼児期・学童期・思春期・青年期
図書館活動の推進 ●図書館	「おはなし会」等のこどもと本を結ぶ館内行事や本に関する相談業務を行い、発達段階に応じた楽しく豊かな本との出会いを推進します。
	幼児期・学童期・思春期・青年期
道徳教育の充実 ●学校教育課	各小中学校で「特別の教科 道徳」に取り組み、その実施状況について全校調査を継続して実施し、学習状況や道徳性の成長の様子など学校教育全体を通した適切な評価ができるよう指導法の啓発に努めます。また、研究指定校の取り組みを各校に情報共有し、研究成果を全校に拡げます。
	学童期・思春期
多様な体験活動の推進 ●学校教育課	小中学校を通して地域とふれあう機会を設定し、多様な体験活動を推進します。 小学校では総合学習の時間等に地域を知る活動や地域に関わる授業を、中学校では職業体験活動を実施します。
	学童期・思春期
白河市歴史・文化再発見事業 ●学校教育課	小学1年生から中学3年生までが体験を通じて系統的に白河の歴史、文化について学ぶ機会を設定し、生まれ育った白河市に誇りを持つ学習を推進します。
	学童期・思春期
白河市歴史民俗資料館・小峰城歴史館の活用 ●文化財課	歴史民俗資料館・小峰城歴史館において、企画展・特別企画展を開催し、あわせて図録・資料目録・報告書等を刊行することで、白河の歴史文化に関する学びや、文化財に接する機会を提供します。
	学童期・思春期・青年期

③健やかな体を育む教育の充実

こどもの体力・運動能力向上事業の推進 ●学校教育課 ●こども育成課	幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校において、コーディネーショントレーニング（運動による身体への刺激を通して学習する能力を高めるとともに知性や感性の向上を図るもの）を導入し、バランスよく体力・運動能力を高めるようにします。
運動部活動の支援 ●学校教育課	地域人材による部活動指導員を配置し、運動部活動の支援を行うとともに、体罰等の根絶に向けて服務倫理委員会等の取り組みを推進します。また、学校のニーズにより、部活動指導員の配置人数を検討します。
食育事業の推進 ●こども支援課 ●健康増進課 ●こども育成課 ●学校教育課 ●健康給食推進室	「白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図ります。 各小中学校では、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養います。また、小学6年生を対象に尿中塩分摂取推定量の測定と希望する小学校に医師または保健師・管理栄養士による減塩教育を実施するとともに、小学生に「へる塩健康応援店の紹介」チラシを配布し、こどもを通じて保護者へ減塩の普及啓発を図ります。 献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を学校・保護者に周知します。 食生活改善推進協議会では、毎月19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事や減塩、野菜摂取の大切さなど食を通じた健康づくり活動を推進します。
口腔の健康管理 ●こども支援課 ●こども育成課 ●学校教育課	フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口事業の実施、さらに歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、実践につなげます。

④教育支援体制の充実

スクールカウンセラー配置事業 ●学校教育課	市内すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者にカウンセリングを行います。また、スクールカウンセラーと教職員によるコンサルテーション（相談、専門家の診断や鑑定を受けること）を行い、関係機関との連携を図りながら、問題の早期対応につなげます。
教育支援センターの開設 ●学校教育課	不登校の児童生徒のために教育支援センター「さわやか教室」を心の居場所として機能させ、小集団活動によりコミュニケーション能力を育むとともに、学校や保護者との連携を密にし、本人の興味や意思を踏まえ、学校復帰が図られるようにします。

特別支援教育支援員配置事業 ● 学校教育課	特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活をサポートするための支援員を配置するとともに、資質向上のための研修会を定期的実施します。
	学童期・思春期
生徒指導体制の充実 ● 学校教育課	いじめ等の問題に対し生徒指導主事を中心に迅速に対応できるよう、「いじめ対策連携協力会議」（生徒指導協議会）等を通じた体制の充実を図ります。
	学童期・思春期
生徒指導に関する学校支援 ● 学校教育課	担当指導主事等が各学校を訪問し、生徒指導上の課題等について協議を行います。 各学校において、スクールカウンセラーを活用したQ Uテストの研修会を実施します。 ※ Q Uテスト 学校生活意欲と学級満足度の2つの尺度で構成されており、学級経営のための有効な資料が得られるとともに、いじめや不登校などの問題行動の予防と対策につながる。
	学童期・思春期
家庭児童相談事業 ● こども支援課	家庭児童相談室では、0歳から18歳未満のこどもと子育て当事者を対象に、こどもを取り巻く様々な問題における相談において、必要な関係機関につなげます。
	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・子育て当事者
こども家庭センターの設置 ● こども支援課	令和6年4月に、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの新たな支援体制をスタートさせました。 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげます。
	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者

⑤教育環境の充実

学校経営の充実 ● 学校教育課	各小中学校の学校経営ビジョンに基づいた児童・生徒の育成、教職員の指導力向上、保護者・地域との連携強化を推進し、「生きる力を育む教育の充実」を図ります。 保護者や地域の方々が授業や行事に参加できるよう工夫し、開かれた学校づくりに努めます。
	学童期・思春期・子育て当事者
学校運営協議会の活用 ● 学校教育課	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の運営を充実させるとともに、地域住民等に学校活動を知ってもらう機会を増やすことで、地域の実情を踏まえた実効性のある学校評価につなげるとともに、学校経営ビジョンへ反映されるよう協議会の活性化を図ります。
	学童期・思春期
教職員の資質の向上 ● 学校教育課	年度ごとに研究公開を実施することで、積極的に研修に取り組む教職員を増やし、その成果を教員同士が共有することにより、資質向上を図ります。
	学童期・思春期

安全管理の推進 ● 学校教育課	毎月「安全の日」を設定し安全点検を実施するとともに、日常の安全管理を徹底し、児童生徒の事故防止に努めます。
	学童期・思春期
施設の整備・維持管理 ● 教育総務課	快適で安全・安心な学校環境を提供するために、老朽校舎の改築や改修など、学校施設の整備を計画的に行います。
	学童期・思春期
保育園・幼稚園・認定こども園と小学校の連携 ● 学校教育課 ● こども育成課	教職員研修の一環として小中学校教職員が幼稚園で体験研修を行うとともに、「指導要録」や「保育要録」の記載事項を共有することで児童理解を深め、就学前後の連携強化を図ります。
	幼児期・学童期

⑥ 幼児教育の推進

3年保育の実施・充実 ● こども育成課 ● 民間事業者等	公立幼稚園7園、私立幼稚園6園全園で3年保育（3月末で満3歳になっているこどもが入園する制度）を実施しています。今後も幼児期の発達段階に応じた教育内容・方法などの充実に努めます。
	幼児期
教職員の資質の向上 ● こども育成課	西白幼稚園教育研究協議会の研究テーマに基づき、定期的にの現職教育を行い、園外研修についても積極的な参加を促進します。
	幼児期
教育環境の充実 ● こども育成課	園児が自発的、主体的な態度を養うことができるように、興味を持って取り組める教材、遊具等の整備を図ります。 また、3年ごとの定期点検を実施し、優先順位を決めて修繕を進めます。
	幼児期
施設の整備 ● こども育成課	幼児教育の質的変化や新たなニーズに対応するため、長期的な幼児数の変動を把握し、適正な施設の整備に努めます。 幼児教育にふさわしい環境づくりを目指し、表郷地区の幼稚園・保育園を統廃合し、こども園を開園するほか、施設の適正な維持管理と施設の統廃合を含めた老朽化対策を計画的に推進します。
	幼児期
私立幼稚園への振興助成 ● こども育成課	私立幼稚園・保育園・認定こども園の幼児教育の振興を図るため、市内の各園に対し助成金の支給を行います。
	幼児期

(4)多様な学びと居場所づくり

現状・課題

アンケート調査では、放課後、学校の部活動や地域のクラブに参加していると回答したのは、小学5年生・中学2年生・高校生等の全体で73.5%と多くなっています。また、放課後児童クラブの利用者も増加傾向となっています。

地域のこどもが減少して遊びを通じた仲間づくりや交流の機会が少なくなることは、こどもの社会性の発達と規範意識の醸成に影響することが考えられます。このため、地域にこどもたちが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる機会や居場所を増やしていくことが必要です。

施策の方向

こどもたちが放課後等に自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを進めるため、教育・保育施設や学校、公民館、図書館等の施設の活用を促進し、体験活動、スポーツ活動、世代間交流など学びと体験機会の拡充を図ります。

主な取組・事業

①多様な学び・体験機会の拡充

学校施設の開放 ●教育総務課	市民の文化、スポーツ等の振興を図ることを目的に、学校施設を地域活動の場として開放します。市立学校20校の体育館、校庭及び特別教室を、学校教育に支障のない範囲で開放します。また、施設利用申請の方法について、簡素化及びデジタル化等の見直しを図ります。
	学童期・思春期
スポーツ教室の開催 ●生涯学習スポーツ課	青年期以上を対象とした各種スポーツ教室に加え、幼児・児童を対象とした身体を動かす楽しさを提供するとともに、親子のふれあいを図るなど内容を充実させ、心身ともに健全な青少年の育成への一助とします。
	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
スポーツ少年団活動への支援 ●生涯学習スポーツ課	白河市スポーツ少年団本部加盟団体に対し運営費の一部を助成し、スポーツ活動を通じた心身の健全な育成を目指す活動の広がりを推進します。
	学童期・思春期
文化芸術活動の推進 ●文化振興課	文化芸術に関するワークショップやアウトリーチなど、参加体験型の事業を実施し、小さい頃から気軽に文化芸術に触れ親しめる機会の充実を図ります。
	幼児期・学童期・思春期
白河文化交流館コミネスの活用 ●文化振興課	こどもたちの表現力や創造力を養い、感受性豊かな成長を促すため、芸術文化の鑑賞機会や参加体験型事業の充実を図ります。
	また、文化活動の支援として、幼稚園、保育園、認定こども園、学校が授業または大会、発表会等のために施設を利用する場合に利用料を免除します。
	幼児期・学童期・思春期

公民館活動の推進 ●中央公民館	小学生を対象とした教室を開催し、施設見学や様々な学習を通して、他校や異学年との交流を図り、児童の健やかな心身の発達と思いやりや向上心を高める活動を展開します。
	学童期
屋内遊具施設の設置 ●生涯学習スポーツ課 ●まちづくり推進課 ●こども支援課	市内2か所にある遊び場の利用を促進し、親子のストレス解消とこどもの心身の健全育成を図ります。また、令和9年度開所予定の複合施設内に屋内遊び場を設置し、これまで幼児期中心だったものを小学生も利用できる施設とし、こどもたちの健康の増進と健やかな心の発達を図ります。
	幼児期・学童期・子育て当事者
歴史民俗資料館・小峰城歴史館活動の推進 ●文化財課	歴史民俗資料館は白河の通史、小峰城歴史館は史跡「小峰城跡」について学ぶことができる施設です。実際の文化財に接する機会を提供するとともに、パネルや模型・映像をまじえた解説により、地域の歴史文化に対する多様な学び・体験の機会を提供します。
	学童期・思春期・青年期
自然の大切さを学ぶ機会の創出 ●農林整備課	木工教室や森林環境パネル展等で構成する「子ども自然体験フェスティバル」を開催し、こどもたちが豊かな自然（森林）や木材にふれあい森林や木材の大切さを認識する機会を提供します。
	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
「市民共学」出前講座の活用 ●生涯学習スポーツ課	申込があった団体や学校等に、公的機関の職員や登録会員が講師として出向き、「市民共学」出前講座を開催します。 市公式HP等により、出前講座の活用促進に努めます。
	幼児期・学童期・思春期・青年期
青少年育成関係団体への支援 ●生涯学習スポーツ課	こどもたちの好奇心や探求心に応える活動を行うボーイスカウト活動に対し運営費の一部を助成し、心身ともに健全な人材の育成とともに多様な学びを推進します。
	学童期・思春期
総合型地域スポーツクラブの支援 ●生涯学習スポーツ課	地域住民が主体的に運営し、誰もが参加できるスポーツクラブでは、多世代間の交流の機会も提供します。 クラブの自主事業及び未設置の地域がクラブを立ち上げる際に補助金を交付します。
	学童期・思春期・青年期

②居場所づくり

複合施設の整備 ●関係各課	市民会館跡地に、令和9年度の完成を目指して「生きがいづくり」「子育て支援」「交流」などの多機能型の複合施設を整備し、学びや交流、憩いの場を提供します。
	幼児期・学童・思春期・青年期・子育て当事者
放課後子ども教室推進事業 ●こども育成課	学校の余裕教室等を活用し、希望する児童を対象に勉強やスポーツ・文化活動などの体験や地域住民との交流など、地域の特性を活かした活動を行います。
	学童期
こどもの居場所づくり支援事業 ●こども支援課 ●民間事業者	様々な支援を必要とするこどもたちのために、地域での居場所（こども食堂）をつくり、食事・団らんの場の提供や学習支援を行います。
	学童期・思春期

(5)家庭・地域の教育力の向上

現状・課題

核家族化、少子化の進行と地域のつながりの希薄化等により、こどもや子育て家庭と知り合ったり、声をかけあったりする機会が少なくなり、家庭と地域の教育力の低下が指摘されています。家庭の子育て力を育てていくための家庭教育の充実と地域がこどもや子育て家庭のことを理解する機会を作っていくことが必要です。

施策の方向

こどもを地域全体で育てる観点から、こどもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行うとともに、地域での交流活動をきっかけに、学校、家庭及び地域が相互に連携して家庭と地域の教育力の向上を図ります。

主な取組・事業

①家庭教育の推進

家庭教育学級への支援 ●生涯学習スポーツ課	家庭教育は、家族とのふれあいや共同体験を通じ、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点です。各学校等で開催する家庭教育学級事業費の一部を助成し、その取り組みを支援します。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）
コミュニティ活動への支援 ●生涯学習スポーツ課	コミュニティ活動を支援するために、「市民共学」出前講座の活用を促進します。
	市民全体
本とのふれあい ●図書館	1歳児健診時に読み聞かせと絵本のプレゼント、3歳児健診時に図書館で使える引換券の配付を実施することで、読書を通じて親と子がコミュニケーションを育む機会を提供します。
	幼児期・子育て当事者
マタニティコンサートの開催 ●文化振興課	妊娠した女性たちに心身ともにリラックスしていただくために、コミネスを会場に妊婦とこどもを対象としたマタニティコンサートを実施します。
	妊娠期・乳幼児期・子育て当事者
子育て支援・地域活動事業 ●こども育成課	市内の認可保育園 12 園で毎月 1 ～ 2 回、保育園を開放し、未就園親子を中心に触れあい遊びや育児相談を行います。
	幼児期・子育て当事者

②青少年健全育成支援活動の推進

子ども会育成支援事業 ●生涯学習スポーツ課	「福島県子ども会安全共済会」の保険加入手続きや青少年育成関係事業の情報提供を行います。
	幼児期・学童期・子育て当事者
青少年健全育成市民会議への支援 ●生涯学習スポーツ課	白河市青少年育成市民会議が行う「青少年健全育成推進大会」や、各地域の市民会議に対し、必要な支援を行います。
	学童期・思春期

白河市少年センター事業 ●生涯学習スポーツ課	少年補導員による地域の実情を踏まえた補導活動や育成環境の浄化活動等のほか、関係機関と連携しながら、青少年の非行防止と健全な育成を図ります。
	学童期・思春期
白河市少年補導員連絡協議会への支援 ●生涯学習スポーツ課	市主催の少年補導員研修会を開催するほか、福島県少年センター連絡協議会研修会へ参加する等、少年補導員の資質向上を図るための支援を行います。
	学童期・思春期

(6)こども・若者の意見表明の機会の充実

現状・課題

アンケート調査で「市役所がこどもたちの意見を聞く機会があれば利用したいか」と質問したところ、利用したいと回答したのは小学5年生・中学2年生・高校生等全体で65.5%と多く、18～39歳の市民では39.9%となっています。こどもの声をいかしたまちづくりを推進するため、企画や意見の発表の場を提供できる環境づくりが必要です。

施策の方向

こども・若者の意見や要望を反映できるように、企画や意見を表明できる環境づくりに取り組みます。

主な取組・事業

①こども・若者の意見表明の機会の充実

「仁のつどい」の開催 ●学校教育課	各小中学校から代表児童生徒が集まり、小学生は思いやりに関わる本の紹介や感想の発表、中学生は各校におけるいじめ防止の取り組みの発表やいじめ問題についての話し合いを行います。
	学童期・思春期
「しらかわ未来フォーラム」の開催 ●学校教育課	市長や市職員が各中学校を訪問し、生徒たちが白河の未来に向けた意見交換を行います。中学生が、市長や市職員との対話を通じて将来を担うひとりとしての自覚を高めるとともに、郷土愛の醸成を図ります。
	学童期・思春期

②こども・若者の声を生かしたまちづくりの推進

こども・若者の声を生かしたまちづくりの推進 ●関係各課	こども・若者の意見や要望をまちづくりに反映するため、企画や意見の発表の場を提供する環境づくりに努めます。
	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者

基本目標2:こどもと子育て家庭が健やかに明るく暮らすまち

(1)親子の健康の確保

現状・課題

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて親子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、こんには赤ちゃん訪問などの訪問指導、保健指導等で切れ目ない支援体制を充実していくことが重要です。

施策の方向

こどもが心身ともに健やかに成長し、保護者が安心して子育てができるように、こどもの発育・成長段階に応じ、妊娠期から乳幼児期に寄り添い支援する体制の充実を図ります。

主な取組・事業

①母子保健の推進（妊娠期）

母子健康手帳の交付 ●こども支援課	妊娠、出産、こどもの成長記録として活用できるよう、妊娠届出時に母子健康手帳を交付します。交付時に母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票の使い方の説明、母子保健事業の紹介、妊娠中の生活についての指導、こども医療費助成制度及び児童手当の手続きの説明を行います。 子育て当事者
父子健康手帳の交付 ●こども支援課	父親の育児参加を促すため、育児に関する基本情報やこどもの心と体の発達等が記載されている『イクメンビギナー必携ノート』を第1子の父親に対して、母子健康手帳とあわせて交付します。 子育て当事者
プレコンセプションケア ●こども支援課	婚姻届を提出した夫婦で将来妊娠を希望する女性と、妊娠届を提出し母子健康手帳の交付を受けた妊婦に対して葉酸摂取に関するリーフレットを配布し周知啓発を行います。 ※プレコンセプションケア 将来の妊娠を考え、妊娠前から女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合い、健康づくりに取り組むこと。 （プレ＝～の前に / コンセプション＝妊娠、受胎） ※葉酸（ようさん） ビタミンB群の栄養素で、妊娠初期に「神経管」（脳や脊髄のもと）が正常に形成されるために欠かせないビタミン。また、「造血ビタミン」とも呼ばれ、妊娠期の貧血や高血圧症候群の予防にも効果がある。 青年期、子育て当事者（妊娠期）
妊産婦健康診査 ●こども支援課	妊娠、出産後の母体の健康状態を診査するため、妊娠中15回、産後2回分の受診票を母子健康手帳交付時に配付します。また、里帰り出産など県外で妊産婦健康診査を受ける場合の費用も助成します。 子育て当事者（妊娠期・乳児期）

妊婦にやさしい遠方出産 支援助成事業 ●こども支援課	遠方の分娩施設（出産を扱う病院や診療所、助産所）で出産する妊婦さんに、出産時の交通費や宿泊費の一部を助成します。
	子育て当事者（妊娠期・出産時）
妊産婦訪問指導 ●こども支援課	妊娠・出産・育児に不安のある妊産婦等の家庭を訪問し、保健師、栄養士が様々な相談に応じます。
	子育て当事者（妊娠期・乳幼児期）
Pre-ママパパ教室 ●こども支援課	夫婦、ママ・パパ単独、パートナー同士を対象に、妊娠初期から産後までの過ごし方や育児技術について助産師などから学ぶ教室を開催します。
	子育て当事者（妊娠期・乳児期）
不妊治療費助成事業 ●こども支援課	こどもを持つ・持たないは夫婦の価値観に委ねられるものですが、こどもを希望する夫婦がこどもを持てるよう、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行います。
	青年期

②母子保健の推進（新生児～乳幼児期）

低出生体重児の届け出 ●こども支援課	体重が 2,500 グラム未満の乳児（低体重児）を出生した場合、母子保健法に基づき、保護者による「低体重児出生届」の提出が必要です。生活環境や病気の予防など配慮が必要となるため、個々の状況に応じた必要な支援を行います
	新生児期・子育て当事者
未熟児養育医療給付 ●こども支援課	身体の発育が未熟なまま出生し、入院養育を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受けた場合に、その治療に要する医療費の一部を給付します。
	子育て当事者（新生児期・乳児期）
新生児聴覚検査 ●こども支援課	聴覚障害の早期発見、早期療育を図るため、検査にかかる費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図ります。
	新生児期
乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業 ●こども支援課	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。
	子育て当事者（乳児期）
乳幼児健康診査 ●こども支援課	乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象にした健康診査及び 1 歳児、2 歳児歯科健康診査を行います。
	健診受診後は、要継続支援児を把握し、適切なフォローを行います。また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めます。
乳幼児家庭訪問 ●こども支援課	乳幼児期
	育児不安がある親や各種健康診査、相談後に継続支援が必要な乳幼児に対し、定期的に訪問指導を行います。
乳幼児健康診査 ●こども支援課	乳幼児健診の未受診児の親等に対して健診の必要性を説明し、受診につなげます。
	子育て当事者（乳幼児期）

予防接種事業 ●健康増進課	感染の恐れがある疾病の発生及びまん延予防などを目的に、乳幼児や児童生徒を対象に予防接種を実施します。 定期予防接種に加え、おたふくかぜ、インフルエンザ（生後6か月～中学3年生、妊婦）、妊娠を希望する方やその夫を対象に風しん予防接種の費用を助成します。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者（妊娠期）
口腔の健康管理【再掲】 ●こども支援課 ●こども育成課 ●学校教育課	フッ化物歯面塗布やフッ化物洗口事業の実施、さらに歯科衛生士による講話などにより、口腔の健康管理に対する理解を深め、実践につなげます。
	幼児期・学童期・思春期
母と子の健康づくり行事予定表の作成 ●こども支援課	市民にわかりやすく母子保健事業関係の情報提供を行うため、母子保健事業の年間計画などを掲載した母と子の健康づくり行事予定表を作成し、配布します。
	乳幼児期・子育て当事者

(2) 養育支援と発達支援の推進

現状・課題

出産前後は不安が大きい上に、妊産婦の中には住まいと実家との距離、親子間・家族間の関係等、様々な事情により頼る人が身近にいない状況で出産を迎え、育児をスタートする人もいます。このような状況を当事者のみに任せるのではなく、様々な関係機関が連携し、支援していくことが必要です。また、発育や育児に関する支援についても成長段階に応じた切れ目ない支援が重要となっています。

施策の方向

妊産婦の意思及び育児方針を尊重するとともに、不安や生活上の困りごと等を軽減するための切れ目ない相談支援の充実を図ります。また、産後ケア事業の提供体制の確保と養育者の心身の健康支援を推進するとともに、乳幼児健診や保健指導・相談等と連携して、発育・発達支援体制の充実を図ります。

主な取組・事業

① 育児・養育支援の推進

白河っ子応援センター「ぽっかぽか」 ●こども支援課	妊娠期から子育て期までの必要な情報を、ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供すると同時に、保健師等の専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行います
	子育て当事者（妊娠期、乳幼児期）
子育てスキルアップ事業 ●こども支援課	子育てに大切な基本的な生活リズムや愛着形成の促進、メディアコントロールについての意識の醸成を図るため、母子手帳交付時や乳幼児健康診査時での助言や集団指導、子育て教室での保護者向け講話を実施します。
	子育て当事者（乳幼児期）

産後ケア事業 ●こども支援課	産後ケアを必要とする産後 1 年以内の母子に対し、産後ケアサービス（宿泊ケア・日帰りケア）を提供することにより、産後のお母さんの疲労回復や、育児に関する様々な不安や悩みの解消に努めます。
	子育て当事者（乳児期）
養育支援訪問事業 ●こども支援課	こんにちは赤ちゃん訪問事業実施後に、継続的な支援が必要な家庭を訪問し、相談、助言、指導を行います。
	子育て当事者（乳児期）
育児支援事業 ●こども支援課	育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援します。
	子育て当事者（乳幼児期）
子育てサロン推進事業 ●こども支援課	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成します。
	子育て当事者（乳幼児期）

②発育・発達支援の充実

白河っ子応援事業 ●こども育成課	幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児（4～5歳）を対象にすこやか相談会やフォローアップを実施します。
	幼児期・子育て当事者
発達支援事業 ●こども支援課	発達の遅れ等の可能性がある乳幼児を対象に、発達支援教室の開催や、臨床心理士・言語聴覚士による相談、医師による発達相談会を開催します。
	また、各健康診査の結果、事後確認が必要な幼児に対しては幼稚園・保育園・認定こども園訪問にてフォローを行います。
	乳幼児期・子育て当事者

(3)食育の推進

現状・課題

アンケート調査では、朝食を「毎日食べる」と回答したのは小学5年生・中学2年生・高校生等においては、全体では約70%となっていますが、高校生等だけをみると「毎日食べる」が60%弱と低下しています。

食生活が乱れると心と身体の問題につながることもあり、将来の生活にも影響を及ぼす場合があります。乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図れるように、発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めることが必要です。

施策の方向

食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を早期から身につけて食を通じて心身ともに健康な状態を保てるよう、地域の協力を得ながら食育のための各種事業を推進します。

主な取組・事業

保育園給食の充実 ●こども育成課	入園児が楽しく食事をとれるよう献立を工夫するとともに、食の習慣、知識を学ぶ食育指導や食生活アンケートを基にしたお便りの作成を行い、入園児の健全な発育と教育的な役割を持つ保育園給食の充実を図ります。 幼児期
学校給食の充実 ●健康給食推進室	適切な栄養の摂取による健康の保持増進と体格・運動能力の向上、生涯を通じて健康な生活を送るために、こどもの頃から体によい食べ物を選ぶ力を育て、食事について正しい理解と望ましい食習慣を養えるよう、栄養バランスのとれた多彩な給食を提供します。 学童期・思春期
食育事業の推進【再掲】 ●こども支援課 ●健康増進課 ●こども育成課 ●学校教育課 ●健康給食推進室	「白河市食育推進計画」に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園を訪問し幼少期から食について学ぶ機会を提供するとともに、「早寝・早起き・朝ごはん」の定着をはじめとした家庭での食育の推進を図ります。 各小中学校では、食に関する全体計画に基づき、食事の重要性等について理解を深め、自ら健康な食生活をしようとする実践力と、食に関わる人々に対する感謝の心を養います。また、小学6年生を対象に尿中塩分摂取推定量の測定と希望する小学校に医師または保健師・管理栄養士による減塩教育を実施するとともに、小学生に「へる塩健康応援店の紹介」チラシを配布し、こどもを通じて保護者へ減塩の普及啓発を図ります。 献立表やおたより等を活用して食育の情報や食に関する正しい知識の普及を図るとともに、食生活に関するアンケートを実施して結果を学校・保護者に周知します。 食生活改善推進協議会では、毎月19日の「食育の日」に街頭活動を実施し、バランスの良い食事や減塩、野菜の大切さなど食を通じた健康づくり活動を推進します。 乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者

(4)思春期保健の推進

現状・課題

思春期は、身体的・心理的・社会的に成長が著しく、こどもから大人への移行期でもあり、自己を確立しながら自立していく時期です。その成長過程においては悩みや不安などで精神的に不安定になることや問題行動に結びつくこともあり、適切な対応が必要です。

アンケート調査では、「勉強」や「友達関係」等の悩みや心配事を抱えている児童生徒がみられ、そのうちの大半は「相談できる人がいる」と回答していますが、一方で「だれにも相談できない、相談したくない」との回答が一定数みられます。

こどもの年齢が上がるとともに悩みや心配事も変わることが考えられ、思春期における心身の健康について正しい知識を身につけ、責任ある行動をとれるよう育成することが重要です。

施策の方向

思春期のこどもに対して、心身の健康、性についての正しい知識の普及を図るとともに、自分の心身を大事にし、困ったことなどは相談するなど支援に関する情報提供を行います。

主な取組・事業

心の健康に関する情報提供・知識の普及 ●学校教育課 ●こども支援課	各小中学校において「ＳＯＳの出し方に関する教育」を実施し、心の健康づくりを推進します。また、校長会等において「ＳＯＳの出し方に関する教育」をはじめ、心の健康づくりに関する資料や情報を提供し、意識化を図ります。
	学童期・思春期
ピアカウンセリングの実施 ●学校教育課	先行的に取り組んでいるピアカウンセリングの事例を小中学校に広め、実践できるようにします。生徒指導主事研修会での事例発表会や校長会や教頭会など各種研修会を啓発の機会として活かせます。 ※ピアカウンセリング 同じような背景や悩みを持つ人たちが集まり、仲間として相談し合い、仲間同士で支え合うことを目的としたカウンセリングのこと。
	学童期・思春期
「性に関する指導」の充実 ●学校教育課 ●こども支援課	小中学校における「性に関する指導計画」に基づき、保健師や助産師の協力による授業など発達段階に応じた指導を工夫し、自分自身と相手を大切にすることの重要性を理解させるとともに、自他の性を認め相互に尊重し合う心情を養います。
	学童期・思春期
たばこが健康に及ぼす影響についての教育の推進 ●学校教育課	小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、たばこが喫煙者とその周囲の健康に害を及ぼすことについて理解が深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てます。
	学童期・思春期

アルコールが健康に及ぼす影響についての教育の推進 ● 学校教育課	小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、アルコールの摂取が心身の健康に害を及ぼすことについて理解が深まるよう指導を工夫し、自己の健康マネジメント力を育てます。
	学童期・思春期
薬物乱用防止教育の推進 ● 学校教育課	小中学校における「学校保健全体計画」に基づき、薬物乱用が心身の健康に重大な害を及ぼすことについて理解を深めるとともに、県南保健福祉事務所等と連携し、啓発資材やビデオ及びパネル等を活用して、薬物の影響に関する正しい知識の普及に努めます。
	学童期・思春期

(5)地域医療体制の充実

現状・課題

周産期・小児医療体制の整備は、安心してこどもを生み、育てるために必要な環境づくりの基盤となるものであることから、その充実を図ることが必要です。また、若い世代の人間関係や仕事、健康問題など様々な要因から引き起こされる心の健康問題に早期に対応し、社会の中で生きることを前向きに捉えられる支援が重要です。

施策の方向

関係機関との連携のもと、当番医や救急医療体制、相談先等の周知を図るとともに、地域医療体制の充実を図ります。また、若い世代が心の健康を保つことができるよう、早期に対応する相談支援体制を整備します。

主な取組・事業

成育医療等の提供 ● 健康増進課 ● こども支援課	成育過程の各段階において生じる心や体の健康に関する問題等を包括的に捉えて、適切に対応する医療や保健、これらに関連する教育、福祉等に係るサービス等の提供を推進します。また、こどもが成育過程の各段階において必要な成育医療等の提供を受けられるよう、保護者に対し支援します。 ※成育医療等 妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療及び保健並びにこれらに密接に関連する教育、福祉等に係るサービス等のこと。 ※成育過程 出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程のこと。
	子育て当事者（新生児期、乳幼児期、学童期・思春期）
地域医療体制の整備 ● 健康増進課	安定的・持続的な地域医療体制の整備のため、医師会と連携を図り、医療人材の確保に努めるとともに、地域における啓発事業を実施します。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者

救急医療の充実 ● 健康増進課	小児平日夜間救急医療事業や休日救急医療当番医制事業等を継続し、救急医療体制の充実を図ります。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
当番医等の情報提供 ● 健康増進課	年間予定表や広報紙、ホームページ等を活用し、情報提供を行います。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
心の健康に関する相談・支援の充実 ● 健康増進課 ● こども支援課	人間関係や仕事、健康問題など様々な要因から自殺に傾きかけている人たちに早期に気付き、支え、見守ることができるよう関係機関と連携します。
	青年期・子育て当事者 ※学童期・思春期は各小中学校教育の一環として「心の健康に関する情報提供・知識の普及」を実施します。

基本目標3:子育てを応援するまち

(1)保育・子育て支援サービス等の充実

現状・課題

就学前児童保護者を対象としたアンケート調査では、定期的な教育・保育の今後の利用希望（平日）として「市立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が23.2%、「市立保育園」が23.0%、「認定こども園（保育施設機能）」が17.4%、「私立幼稚園（通常の就園時間の利用）」が15.7%となっています。

また、小学校低学年保護者を対象としたアンケート調査では、こどもに放課後を過ごさせたい場所として、こどもが低学年のときでは放課後児童クラブが53.6%、高学年のときでは自宅の54.4%に次いで放課後児童クラブが34.7%となっています。

共働きの子育て家庭が増え、就学前の早期から就学後まで保育サービスの利用意向がみられ、子育て家庭の状況やニーズを踏まえた教育・保育施設、子育て支援サービスの提供が重要となっています。

施策の方向

利用者の生活実態や多様化するニーズを踏まえて、教育・保育施設や地域のこども・子育て支援サービス等の充実を図ります。

主な取組・事業

①教育・保育サービスの充実

通常保育事業 ●こども育成課 ●民間事業者等	保育指針に基づく適切な保育を提供し、こどもの総合的な心身の発達のための環境づくりに努めるなど、一層の保育内容の充実を図ります。
	乳幼児期
延長保育事業 ●こども育成課 ●民間事業者等	保護者の労働時間の多様化に対応するため、今後も事業を継続します。
	乳幼児期
待機園児の解消 ●こども育成課	待機園児を解消するため、必要に即した保育士を確保するほか、保護者ニーズに対応した施設整備に努めます。
	乳幼児期
施設の整備・維持管理 ●こども育成課	保育環境の新たなニーズに対応するため、幼児数の変動を把握し、適正な施設整備に努めます。 表郷地区の幼稚園・保育園を統廃合し、こども園を開園するほか、施設の老朽化対策に併せて、快適な保育環境の整備を推進します。
	乳幼児期
乳児保育の実施 ●こども育成課 ●民間事業者等	保護者ニーズへの対応として、生後6か月から入園できる乳児保育を継続します。
	子育て当事者・乳児期

保育の質の向上 ●こども育成課 ●民間事業者等	こどもの成長を適切に支援するため、職員に対する研修等を開催し、保育の質の向上を図ります。
	幼児期
放課後児童健全育成事業 ●こども育成課	市内すべての小学校区で実施している放課後児童クラブの保育環境の整備に努めます。また、受け入れ施設の改修を検討する等、待機児童の解消に努めます。
	学童期
一時預かり保育事業 ●こども育成課 ●こども支援課	通常保育の児童と同様の保育時間での預かり、土曜日も平日と同様の保育時間での預かりを実施することにより、保護者の緊急な保育要望に対応できるように努めます（公立4園、私立3園の保育園で実施）。 令和9年度に開所する複合施設内の子育て支援センター（仮称）で一時預かりを実施する予定です。
	子育て当事者・乳幼児期・学童期
幼稚園預かり保育事業 ●こども育成課 ●民間事業者等	保護者の希望に応じて教育標準時間外に園児を引き続き預かる「預かり保育事業」を市内すべての幼稚園で実施します。核家族化や夫婦共働き家庭の増加などを考慮し、今後も預かり保育内容の充実を図ります。
	子育て当事者・幼児期
子育て支援・地域活動事業【再掲】 ●こども育成課	市内の認可保育園 12 園で毎月1～2回、保育園を開放し、未就園親子を中心に触れあい遊びや育児相談を行います。
	幼児期・子育て当事者

②地域における子育て支援サービスの充実

地域子育て支援拠点事業 ●こども支援課 ●民間事業者	乳幼児とその保護者が気軽に集い、語り合い、交流する場として地域子育て支援拠点（おひさまひろば、たんぽぽサロン）を設け、必要に応じて育児相談や子育て情報の提供を行います。
	子育て当事者（乳幼児）
ファミリー・サポート・センター事業 ●こども支援課	子育てを手伝ってほしい人と手伝ってあげたい人が会員となり、こどもの一時的な預かりや保育園・幼稚園等への送迎などの子育てを支え合う事業を支援します。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期）
ホームスタート事業 ●こども支援課	未就学のこどもがいる世帯を対象に、地域の子育て経験者（ホームビジター）が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト（育児放棄）等の虐待防止及び早期発見、並びに親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立の防止などに努めます。
	子育て当事者（乳幼児期）
病児保育事業 ●こども育成課	病気や病気の回復期などにあり、保護者の就労などにより保育の必要がある児童を病院の敷地内の施設で預かる事業です。 関係町村に利用促進を働きかけることで、事業の充実を図ります。
	子育て当事者・乳幼児期・学童期
子育て短期支援事業 ●こども支援課	保護者が疾病、仕事、その他の身体上若しくは精神上若しくは生活環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育又は保護を行います。
	乳幼児期・学童期・思春期・子育て当事者

一時預かり事業 ●こども支援課	ファミリー・サポート・センター及びおひさまひろば（地域子育て支援拠点事業）は、保護者の利便性を図るため、理由を問わない、短時間の一時預かりを行います。
	子育て当事者（乳幼児期）

(2)相談支援

現状・課題

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子育て家庭が子育てについて相談できる人・頼れる人がいない、いわゆる「孤育ての状態」になり、心理的負担感や不安が増大していることが指摘されています。すべての子育て家庭を支援するため、地域における相談や子育て支援サービスを充実し、地域の様々な主体の関わりが期待されています。

施策の方向

子育て当事者が地域とつながりながら楽しく子育てをし、こどもたちが地域の中で健やかに育つことができるよう、子育て家庭に寄り添い、支える体制を確保し、関係機関の連携した支援活動の充実を図ります。

主な取組・事業

①寄り添い支える支援体制の充実

白河っ子応援センター「ぽっかぽか」【再掲】 ●こども支援課	妊娠期から子育て期までの必要な情報を、ホームページ、スマートフォン向けアプリ、子育て支援ガイドブックにより提供すると同時に、保健師等の専門職員を配置し、ワンストップできめ細やかな相談支援を行います。
	子育て当事者（妊娠期、乳幼児期）
こども家庭センターの設置【再掲】 ●こども支援課	令和6年4月に、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの新たな支援体制をスタートさせました。 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげます。
	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
白河っ子応援事業【再掲】 ●こども育成課	幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児（4～5歳）を対象にすこやか相談会やフォローアップを実施します。
	幼児期・子育て当事者
家庭児童相談事業【再掲】 ●こども支援課	家庭児童相談室では、0歳から18歳未満のこどもと子育て当事者を対象に、こどもを取り巻く様々な問題における相談において、必要な関係機関につなげます。
	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・子育て当事者
利用者支援事業（基本型） ●こども支援課	子育て家庭や妊産婦が、子育て支援事業や福祉サービス等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所である「子育てひろば」での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。
	子育て当事者（妊娠期・乳幼児期・学童期）学童期・思春期

白河っ子家事・育児サポート事業 ●こども支援課	家事・育児等に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。
	子育て当事者（妊娠期・乳幼児期・学童期）学童期・思春期

②子育て支援ネットワークづくり

子育て支援のネットワーク ●こども支援課 ●民間事業者等	子育て支援サービスの質の向上と、効果的な提供体制を構築するため、庁内関係部署の連携強化を図ると同時に、NPO法人や民間事業者など様々な地域活動団体との連携・協働を図ります。
	子育て当事者
育児支援事業【再掲】 ●こども支援課	育児不安の強い方、養育面で心配な方などに対して育児に関する情報提供や育児相談、教室の開催、栄養士による栄養相談などを行い、母親が孤立して育児不安に陥らないよう支援します。
	子育て当事者（乳幼児期）
子育てサロン推進事業【再掲】 ●こども支援課	子育てを楽しめる環境づくりを促進するため、未就学児及びその保護者が気軽に集い交流し、仲間づくりを行う場を運営する団体に対し、その費用の一部を助成します。
	子育て当事者（乳幼児期）

(3)経済的支援の推進

現状・課題

保護者を対象としたアンケート調査では、子育て家庭の理想のこども数と実際のこども数に差異がみられ、その理由として49.0%が「子育てや教育にお金がかかる」、41.2%が「金銭的に不可能」と回答していることから、経済的な負担感が大きいことがうかがえます。このため、引き続き経済的支援策を行うとともに、子育ての負担感の軽減に努めることが重要です。

施策の方向

こどもを持ちたいという親の希望が経済的理由で断念されることがないように、引き続き子育て家庭に対する経済的支援策に取り組みます。

主な取組・事業

白河っ子出産・子育て応援ギフト支給事業 ●こども支援課	妊娠時から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠及び出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対して給付金を支給する経済的支援を一体的に実施します。
	子育て当事者（妊娠期・乳児期）
妊産婦医療費助成事業 ●こども支援課	妊産婦が安心して赤ちゃんを出産できるよう、医療費の一部（保険診療分一部負担金）を助成します。
	子育て当事者（妊娠期・新生児期）

バス・タクシー助成事業 ●生活防災課	妊産婦の日常生活の移動を支援するため、バス、タクシーの運賃等の一部に利用できる助成券を交付します。
	子育て当事者（妊娠期、乳児期）
妊婦にやさしい遠方出産 支援助成事業【再掲】 ●こども支援課	遠方の分娩施設（出産を扱う病院や診療所、助産所）で出産する妊婦さんに、出産時の交通費や宿泊費の一部を助成します。
	子育て当事者（妊娠期・出産時）
児童手当の支給 ●こども支援課	こどもの健やかな成長を支援するため、高校終了までのこどもを養育している者に手当を支給します。
	子育て当事者（乳幼児期、学童期・思春期）
こども医療費助成事業 ●こども支援課	こどもの健全な育成と更なる福祉の増進を図るため、18歳までの入院・外来に係る医療費の保険診療分一部負担金を助成します。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）
保育料の無償化 ●こども育成課	3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用することも及び0～2歳までの住民税非課税世帯等の保育料等を無償化します。
	子育て当事者（乳幼児期）
白河っ子すくすく応援クーポン券支給事業 ●こども支援課	3万円分のクーポン券を1歳児から3歳児の保護者に交付し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。
	子育て当事者（幼児期）
小学校入学祝金支給事業 ●こども支援課	児童の成長段階における保護者の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、小学校入学時にこども1人当たり5万円の入学祝金を支給します。
	子育て当事者（学童期）
多子世帯給食費負担軽減事業 ●健康給食推進室	子育てしやすい環境を充実させるため、18歳以下の兄弟姉妹のうち義務教育を受けている第3子以降の児童生徒を対象に学校給食費を全額助成し、多子世帯における経済的な負担軽減を図ります。
	子育て当事者（学童期・思春期）
就学援助事業 ●学校教育課	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費等の就学援助費を支給します。
	子育て当事者（学童期・思春期）
奨学資金貸与事業 入学一時金貸与事業 ●教育総務課	就学意思と能力を有しながら、経済的理由により就学困難な生徒や学生等に対して、引き続き就学支援を行います。また、将来的に本市に定住し、活躍する人材の育成を図るため、学校訪問等による情報発信を強化しながら返還一部免除制度の利用を促進します。
	学童期・思春期

(4)まちぐるみで子育てを応援する取り組みの推進

現状・課題

アンケート調査では、就学前児童・小学生保護者は職場について67.9%が「子育て中の職員に職場・上司の理解がある」、55.6%が「休暇がとりやすい」と回答している一方で、34.9%が「（子育てが）仕事の継続・キャリアの障害になっていると思う」と回答しています。仕事と子育ての両立について職場での理解が進んでいる中、さらに社会全体で理解を深め、子育てを応援する地域づくりを進めていくことが重要です。

施策の方向

仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい職場環境づくりについて啓発するとともに、家庭、学校、職場、地域における性別に偏りのない本質的平等の推進に努めます。

主な取組・事業

①仕事と子育ての両立を支援する職場づくりの促進

性別役割分担意識の見直し ●関係各課	性別役割分担意識等を解消するための各種研修会等を開催し、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを進めるとともに、性差のない職場づくりやワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。
	学童期・思春期・青年期
仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進 ●商工課 ●地域拠点整備室	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等に関して、広報誌等を通じて企業・事業主等への啓発に継続して努めるとともに、市民に対する広報を行います。 また、就職・復職に向けたセミナーや就労に関する個別相談、子育て世代の採用に取り組む事業者との交流会を開催するなど、仕事と子育ての両立を目指す女性を支援する場を提供します。
	青年期・子育て当事者・事業主
国、県及び関係団体（農業団体、商工団体等）との連携 ●商工課 ●関係各課	労働者、事業主、地域住民等の意識の醸成を図り、多様な働き方を実現するため、国、県、関係団体等と連携し、広報・啓発、研修、情報提供等を推進します。 また、女性のための起業セミナーを開催して起業家支援に取り組むことで、女性の自己実現を支援します。
	青年期・子育て当事者・事業主
一般事業主行動計画策定の促進 ●商工課 ●総務課	次世代育成支援対策推進法では、事業主に対して、一般事業主行動計画の策定に努めることとしています。これを踏まえ、市内企業における一般事業主行動計画の策定を推進するため、関係機関を通じて次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行います。
	青年期・子育て当事者・事業主
男性の育児休業支援事業 ●商工課	男性が育児休業を取得しやすく、仕事と家庭生活等が両立できる職場環境の整備を促進するため、白河市内の事業所で勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合に、中小企業主に対して、奨励金を交付します。
	子育て当事者（乳幼児期）・事業主

②子育てに関する意識の啓発と家庭・地域での男女共同参画の推進

家庭生活における男女の相互協力の促進 ●生涯学習スポーツ課	男性やこどもの積極的な家事参加を支援する講座等を行い、男女共同参画についての啓発と理解を深める機会の提供を図ります。
	市民全体
子育てに関する意識啓発 ●こども支援課	市民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発を進めます。
	市民全体
学校における男女平等教育の推進 ●学校教育課	「特別の教科 道徳」や社会科の授業等で「両性の本質的平等」について全小中学校で指導し、自他の尊重や自尊心を高めることを目標に、今後も指導に力を入れます。
	学童期・思春期
地域における男女共同参画の推進 ●生涯学習スポーツ課	出前講座等を通して、広く市民に地域における男女共同参画について周知を図ります。
	市民全体

基本目標4:安全安心で快適に育ち、暮らすまち

(1)居住環境の向上と快適なまちづくりの促進

現状・課題

こどもがのびのびと活動し、子育て家庭が安心して住めるまちづくりとして、公園や道路の整備を進めるとともに、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい公共施設の整備など、ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくりが求められています。

施策の方向

優良な市街地の整備を推進するとともに、良好な宅地の供給に努め、既設市営住宅の維持保全・改善や空き家利活用支援など充実した住宅のストックに努めます。また、安全で安心して遊ぶことのできる公園やユニバーサルデザインの視点に立った公共施設、道路交通環境の整備に努めます。

主な取組・事業

①居住環境の充実

居住環境の整備 ●都市計画課 ●道路河川課 ●建築住宅課	既存市街地内の狭い道路や歩道の整備に努め、安全で安心して暮らせる居住環境の創出に努めます。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
公営住宅の整備 ●建築住宅課	安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、第2次白河市公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的に市営住宅の修繕、改修等を実施します。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
白河暮らし空き家改修等支援事業 ●企画政策課	市内の空き家を有効活用し、移住・定住を促進するため、新婚世帯や子育て世帯等を対象に、空き家の改修費及び清掃費の一部を補助します。
	青年期・子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）
子育て世代への家賃補助 ●まちづくり推進課	市外から転入した白河市中心市街地活性化基本計画区域内の民間賃貸住宅に入居する子育て世代に対し、家賃の一部を補助することにより、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、中心市街地への定着を促進し、活力あるまちづくりを図ります。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）
公園の整備充実 ●都市計画課 ●関係各課	こどもたちの日常的な遊び場として、関の森公園、鶴子山公園を計画的に整備するとともに、歴史的な背景を有する城山公園や南湖公園の充実を図ります。また、公園施設の長寿命化計画への取り組みを行い、公園利用者が安全・安心に利用できる公園の整備を図ります。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者

公園緑地の保全 ●都市計画課	こどもたちの安全な遊び場や学びの空間となる公園緑地の適切な維持管理を行います。 また、こどもたちが日常的に集う公園緑地を良好な状態に保つためには、ボランティアや市民の協力も必要です。そこで、新たなボランティアや市民支援団体の発掘と育成に取り組みます。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
人にやさしいまちづくりの推進 ●関係各課	すべての市民が安全かつ快適に暮らすことができるよう各種施設や交通機関の整備を民間事業者などの協力により計画的に推進します。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者

②安全で快適に活動できる道路や施設等の整備促進

公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進 ●建築住宅課	公共施設の建設・改修などにおいて、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン化を図ります。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
生活道路の整備 ●道路河川課	老朽化の激しい路線や舗装等の必要な道路については、全体的な生活関連道路網への影響を考慮しながら整備を図ります。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
歩行者用道路の整備 ●道路河川課	歩行系ネットワークの確立と歩行者の安全確保のための整備を継続します。 ※歩行系ネットワーク 歩道や横断歩道など、歩行者が通行可能なルートが市内全域でつながっていること。
	乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者

(2)安全・安心のまちづくりの推進

現状・課題

交通事故が後を絶たない中、歩行者・自転車・自動車等がそれぞれに交通安全の取り組みを継続して進めていく必要があります。また、核家族化に伴い、高齢者のみの家庭や日中留守の家庭が増加し、地域全体の防犯体制の確保が不十分になる恐れがあることから、地域の防犯組織の育成と市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図る必要があります。

施策の方向

地域の安全を守るため、交通安全や防犯に関する意識を啓発するとともに、交通安全対策と地域安全活動を継続して推進し、地域ぐるみでこどもたちを事故や犯罪から守る取り組みを推進します。

①交通安全対策の推進

交通安全施設の整備 ●道路河川課 ●生活防災課	交通事故が発生しやすい場所の道路改良工事を行う等、整備を図っていきます。また、信号機やカーブミラーなどの設置について、関係機関と協議を進め実施します。 地域からの要望を交通安全団体・警察署・道路管理者と協議し、必要な安全対策を検討して実施します。 乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
総合交通安全対策の充実 ●生活防災課	地域からの要望を交通安全団体・警察署と協議し、必要な安全対策を検討して実施します。 乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
通学路の合同点検事業 ●生活防災課 ●道路河川課 ●学校教育課	通学路の安全確保に向けた取り組みを行うために、「白河市通学路交通安全プログラム」により、関係機関が連携して合同点検を行い、問題点の解決に努めます。また、児童・生徒への交通安全指導について検討します。 幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
交通安全の推進 ●生活防災課 ●学校教育課 ●こども育成課	交通安全は、一人ひとりがその大切さに「気付く」ことが重要であり、その「気付き」のきっかけづくりとして、各交通安全運動を中心とした啓発活動を実施します。今後も交通安全に関するルールの周知や交通安全教室を全小中学校及び幼稚園等で開催することにより、親子で交通安全を考える機会をつくれます。 幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
交通安全意識の啓発 ●生活防災課	市内小学生に対する交通安全ポスター・標語コンクールを実施し、交通安全に対する意識の高揚を図ります。 交通安全鼓笛パレードは各学校で実施するため、職員や広報車両の派遣など、必要な支援を行います。 学童期
教員の指導力の向上等 ●学校教育課	地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、学校と見守り隊や交通安全指導員が協力して交通安全指導に努めます。 各学校へ、交通安全に関する研修の情報を積極的に提供します。 学童期・思春期
チャイルドシートの正しい使用の徹底 ●生活防災課 ●こども育成課	チャイルドシートの使用効果及び使用方法について普及啓発活動を幼稚園等にて展開し、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図ります。 交通安全運動期間及び6月のシートベルト着用強化月間にHPや防災無線等での呼びかけを実施します。 幼児期・子育て当事者

②地域安全活動の推進

地域防犯組織の充実 ●生活防災課	市防犯協会や防犯指導隊などとの連携や、情報共有など、地域の防犯組織の育成と活動支援を行います。
	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
防犯意識の啓発 ●生活防災課	市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るため、防犯協会や警察署と連携し、防災無線等を使用した広報啓発活動を実施します。
	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
防犯灯・街路灯の設置 ●道路河川課 ●関係各課	犯罪を未然に防止し、安全な環境を創出するため、防犯灯・街路灯の計画的な設置や適正な管理に努めます。
	幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
自主防犯活動の促進 ●生活防災課 ●学校教育課 ●生涯学習スポーツ課 ●こども育成課	警察署や関連部署と密に情報共有を行い、不審者等の情報が入った際には、その内容と対策について、いち早く市民に防犯情報周知を行います。 また、関係各課にて迅速に情報共有を行い、不審者情報と対策について適宜速やかに保護者、小中学校等へ通知します。
	子育て当事者（幼児期・学童期・思春期）・学童期・思春期
関係機関・団体との情報交換 ●生活防災課 ●学校教育課 ●生涯学習スポーツ課	こどもを犯罪等の被害から守るため、防犯団体（協会・指導隊）や警察署との連携により犯罪情報を共有し、防災無線等を活用した犯罪の情報周知を行います。 少年補導員と連携した情報提供を行うなど、関係機関との情報共有を図り、非行防止と健全育成に努めていきます。
	子育て当事者（幼児期・学童期・思春期）・学童期・思春期
パトロール活動の推進 ●生活防災課 ●学校教育課 ●生涯学習スポーツ課	P T A等の学校関係者や防犯ボランティア等の地域団体、関係機関と連携し、学校付近や通学路等において見守り隊等のパトロール活動を実施します。
	幼児期・学童期
防犯講習の実施 ●生活防災課 ●学校教育課 ●生涯学習スポーツ課	こどもが犯罪等に遭わないようにするための防犯教室を全小中学校で継続して実施します。 関係機関との情報共有を図り、犯罪に巻き込まれないよう非行防止と健全育成に努めます。
	幼児期・学童期・思春期
「ひなんの家」の設置 ●生涯学習スポーツ課	こどもが危険を感じた時や困ったことが起きた時の緊急避難場所となる「ひなんの家」の拡充に向けて協力を依頼するとともに、学校と情報共有を図り、定期的に名簿の見直し、ステッカーの更新を行います。
	学童期・思春期

③こどもへの有害環境対策の推進

こどもや保護者に対する教育・啓発の推進 ●学校教育課	幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、高等学校のP T Aや生徒会等が主体となり、メディアコントロールの推進に取り組みます。さらにメディアコントロールの普及・拡大に向けて中学校区で講演会等を実施します。
	幼児期・学童期・思春期・子育て当事者
社会を明るくする街頭啓発活動 ●生涯学習スポーツ課	犯罪や非行の防止、罪を犯した人たちの更正について理解を深めるため、街頭啓発等の活動を行い、犯罪のない社会の実現を目指します。
	学童期・思春期・青年期

基本目標5: 支援が必要なこども・若者・子育て当事者も希望を叶えるまち

(1) 学校生活等課題を抱えるこどもの支援

現状・課題

いじめは重大な人権侵害です。未然に防止するとともに、早期発見と保護、当事者に対するカウンセリング、保護者に対する助言等のきめ細かな支援を、学校と関係機関が連携し実施することで立直りを支援することが重要です。

また、アンケート調査では、小学5年生・中学2年生・高校生等全体の約80%は学校が楽しいと回答していますが、約10%が楽しくないと回答し、「学校に行くのが面倒」「友だちとうまくいかない」「勉強についていけない」「勉強がつまらない」などの理由を挙げています。これらの理由は不登校の原因となり得るものであり、早期対応による不登校を未然に防ぐ対策も必要です。

施策の方向

いじめや不登校など学校生活等での課題を抱えたこどもに早期に気づき、早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携し相談体制の確立を図ります。

主な取組・事業

いじめの早期発見・早期対応 ●学校教育課	学級満足度尺度と学校生活意欲尺度を測定できるQ Uテストを年2回実施し、より良い学級づくりのために活用を図るとともに、より良い人間関係づくりを進めることで、いじめの未然防止、早期発見に努めます。 児童生徒対象、保護者対象のアンケート調査を定期的に実施します。
	学童期・思春期
不登校児童生徒への早期対応 ●学校教育課	Q Uテストを実施し学級の実態を把握することで、不登校の未然防止、早期対応、早期解決に努めます。
	学童期・思春期
問題行動および非行の防止 ●学校教育課	生徒指導研修会や校長会、教頭会を通して、Q Uテストを始めとする各種調査の分析やこどもと向き合う時間の十分な確保、日常生活の観察に努めるよう働きかけます。
	学童期・思春期
家庭・地域・関係機関との連携 ●学校教育課	見守り隊との交流や親子行事の開催に加え、日常生活や道徳の授業を通して、あいさつの励行や共同活動の充実を図ります。
	学童期・思春期
スクールカウンセラー配置事業【再掲】 ●学校教育課	市内すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童・生徒、保護者にカウンセリングを行います。また、スクールカウンセラーと教職員によるコンサルテーションを行い、関係機関との連携を図りながら、問題の早期対応につなげます。 ※コンサルテーション 相談、専門家の診断や鑑定を受けること
	学童期・思春期・子育て当事者

相談・立直り支援の推進 ●学校教育課	いじめ等の被害を受けたこどもの早期発見と早期対応に努めるとともに、立直りを支援するため、関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備に努めます。 各校において教育相談の充実を図るとともに、各校の必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣します。
	学童期・思春期

(2)児童虐待防止対策の推進

現状・課題

児童虐待の背景には、保護者のストレス、家族の孤立、貧困、保護者自身の生き立ちなど、様々な心理・社会的な要因が複雑に絡み合っています。こうした点を踏まえ、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うことが重要です。このため、福祉、医療、保健、教育、警察、地域住民等の協力体制の構築が必要です。

また、母親の育児不安やストレスと虐待的傾向に関連性があることから、妊娠期からの切れ目のない支援体制や早期に対応するための相談体制の整備など、母と子の総合的な心の健康づくり対策を推進することも求められます。

施策の方向

すべてのこどもたちの健全な心身の成長、そして社会的自立を促していくため、関係機関との連携体制の下、児童虐待の発生防止対策、早期発見・早期対応の体制を確保します。

主な取組・事業

こども家庭センターの設置【再掲】 ●こども支援課	令和6年4月に、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの新たな支援体制をスタートさせました。 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目のない支援につなげます。
	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
虐待の早期発見・早期対応 ●こども支援課 ●学校教育課	虐待の早期発見・早期対応を進めるため、こども家庭センターとして妊娠期からの切れ目のない支援の充実や、幼稚園や保育園、小中学校、子育て支援機関等との連携を図ります。
	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・子育て当事者
虐待に関する相談支援体制の充実 ●こども支援課	虐待に関する相談については、児童相談所に加え、児童家庭支援センターとも連携し、支援体制の充実を図ります。
	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・子育て当事者

要保護児童対策地域協議会の推進 ●こども支援課	児童福祉法に基づく「白河市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議及びケース検討会議を開催します。各構成機関の連携のもと、児童の虐待防止と健全育成に努め、地域全体で子育て支援を推進し、要保護児童へのきめ細かな対応に取り組みます。また、市内の小中学校、幼稚園・保育園に通う全ての児童・生徒に、チラシを配布し、児童虐待の啓発を図ります。
	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・子育て当事者
乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）事業【再掲】 ●こども支援課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行います。
	子育て当事者（乳児期）
ホームスタート事業【再掲】 ●こども支援課	未就学のこどもがいる世帯を対象に、地域の子育て経験者（ホームビジター）が家庭を訪問し、傾聴と育児や家事を協働して行うことにより、ネグレクト（育児放棄）等の虐待防止及び早期発見、並びに親の地域社会との関わりを手助けすることにより、孤立の防止などに努めます。
	子育て当事者（乳幼児期）

(3)障がい児施策の充実

現状・課題

身近な地域で共に成長し、生活ができるよう、健全な発達を支援し、障がい児福祉サービスの充実、就学支援を含めた支援体制づくりなど、成長段階に適した支援策を推進することが必要です。

施策の方向

障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが地域で共に成長し、学び、生活できるように、成長段階に応じた療育体制、学習支援、障がい児と家族の生活支援等の支援策を推進します。

主な取組・事業

乳幼児健康診査【再掲】 ●こども支援課	乳幼児の健康保持、増進及び病気の早期発見のために、4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査及び1歳児、2歳児歯科健康診査を行います。 健診受診後は、要継続支援児を把握し、適切なフォローを行います。また、未受診児に対しては、電話・文書・訪問により受診を勧めます。
	乳幼児期
障がい児教育の充実 ●こども育成課 ●こども支援課 ●学校教育課	市内の幼稚園・保育園・こども園等において心身の発達に不安のあるこどもの教育相談や教育の充実に努めます。 該当園児の実態把握に努め、就学への円滑な移行を進めます。また、就学後も引き続き支援が必要な児童生徒の把握に努め、必要な支援につなげます。
	幼児期・学童期・子育て当事者

療育体制の整備 ● 社会福祉課	障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図ります。
	幼児期・学童期・思春期・子育て当事者
障がい児の在宅生活支援 ● 社会福祉課	障がい児を有する児童が地域生活をしやすいように、家庭介護の状況により、ホームヘルプサービスや介護者の一時的用事のため介護できない場合に短期入所を提供します。 療育指導が必要な児童に対し、児童通所支援施設において、児童発達支援や放課後等デイサービス等サービスを提供するとともに、一人ひとりの抱える課題を適切に解決するために障がい児相談支援を提供します。
	幼児期・学童期・思春期・子育て当事者
就学前の障がい児の発達支援の無償化 ● 社会福祉課	子育て世帯を応援するため、3～5歳の障がい児が利用する児童発達支援等のサービスについて、利用者負担の無償化を継続して実施します。
	幼児期・子育て当事者
白河っ子応援事業【再掲】 ● こども育成課	幼稚園・保育園・認定こども園を訪問し、年中児（4～5歳）を対象にすこやか相談会やフォローアップを実施します。
	幼児期・子育て当事者
特別児童扶養手当の支給 ● こども支援課	20歳未満で身体又は精神に障がい児を有する児童を家庭で監護、療育している父母等を対象に特別児童扶養手当を支給します。
	子育て当事者（幼児期・学童期・思春期）
障がい児福祉手当の支給 ● 社会福祉課	20歳未満で障がい児が重度のため日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の方に障がい児福祉手当を支給します。
	幼児期・学童期・思春期
自立支援医療（育成医療）の助成 ● 社会福祉課	18歳未満の身体障がいのある児童で、障がい児を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して、生活の能力を得るための育成医療費を助成します。
	幼児期・学童期・思春期
補装具費の支給 ● 社会福祉課	身体に障がいのある児童が、将来社会人として自活するための育成を助長するために、身体機能を補完・代替する補装具の交付と修理を行います。
	幼児期・学童期・思春期
地域生活支援事業 ● 社会福祉課	単独で外出困難な障がい児の余暇活動や社会参加のための移動支援を提供します。 見守りが必要な児童の預かりを行う日中一時支援を提供します。 障がい児の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具の給付を行います。
	幼児期・学童期・思春期
医療的ケア児支援事業 ● 社会福祉課	医療的ケアが必要なこども（医療的ケア児）の支援のため、「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、圏域内の現状を把握しながら医療、福祉、教育分野の連携を総合的に調整するとともに、多様なニーズに対応するため、通所や短期入所施設、訪問サービス事業所等、社会資源の充実を促進します。
	幼児期・学童期・思春期
特別支援学級児童生徒の適正な就学 ● 学校教育課	こども一人ひとりに対する日常生活における観察の充実、変容の把握に努め、各校の必要に応じて、指導主事等を派遣します。
	学童期・思春期

特別支援教育の推進 ●学校教育課	学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズのあるこどもについて、教員の資質向上のために研修の機会（支援員研修会、特別支援学級担当研修会、担当者会議）を持つとともに、個別のかかわりへの支援をします。
	学童期・思春期

(4)こどもの貧困・生活困窮対策

現状・課題

こどもの貧困問題は、心身の健康や教育格差、虐待や自殺などにつながる問題である一方、貧困であるこどもや保護者に自覚がなく、あるいは自覚があっても周囲の目を気にして支援を求められないことから、見えにくい問題です。

こども本人を対象としたアンケート調査では、学校の授業について「教科によってわからないことがある」と回答した人が全体の39.5%となった一方で、生活困窮度合の高い児童・生徒に絞りとむと50.8%に上りました。また、「がんばればよいことがある」について、全体の21.2%が「そう思わない」と回答したのに比べ、生活困窮度合の高い児童・生徒では35.6%となっています。（「生活困窮」については、P86～87参照）

施策の方向

こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を進めます。

主な取組・事業

こども家庭センターの設置【再掲】 ●こども支援課	令和6年4月に、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの新たな支援体制をスタートさせました。 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげます。
	妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者
生活困窮者自立相談支援事業 ●社会福祉課	生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行）に基づき、生活サポート相談窓口を設置して、相談支援員による生活困窮者の相談を実施します。そのため、主任相談支援員、就労支援員、相談支援員、家計改善支援員、就労準備支援員の相談体制を確保します。 自立へ向けた支援プランを作成し、ハローワークと連携した就労活動のサポートを実施するなど、生活に困窮した者が、生活保護に至る前に自立した安定的な生活を送ることができるよう支援します。
	思春期・青年期・子育て当事者

(5)ひきこもり支援の推進

現状・課題

ひきこもりは、様々な理由で就学や就労、交流などの社会的参加を避けて、約半年以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指します。原因は本人や家族ではなく、うつ病や不安障害等、何らかの精神疾患が影響している場合があります。周囲の理解不足により、よかれと思ってとった言動がかえって事態をこじらせてしまう場合もあります。ひきこもりについての正しい知識の普及と関係機関等へつなげる体制づくりが大切です。

施策の方向

ひきこもりの原因や状況等について地域の理解が深まるよう啓発するとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを推進します。

主な取組・事業

ひきこもり相談支援センターの設置運営 ●社会福祉課	ひきこもり状態にある人やその家族の悩みや問題解決のため、民間委託によるワンストップ窓口「白河市ひきこもり相談支援センター T U N A G ～つなぐ～」を中心に、関係機関と連携し、相談支援や適切な支援機関への案内・誘導を行います。 学童期・思春期・青年期・子育て当事者
若者居場所づくり事業の設置運営 ●社会福祉課	ひきこもりやニートなど、他者とのコミュニケーションが苦手であったり、就労への意識が低かったりと、社会生活を営む上で困難を抱える若者（概ね年齢15歳～39歳）に対し、関係町村と共同で、社会と個人をつなぐ居場所（ユースプレイス）を提供し就労や進学など社会的な自立に向けた各種プログラムを行います。 思春期・青年期

(6) ケアラー支援の推進

現状・課題

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に担うこども・若者のことを指し、広く一般に使われるようになったのは最近のことです。

ケアの負担が重いことで自らの学校生活等に影響が出ますが、本人そして周囲の認識・理解不足により、負担が過度であることに気づかれず、問題が長期化することもあります。

アンケート調査では、小学5年生・中学2年生・高校生等全体の5.8%が家族の世話をしていると回答しており、そのうち「体力の面で大変だと感じている」が21.4%、「気持ちの面で大変だと感じている」、「時間の余裕がない」がともに16.1%となっています。このことから、ケアラーの現状について理解を深め、適切な支援につなげる必要があります。

施策の方向

「白河市ケアラー支援の推進に関する条例」に基づき、周りの人が気付き、声をかけ、手を差し伸べ、相談等につながるように、市民や事業者にも周知するとともに、本人の意向を尊重し、関係機関等と連携し必要な支援につなげるよう努めます。

主な取組・事業

白河っ子家事・育児サポート事業【再掲】 ●こども支援課	家事・育児等に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家族が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。
	子育て当事者（妊娠期・乳幼児期・学童期）学童期・思春期
ケアラー・ヤングケアラー講演会 ●社会福祉課	「白河市ケアラー支援の推進に関する条例」に基づき、ケアラーの現状や当事者への理解を深め、市、市民、事業者、関係機関に求められる役割や関係機関における連携の重要性などを学びケアラー支援の人材を育成することを目指し、講演会を実施します。
	学童期・思春期・青年期・子育て当事者

(7)ひとり親家庭の自立支援

現状・課題

ひとり親家庭は、育児や家事をひとりで担うため就労時間に影響し十分な収入が得られないことも少なくありません。経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭が安定した生活基盤を得、こどもが家庭環境に関係なく健やかに成長できるよう総合的な支援が必要です。

施策の方向

ひとり親家庭のこどもの育成と保護者の自立・就業の支援を図るため、子育てや生活支援、経済的支援等、総合的な対策を推進します。

主な取組・事業

ひとり親家庭ジョブサポート事業 ●こども支援課	ひとり親家庭の親に対して生活の安定と自立のために寄り添う「就業支援専門員」を配置し就業支援体制を確保します。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）
児童扶養手当の支給 ●こども支援課	児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 ●こども支援課	ひとり親家庭の経済的自立と児童の福祉の増進を図るため、目的に応じて、原則無利子で資金を貸し付けます。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）・思春期・青年期
ひとり親家庭医療費助成事業 ●こども支援課	経済的困難にあるひとり親家庭の健康と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成します。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）・思春期・青年期
ひとり親家庭キャリアアップ応援給付事業 ●こども支援課	ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の養成機関で資格取得を目指す場合に、修学期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）
ひとり親家庭キャリアアップ応援貸付事業 ●こども支援課	養成機関で資格取得中のひとり親家庭の親に対し、生活費月5万円（こどもの人数による加算有り）を貸し付けるとともに、修了後、一定の条件を満たした場合にはその返還を免除し、経済的自立を支援します。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）
ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ●こども支援課	ひとり親家庭の親が経済的自立を図るために、対象講座を受講し、修了した場合に受講費用の一部を助成します。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ●こども支援課	ひとり親家庭の親又は20歳未満のこどもが、就職・転職によって、自立や生活の安定を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格を目指す講座を受講する場合に、その受講費用の一部を助成します。
	子育て当事者（乳幼児期・学童期・思春期）・思春期

(8)若者の希望が叶う環境づくりの推進

現状・課題

18～39歳を対象としたアンケート調査では、未婚と回答した人のうち、68.3%が「将来結婚したいと思う」と回答し、現在結婚していない理由として、「出会いの機会がない」と「経済的に余裕がない」がそれぞれ28.0%と上位に挙がっています。

また、結婚していると回答した人に理想のこども数と実際のこども数（予定も含む）を聞いた項目では、理想のこども数は「2人」が37.9%、「3人」が35.9%である一方、実際のこども数は「2人」が39.8%、「1人」が24.3%と理想のこども数が実現されていません。その理由として37.4%が「子育てや教育にお金がかかる」、14.3%が「社会経済に不安があり将来に希望が持てない」、12.2%が「出産に対する不安がある」、10.2%が「子育てに自信がない」と回答しています。

結婚やこどもを持つことに対してはひとりひとりの価値観を尊重することが大前提ですが、結婚したい人、こどもを持ちたい人がそれぞれの希望を叶えるため、個に応じた支援が大切です。

施策の方向

個人、夫婦の価値観を尊重するとともに、結婚やこどもを持つことを希望する人に対し、希望が叶う環境づくりを推進します。

主な取組・事業

結婚支援の充実 ●生活防災課	婚姻件数の減少は少子化の原因の一つと考えられています。 婚姻は個人の価値観に委ねられるものですが、結婚を希望する人に対して出会い、交際、成婚まで一貫したサポート体制を構築し、支援します。 また、平日の夜間帯に若者が気軽に交流できるイベントを定期的で開催し、未婚者の自然な出会いの場を提供します。 青年期
不妊治療費助成事業【再掲】 ●こども支援課	こどもを持つ・持たないは夫婦の価値観に委ねられるものですが、こどもを希望する夫婦がこどもを持てるよう、不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる不妊治療費と不妊症検査費用の一部及び治療にかかる通院に対する助成を行います。 青年期

(9) 包括的支援体制の充実

現状・課題

生活困窮、ひきこもり、障がい、子育て、介護の問題など、こどもから高齢者まで市民が抱える問題は複雑化しています。本人や家族の属性にかかわらず様々な相談を受け止める相談窓口の役割は今後ますます重要となります。

施策の方向

市役所1階に「福祉まるごと相談窓口」を設置し、保健福祉部各課職員が相談員として市民からの様々な福祉相談を受け止め、関係課等が連携して包括的支援につなげられる体制の充実を図ります。

主な取組・事業

福祉まるごと相談窓口 ● 社会福祉課	様々な問題を抱え、相談先にお困りの方や複雑・複合化する課題があり単独の課で解決ができない相談を受け止め、市民の悩みや困り事を埋もれたままにしないために「福祉まるごと相談窓口」を令和3年7月27日に開設しました。保健福祉部各課職員が相談員として対応する体制を確保し、連携を図り対応します。 子育て当事者・学童期・思春期・青年期
こども家庭センターの設置【再掲】 ● こども支援課	令和6年4月に、これまでの「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化し、「こども家庭センター」として、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへの新たな支援体制をスタートさせました。 関係機関と連携を図りながら、実情に応じた切れ目ない支援につなげます。 妊娠期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期・子育て当事者

第5章 子ども・子育て支援事業計画(第3期)

1. 基本方針

(1) 子ども・子育て支援事業の推進

① 子ども・子育て支援事業の概要

こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、こども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施していく必要があります。（「子ども・子育て支援法」第3条第1項）

そのため、本計画では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援事業の量の見込み（需要）」とその提供体制の確保（供給）」を定めます。

なお、教育・保育給付は、保護者の申請を受けた市が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっており、認定は、こどもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。（同法第19条及び第20条）

【教育・保育給付の認定区分】

認定区分		年齢	保育の必要性
1号認定 (同法第19条第1項第1号に該当)	教育標準時間認定 (幼児期の学校教育)	3～5歳	なし
2号認定 (同法第19条第1項第2号に該当)	保育認定		あり
3号認定 (同法第19条第1項第3号に該当)		0～2歳	あり

【保育必要量】

保育の必要性あり（2号・3号）の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育必要量を認定します。保育必要量には「保育標準時間認定（1日最大11時間）」と「保育短時間認定（1日最大8時間）」があります。

《保育の必要性を認定する際の客観的基準》

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

- ア 月64時間以上の就労をしていること
- イ 妊娠中または出産後間がないこと
- ウ 保護者の疾病、障害
- エ 同居（長期入院等を含む）親族の介護・看護
- オ 災害復旧
- カ 求職活動
- キ 就学
- ク その他、市が認めるとき

②子ども・子育て支援事業の全体像

子ども・子育て支援法におけるサービスは、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の3つに区分されます。

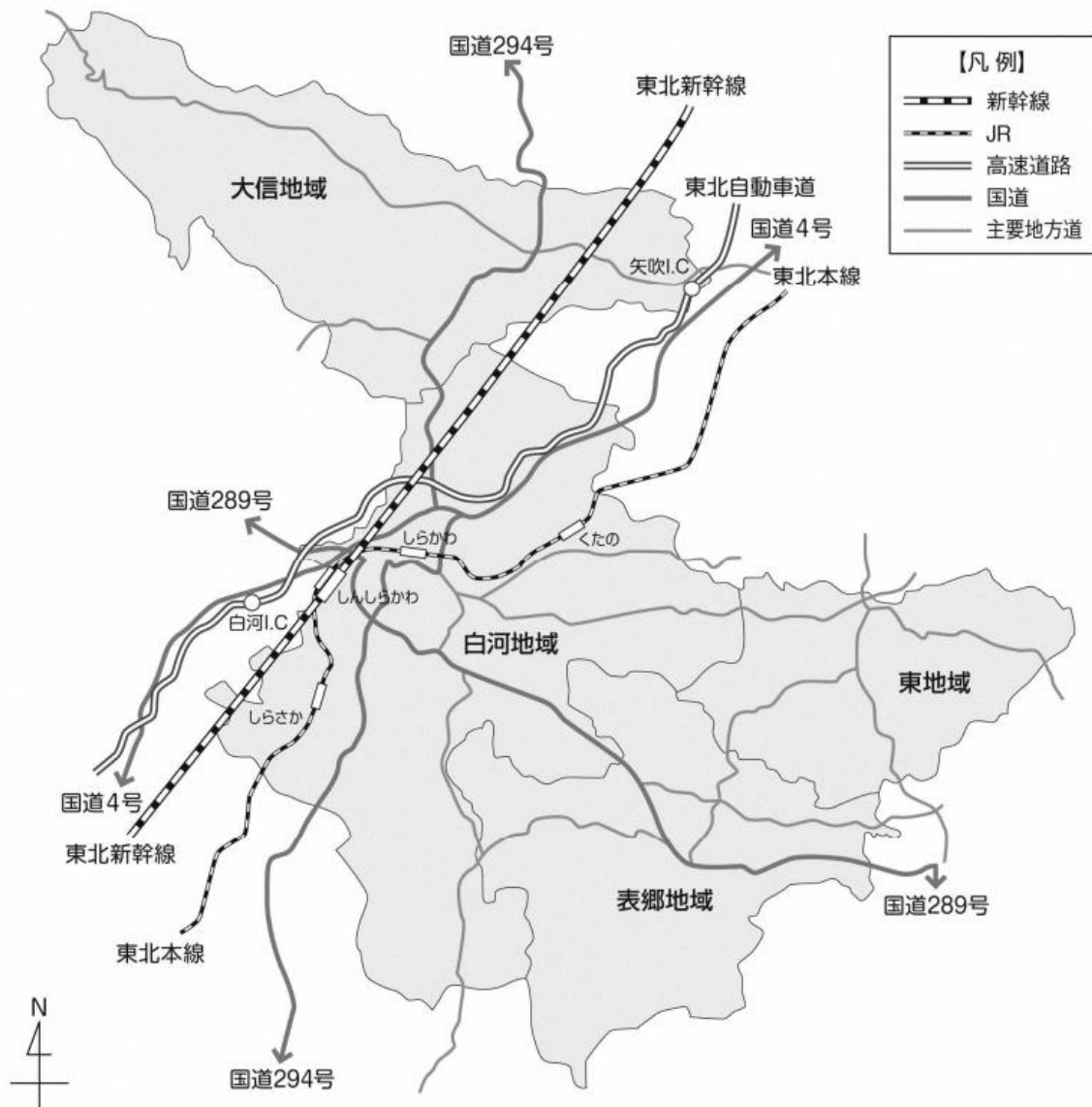
【事業一覧】

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付費	公立保育園・幼稚園
			新制度幼稚園
			認可保育所
			幼保連携型認定こども園
			幼稚園型認定こども園
			保育所型認定こども園
			地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付費 (市が認可)	小規模保育事業
			家庭的保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
	子育てのための施設等利用給付	施設型給付を受けない施設等利用費	新制度未移行の幼稚園
			特別支援学校
			預かり保育事業
			認可外保育施設等
	地域子ども・子育て支援事業		利用者支援事業
			延長保育事業(時間外保育事業)
			実費徴収に係る補足給付を行う事業
			子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
			放課後児童健全育成事業
			子育て短期支援事業(ショートステイ)
			乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)
			養育支援訪問事業
			地域子育て支援拠点事業
			一時預かり事業
			病児保育事業
			子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
			妊婦健康診査事業
			子育て世帯訪問支援事業(白河っ子家事・育児サポート事業)【新規】
			児童育成支援拠点事業【新規】
			親子関係形成支援事業【新規】
			妊婦等包括相談支援事業【新規】
			乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】
			産後ケア事業【新規】

(2)教育・保育提供区域の設定

市の教育・保育サービスの提供体制は、教育・保育提供区域ごとに確保することが必要です。（「子ども・子育て支援法」第61条第2項）

本市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための幼稚園・保育園・認定こども園等の立地状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案し、市内全域を1区域と設定します。



(3)こども数・家族類型等の推計

①就学前児童数の動きと計画期間の推計

計画期間中の児童数について、令和5年と令和6年（各年4月1日現在）の1歳年齢ごと男女別人口（住民基本台帳人口）を基に、コーホート変化率法により推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。

【乳幼児年齢別推計数】

(単位:人)

	実績			計画期間の推計児童数				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	342	298	244	260	254	246	244	238
1歳児	359	346	307	244	257	252	245	242
2歳児	355	355	349	310	244	255	249	241
3歳児	421	352	352	346	308	244	252	245
4歳児	423	417	350	350	344	307	244	250
5歳児	450	421	411	345	344	339	302	244
合計	2,350	2,189	2,013	1,855	1,751	1,643	1,536	1,460

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

②子育て家庭の類型（ニーズ調査結果より）

子育て家庭の父親・母親の就労状況は、こどもの成長に伴って変化する場合があるとともに、就労状況により保育の必要性が異なる点に配慮して、教育・保育サービスを検討することが重要です。このため、子育て家庭の今後の就労意向をニーズ調査で把握して8つのタイプに区分し、年齢区分ごとの家庭類型を把握します。

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために、ニーズ調査から、対象となるこどもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

※特定教育・保育施設

平成27年度より開始された子ども・子育て支援新制度に則った施設で、市が認定した児童を教育又は保育する施設に対して、その費用として市が給付を行っている施設のこと。

【0～5歳 家庭類型タイプ別表】

家庭類型		現在		潜在	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	42	7.6%	42	7.6%
タイプB	フルタイム×フルタイム	282	51.2%	282	51.2%
タイプC	フルタイム×パートタイム(月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)	95	17.2%	105	19.1%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)	80	14.5%	90	16.3%
タイプD	専業主婦(夫)	22	4.0%	1	0.2%
タイプE	パート×パート(双方月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)	11	2.0%	11	2.0%
タイプE'	パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)	19	3.4%	20	3.6%
タイプF	無業×無業	0	0.0%	0	0.0%
全 体		551	100.0%	551	100.0%

上記の家族類型タイプ別の利用希望などから、以下教育保育給付の見込み量を算出するとともに、確保方策を記載します。

1号認定：満3歳以上で就学前の保育の必要がないこども

2号認定：満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前のこども

〔2号認定幼稚園ニーズ(以下『2号幼』)：2号認定かつ幼稚園利用意向のこども
2号認定保育ニーズ(以下『2号保』)：2号認定かつ保育所利用意向のこども〕

3号認定：満3歳未満で保育の必要性があると認定されたこども

【年齢と保育の必要性の関係】

年 齢	保育の必要性	
	ある	ない
0～2歳児	【3号認定】 ・保育所 ・認定こども園 ・延長保育 ・小規模保育 ・家庭的保育・事業所内保育 ・居宅訪問型保育	【全ての乳幼児】 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業・一時預かり(保育園) ・ファミリー・サポート・センター ・利用者支援
3～5歳児	【2号保】 ・保育所 ・認定こども園 ・延長保育 【2号幼】 ・幼稚園 ・認定こども園 ・一時預かり(幼稚園)	【1号認定】 ・幼稚園 ・認定こども園 ・一時預かり(幼稚園)

2. 教育・保育給付

(1)教育・保育事業の利用状況

教育・保育施設の利用者数は、令和2年度1,701人で、令和6年度は1,468人となっています。3～5歳では1号認定者が減少し、2号認定者が増えており、令和6年度では1号が約55%、2号が約45%となっています。3号認定者は年齢により利用状況は異なりますが、令和4年度以外は460～470人台で推移しています。

【教育・保育給付各号の人数の推移】

(各年度4月1日現在 単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	3～5歳	828	814	713	611	549
2号認定	3～5歳教育	0	0	0	0	0
	3～5歳保育	398	392	421	444	448
3号認定	0歳	55	54	42	37	43
	1歳	197	187	190	206	186
	2歳	223	228	213	226	242
合計		1,701	1,675	1,579	1,524	1,468

【市外施設の利用状況】

(単位:人)【再掲】

	令和6年4月1日現在
他市町村への保育所(園)入所	10

(2)教育・保育事業の見込み・確保策

見込み量・確保方策

(単位:人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	3～5歳	量の見込み	531	498	458	413	392
		提供体制(確保の内容)	531	498	458	413	392
2号認定	3～5歳教育	量の見込み	0	0	0	0	0
		提供体制(確保の内容)	0	0	0	0	0
	3～5歳保育	量の見込み	458	448	423	389	376
		提供体制(確保の内容)	458	448	423	389	376
3号認定	0歳	量の見込み	42	43	44	45	46
		提供体制(確保の内容)	42	43	44	45	46
	1歳	量の見込み	166	172	173	174	175
		提供体制(確保の内容)	166	172	173	174	175
	2歳	量の見込み	233	203	202	205	206
		提供体制(確保の内容)	233	203	202	205	206

近年の通園動向、市外利用者の状況等を踏まえ、利用者数を見込みます。定員及び利用状況から、ニーズに対応できる供給体制を確保しており、継続して受け入れ体制を確保するとともに、教育内容の質の向上を図るための取り組みを行います。

計画期間に幼稚園1園と保育園1園の幼保連携型認定こども園への移行を計画します。

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

概要・現状

令和5年度までは子育て支援の拠点となる子育て世代包括支援センターにおいて、令和6年度からはこども家庭センターと地域子育て支援拠点2か所で利用者支援事業を実施し、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や関係機関及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を実施しています。

(単位:か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績 母子保健型					
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	2

※母子保健型は令和6年度よりこども家庭センター型へ移行

見込み量・確保方策

(単位:か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み こども家庭センター型	1	1	1	1	1
基本型	2	2	2	2	2
提供体制(確保の内容)	3	3	3	3	3

子育て家庭の置かれた状況やニーズは多様であるため、それぞれの家庭の状況に即した支援が必要です。こども支援課にこども家庭センターを設置するとともに、地域子育て支援拠点2か所に地域子育て相談機関(「基本型」に該当)を設置し、保護者が気軽に相談できる体制を確保します。

(2)延長保育事業(時間外保育事業)

概要・現状

保護者の就労形態等の事情で、保育できない乳幼児を通常の保育時間を超えて、私立の保育園及び認定こども園において保育しており、利用者は微増しています。

(単位:人、か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績 人数	17	15	26	32	35
施設	3	2	3	3	3

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	38	41	44	47	50
提供体制(確保の内容)	3	3	3	3	3

保護者の働き方や利用状況を踏まえ、微増を見込みます。延長保育の実施にあたり、実際の利用希望を把握しつつ、保育士の確保に努め、提供体制の確保を図ります。

(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業概要・現状

本事業は、保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成します。

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績(児童数)	0	1	2	0	3

※令和6年度は見込み

確保方策

生活保護世帯の日用品等の実費徴収に係る補足給付として、対象となる世帯の把握と適切な利用を促進します。

(4)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業概要・現状

令和4年度から要保護児童対策地域協議会を「子どもを守る地域ネットワーク」として設置し、児童虐待の発生予防、早期発見・対応に努めています。本事業はネットワークを構成する関係機関等の専門性を高め、連携強化を図ることを目的に実施しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	-	-	実施	実施	実施

確保方策

引き続き要保護児童対策地域協議会の地域ネットワーク機能の強化を図るとともに、児童虐待予防に関する市民への啓発等を行います。

(5)放課後児童健全育成事業

概要・現状

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成に努めています。クラブや学年による利用者の変動、長期休暇中の利用など変動はありますが、利用者は増加しています。

(各年度5月1日現在 単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1年生	231	222	233	222	231
	2年生	211	223	225	224	235
	3年生	208	182	204	208	216
	4年生	102	115	101	155	140
	5年生	38	56	56	41	65
	6年生	23	23	40	35	22
	合計	813	821	859	885	909

見込み量・確保方策

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1年生	229	203	202	203	187
	2年生	220	223	188	191	195
	3年生	211	209	204	174	177
	4年生	155	151	147	148	128
	5年生	63	70	66	67	70
	6年生	29	26	37	35	33
	合計	907	882	844	818	790
提供体制(確保の内容)		909	909	909	909	909

実施場所と指導員の確保を図りながら、利用ニーズに対応できるよう提供体制の確保を図ります。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

概要・現状

保護者の疾病等の理由により、家庭における養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等(現在の受入れは児童養護施設1か所)で一時的にお預かりして必要な養育又は保護を行っています。

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績(児童数)	4	17	35	61	108

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	144	149	149	149	149
提供体制(確保の内容)	144	149	149	149	149

利用状況を踏まえて増加を見込みます。児童養護施設と併せて里親登録家庭での受入れについて検討し、利用ニーズに対応できるように努めます。

(7)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

概要・現状

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、乳児と保護者の心身の様子や養育環境の把握、不安や悩みに関する傾聴・相談、子育てに関する情報提供を行っています。

子育てに対する不安や孤立感を防ぐため、すべてのこどもの家庭を訪問し、早期から関わりをもつための育児支援を実施しています

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	340	362	289	266	250

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	250	245	240	235	230
提供体制(確保の内容)	250	245	240	235	230

保健師等が生後2か月までに訪問することとし、育児ストレスや産後うつ状態などを早期に把握し、必要に応じて訪問や相談を継続します。また、支援の必要な家庭に対しては、関係機関と連携して伴走支援に努めます。

(8)養育支援訪問事業

概要・現状

子育てに強い不安感や孤立感を抱えたり、食事や衛生等について不適切な状態にいるなど、養育に関して支援が必要な家庭に保健師等が訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行い、養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を支援しています。また、こども家庭センターが中心となり、関係機関と連携し、支援を必要とする家庭に寄り添った対応に努めています。

(単位:人回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	49	31	44	45	45

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45	45	45	45	45
提供体制(確保の内容)	45	45	45	45	45

引き続き養育支援が必要な家庭に保健師等が訪問し、伴走支援に努めます。また、こども家庭センターを中心に、こんにちは赤ちゃん訪問事業や関係機関からの情報提供など、支援を必要とする家庭の情報収集を行い、早期対応を図ります。

(9)地域子育て支援拠点事業(おひさまひろば・たんぽぽサロン)

概要・現状

おひさまひろばとたんぽぽサロン2か所を子育て支援拠点とし、乳幼児及びその保護者の相互交流や、育児相談、情報交換などができる場の提供を行っています。主に未就園のこどもと保護者に利用されています。

(単位:人日、か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績					
利用人数	6,504	7,120	5,665	6,427	5,750
施設(か所)	2	2	2	2	2

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

(単位:人日、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
提供体制					
人数	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
(確保の内容) 施設	2	2	2	2	2

主に0～2歳の未就園児童の利用を見込み、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図ります。こどもと子育て家庭を地域で支える取り組みとしても広く利用を促進します。

(10)一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

概要・現状

幼稚園及び認定こども園では、家庭において就労や日常生活上の突発的な事情などにより、家庭での保育が困難となる場合に一時的に預かり、必要な保育を行っています。また、保護者の就労等の理由により教育標準時間を超え保育が必要となる在園児を預かり、保育を行っています。

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	350	985	814	947	701

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	661	620	570	514	488
提供体制(確保の内容)	661	620	570	514	488

幼稚園における預かり保育の提供体制を継続して確保します。

②一時預かり事業（保育園型）

概要・現状

保育園では、家庭において就労や日常生活上の急な用事、社会参加などにより、家庭での保育が困難となる場合に、保育園等において一時的に預かり、必要な保育を行っています。また、1か月に4日を上限に育児疲れの解消などのリフレッシュを目的とした利用など、保護者の様々なニーズに対応しています。

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	1,814	863	1,178	1,445	1,300

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,288	1,217	1,142	1,075	1,041
提供体制(確保の内容)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

未就園のこどもの一時預かり体制を継続して確保します。

③一時預かり事業(幼稚園型・保育園型を除く)

概要・現状

ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点事業(おひさまひろば)では、保護者の利便性を図るため、理由を問わず、短時間の一時預かりを実施しています。

(単位:人日、か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績					
人数	212	197	210	379	330
施設数	2	2	2	2	2

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

(単位:人日、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	330	330	350	350	350
提供体制					
人数	330	330	350	350	350
(確保の内容) 施設数	2	2	3	3	3

理由を問わない短時間の一時預かりを継続して実施し、今後も保護者の保育ニーズに対応します。令和9年度以降は複合施設内での実施を計画し、保護者の選択肢を広げるとともに、利用促進を図ります。

(11)病児保育事業

概要・現状

こどもが風邪などで保育園等を利用できない時に、仕事を休めない保護者に代わって病児保育室の看護師・保育士が一時的に保育を行う事業です。

平成31年4月から、白河厚生総合病院敷地内で実施し、市内及び西白河郡内に住所を有する保護者が利用できます。

(単位:人日、か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	人数	101	201	207	252	290
	施設数	1	1	1	1	1

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

(単位:人日、か所)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		300	310	320	330	340
提供体制(確保の内容)	人数	300	310	320	330	340
	施設数	1	1	1	1	1

核家族や共働き家庭が増加傾向にあり、気軽に頼れる親戚等が近くにいない子育て家庭もあることを踏まえ、見込み量は実績から微増を見込みます。事業の性質上、利用希望の繁閑の差が大きく、希望時期が重なる場合も多いことから、提供体制は現行の体制を確保し、キャンセルが出た場合の対応を円滑に行う等、利用ニーズに対応できるように実施します。

(12)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

概要・現状

本事業は、子育てを手伝ってほしい人と子育てを手伝ってあげたい人が会員になり、子育てを支え合う事業です。ファミリー・サポート・センターでは、乳幼児や小学生の保護者で預かりや送迎等を手伝ってほしい人(おねがい会員)と、手伝ってあげたい人(まかせて会員)による会員組織を管理運営し、入会者の面談やおねがい会員とまかせて会員のマッチングなど相互援助活動に関する連絡や調整を行っています。

(単位:人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	未就学児	326	317	195	346	318
	就学児	165	230	219	465	442
	合計	491	547	414	811	760

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

(単位:人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	未就学児	300	300	270	270	270
	就学児	440	440	400	400	400
	合計	740	740	670	670	670
提供体制(確保内容)		740	740	670	670	670

今後も広く利用促進を図るとともに、支援体制の充実を図るため、まかせて会員の養成講座を継続して実施し、会員の拡充を図ります。

(13)妊婦健康診査事業

概要・現状

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産に資するよう、県内の医療機関で利用できる「妊産婦一般健康診査受診票」を交付し健診費用を公費負担します。さらに、精密健康診査の必要のある方には、1人1回までかかった費用の自己負担分を助成します。

また、里帰り出産など県外の医療機関で妊婦健診を受ける方には、費用の助成を行っています。

(単位:人回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	妊娠届出者	370	316	279	260	255
	受診者	4,811	4,666	4,023	3,697	3,315

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

(単位:人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(受診者)	3,250	3,185	3,120	3,055	2,990
提供体制(確保内容)	3,250	3,185	3,120	3,055	2,990

引き続き、妊婦健康診査の重要性について広く周知するとともに、妊婦健康診査の内容や結果に不安がある場合は相談に応じ、母子の健康支援に努めます。

(14)子育て世帯訪問支援事業(白河っ子家事・育児サポート事業)【新規】

概要・現状

要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等(支援を要するヤングケアラー含む)を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児に関する支援等を行う事業です。

本事業は令和6年度に開始し、初年度は25人(人日数)の利用となる見込みです。

見込み量・確保方策

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	60	60	60	60
提供体制(確保の内容)	60	60	60	60	60

子育て相談件数や要保護児童対策地域協議会の支援数から対象となる世帯数を見込み、量を算出しました。受託団体による訪問支援の体制を確保し、支援が必要な家庭とこどもへの家事・育児に関する支援を行います。

(15)児童育成支援拠点事業【新規】概要・現状

養育環境等に課題(虐待リスクが高い、不登校等)を抱える、家庭や学校に居場所のないこどもに対して居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こどもと家庭の状況について必要に応じて関係機関へつなぐなど、個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

見込み量・確保方策

(単位:人、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
提供体制 人数	0	0	20	20	20
(確保の内容) 施設数	0	0	1	1	1

NPO法人等の居場所づくりに関する取り組みと連携しながら、相談や支援の状況から対象となるこどもを把握し、家庭や学校ではない「第3の居場所」となる拠点の確保を図るとともに、居場所を必要とするこどもに情報が届き支援につながるよう情報発信に努めます。

(16)親子関係形成支援事業【新規】概要・現状

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象に、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

見込み量・確保方策

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
提供体制(確保の内容)	0	0	5	5	5

相談件数や要保護児童対策地域協議会の支援ケースの状況などを踏まえ、必要性和提供体制について検討します。

(17)妊婦等包括相談支援事業【新規】概要・現状

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

見込み量・確保方策

(単位:回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	625	613	600	588	575
提供体制(確保の内容)	625	613	600	588	575

保健師・助産師等が妊娠届出時とこんにちは赤ちゃん訪問時等に相談支援を行います。

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】概要・現状

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園給付です。令和6年度にモデル事業を実施しています。

見込み量・確保方策

(単位:人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	0歳児	0	0	0	0	0
	1歳児	12	12	12	24	24
	2歳児	12	12	12	24	24
	合計	24	24	24	48	48
提供体制 (確保の内容)	0歳児	0	0	0	0	0
	1歳児	12	12	12	24	24
	2歳児	12	12	12	24	24
	合計	24	24	24	48	48

令和6年度のモデル事業の実施状況を踏まえ、見込み量を算出しました。令和8年度からの本格的な実施に向け、一時預かり事業と乳児等通園事業との併用や幼稚園及び認定こども園の入園前のならし保育としての利用等を想定し、市内の保育園等での実施体制を確保します。

(19)産後ケア事業【新規】

概要・現状

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。助産施設でサポートを受ける日帰り型と宿泊型、そして自宅で受ける訪問型があります。本市では平成29年度から独自事業として実施しており、令和7年度からは地域子ども・子育て支援事業として実施します。

(単位:人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	8	2	11	13	12

※令和6年度は見込み

見込み量・確保方策

(単位:人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	17	19	21	23
提供体制(確保の内容)	15	17	19	21	23

これまでの実施状況から計画期間の利用者数を見込みました。助産施設に加え、出産した病院での産後ケア実施体制を整備し、幅広く利用できるように体制を確保します。

4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

(1)認定こども園等の提供体制に係る基本的考え方

就学前児童の教育・保育の場として、公立の教育・保育施設のあり方については、今後のこどもの推計人数、教育・保育機能の確保状況などを踏まえながら、保育園・幼稚園・認定こども園などの提供体制の整備に努めます。

(2)教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

質の高い幼児期の教育・保育の充実を図るため、地域の子育て支援の役割及びその推進方策を示し実施していきます。

(3)地域で教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者又は参入意向のある者への情報提供や必要な支援を行い、連携を図っていきます。

(4)認定こども園等と小学校との連携

幼児期の学校教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な連携（幼保小連携）の推進については、これまでも双方向で人事交流や合同研修、授業参観などを行ってきました。教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めることや、定期的・継続的に関係者の共通理解を図り、一貫した指導を推進するほか、教員の交流事業などを通じて、認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携を図っていきます。

(5)育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な教育・保育施設の提供体制の確保に努めます。

(6)県が行う施策との連携

児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援事業、障害福祉施策など専門的な知識・技術を要する支援に関して県が行う施策との連携を図ります。

(7)ワーク・ライフ・バランス支援施策との連携

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者の就業状況を踏まえた保育サービスの推進を図るとともに、仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直しや労働条件の向上、育児休業制度の普及などについて広報、啓発を行うなど、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

第6章 白河っ子未来応援計画 (こどもの貧困解消対策推進計画)

1. 基本方針

(1) 策定趣旨

貧困は家庭固有の経済的な問題と捉えられがちですが、経済的な問題に留まらない社会的な問題です。貧困を背景に親の関与が不足することで、こどもが基本的な生活習慣や学力を十分に身につけられず、社会性の不足や低学歴につながりやすくなります。さらに、体験やチャレンジの機会が不足することで意欲や自己肯定感の低下を招き、将来の不安定な就労、低収入につながり、貧困状態を繰り返す「貧困の世代間連鎖」が生じる可能性が高まります。貧困は地域や社会全体で解決するという意識のもと、こどもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に実施し、こども本人に健やかに成長できる環境を届けることが必要です。

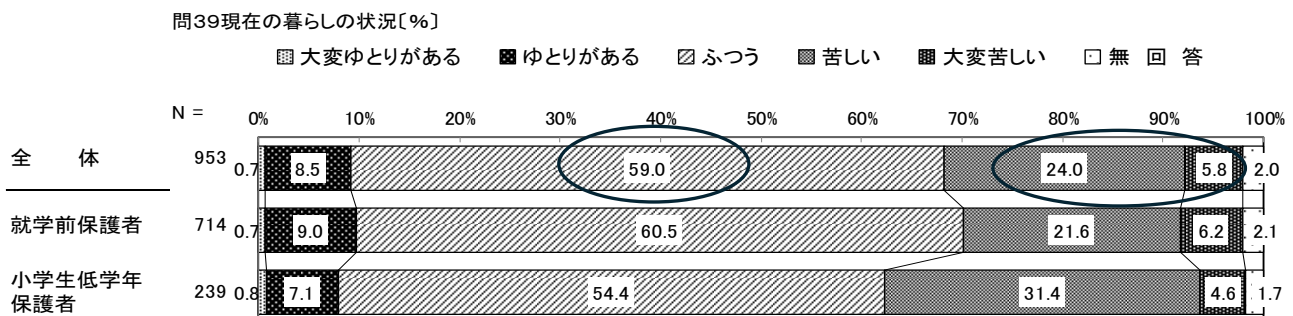
本章は、前章までを通しまとめた様々なこども・若者・子育て家庭への支援施策をこどもの貧困解消対策の推進について整理するものです。

また、アンケート調査の結果を踏まえ、本市の実情に応じたきめ細かな施策・支援を講じるとともに、支援を必要としているこどもと子育て家庭に支援が届くよう体制づくりに取り組みます。

(2) アンケートからみられるこどもと子育て家庭を取り巻く状況

① 現在の暮らしの状況等

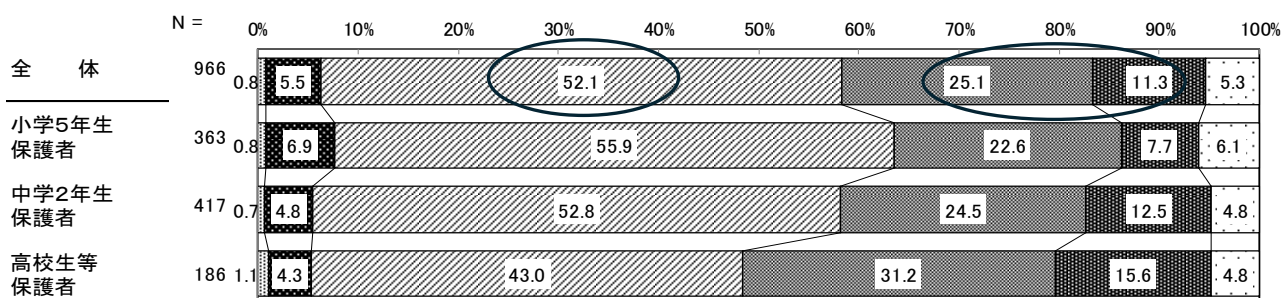
暮らしの状況を「ふつう」と回答する保護者が50%台と半数を超えていますが、『苦しい』（「苦しい」と「大変苦しい」の計）と回答した割合は就学前・小学生低学年保護者で29.8%、小5・中2・高校生等の保護者で36.4%と、こどもの学年が上がると微増しています。また、家計逼迫リスク（P85参照）のある回答者では、『苦しい』が70%弱となっています。



第6章 白河っ子未来応援計画(こどもの貧困解消対策推進計画)

問23現在の暮らしの状況[%]

■ 大変ゆとりがある ■ ゆとりがある ■ ふつう ■ 苦しい ■ 大変苦しい □ 無回答

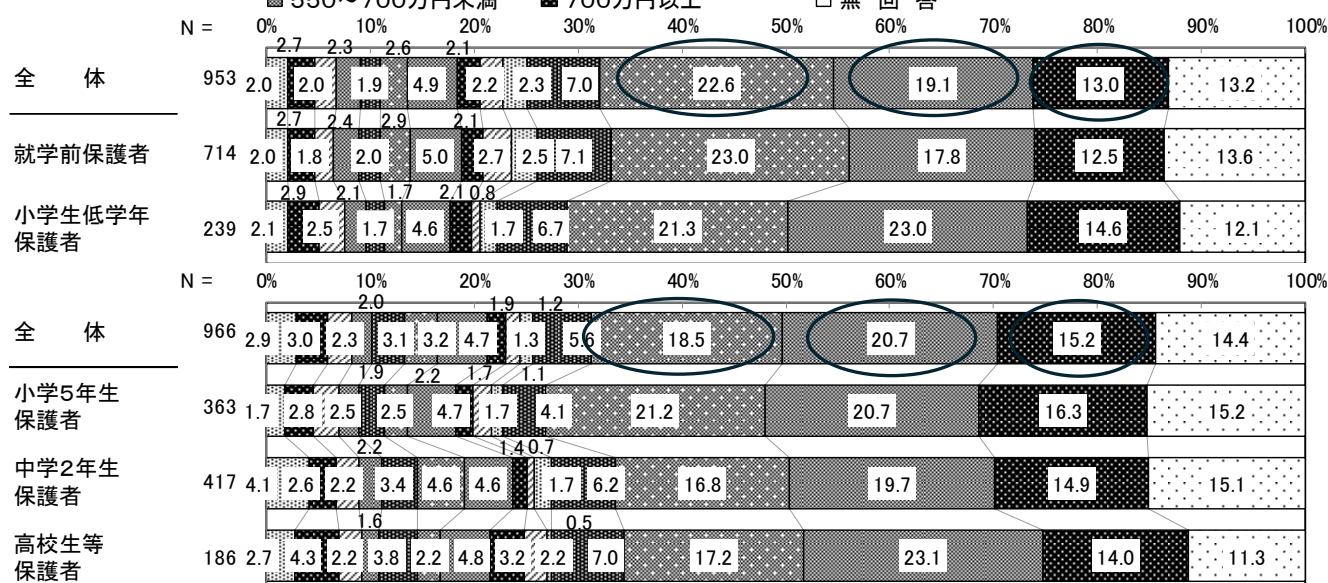


②世帯の所得・生活困難状況等

就学前・小学生低学年保護者では、「400～550万円未満」が22.6%、「550～700万円未満」が19.1%、「700万円以上」が13.0%となっています。小学5年生・中学2年生・高校生等保護者では、「400～550万円未満」が18.5%、「550～700万円未満」が20.7%、「700万円以上」が15.2%となっています。

問40前年の世帯の可処分所得(手取り)総額[%]

■ 120万円未満 ■ 120～175万円未満 ■ 175～210万円未満 ■ 210～245万円未満
 ■ 245～275万円未満 ■ 275～300万円未満 ■ 300～325万円未満 ■ 325～345万円未満
 ■ 345～365万円未満 ■ 365～385万円未満 ■ 385～400万円未満 ■ 400～550万円未満
 ■ 550～700万円未満 ■ 700万円以上 □ 無回答



小学5年生・中学2年生・高校生等のこどもと保護者の調査から、世帯の可処分所得と世帯人数による分布により所得状況、家計の逼迫リスク、こどもの体験や所有物を把握することで、生活困窮のリスクを集計しました。

次表の①②③の要素から、生活状況の分類として所得のみでは把握しきれない「生活困窮のリスク」の度合いが把握できるよう、次の3通りに分類します。

2つ以上の要素に該当 = 困窮家庭

1つの要素に該当 = 周辺家庭

該当なし = その他の世帯（無回答により分類できない世帯を含む）

①低所得	世帯の可処分所得(収入による可処分所得+児童手当等の支給額等)と世帯人数から、低所得のリスクを区分。国民生活基礎調査の困窮の区分を参考にしているが、厚生労働省発表のこどもの相対的貧困率の算出方法と可処分所得の把握方法が異なる箇所がある。(参考:2人世帯 175 万円未満、3人世帯 210 万円未満、4人世帯 245 万円未満、5 人世帯 275 万円未満等)
②家計の逼迫	5項目(電気・ガス・水道の公共料金、食料・衣類の購入)について、経済的な理由で払えなかった、または買えなかったことが1つ以上ある場合
③こどもの体験や所有物の欠如	こどもの体験や所有物など8項目(博物館等に行く、スポーツ観戦等に行く、キャンプ等に行く、海水浴に行く、遊園地等に行く、こどもの年齢に合った本、こども用のスポーツ用品・おもちゃ、自宅で宿題ができる場所)のうち、経済的な理由でしていない、ないなどで欠如する項目が2つ以上ある場合

1つの要素として①低所得のみに該当する世帯は8.8%と少なくなっていますが、①～③の2つ以上の要素に該当する「困窮家庭」と「周辺家庭」を集計したところ、その割合を合わせると23.4%となっています。

相対的貧困率(貧困線に満たない割合)としては、本調査の①低所得に該当する世帯が参考となり、本市においては8.8%となっています。なお、国民生活基礎調査によるわが国のこどもの貧困率(新基準)は平成30年14.0%、令和3年が11.5%となっています。

所得			
単位	全体	低所得に 該当する 世帯	低所得に 該当しない 世帯
世帯	966	85	881
%	100.0	8.8	91.2

生活困窮状況				
単位	全体	困窮 家庭	周辺 家庭	その他
世帯	966	59	167	740
%	100.0	6.1	17.3	76.6

前述の「生活状況の分類」において、その生活状況に関する回答をみると、①低所得に該当する世帯や②家計逼迫リスクのある世帯で、『苦しい』が多くなっており、また、子育てで大変なこと等についての項目では①低所得に該当する世帯で「生活費の確保」が59.0%、「相談相手・相談先がない」が20.5%と多く回答されています。あわせて、現在の生活の満足度(1が最も低く、10が最も高い)についても、②家計逼迫リスクのある世帯は、「0」～「5」が68.6%と多く回答されています。一方、こどもの回答をみると、進学希望の項目では、困窮家庭のこどもでは「高校」が33.9%と多く、低所得に該当する世帯のこどもが「大学」と回答する割合が27.1%と少なくなっています。また、「がんばればよいことがある」や「自分は価値のある人間だ」「自分のことが好きだ」等の自己肯定感に関する設問について、困窮家庭のこどもで「そう思わない」が多く回答されており、世帯状況が生活の様々な面やこどもの気持ちや考えにも影響していることが伺えます。

(3)基本目標

①教育支援：すべてのこどもが将来の夢を叶えられる学習環境づくり

課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの学力を育み、能力や可能性を最大限伸ばし、家庭環境等に左右されず将来の夢をかなえられるよう、学習支援と学習にかかる経済的負担の軽減に取り組みます。

また、こどもの健全な成長が家庭の状況に左右されることのないよう、多様な体験の場と安心できる居場所を地域に提供するなど総合的な対策を推進します。

②生活支援：心と体の健康を支援する体制づくり

経済的に厳しい状況にあるこどもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期から、心と体の健康を切れ目なく支援するとともに、複合的な困難を抱える家庭に対しては、関係機関の連携による包括的な支援を行い、必要に応じ適切な機関へつなぎます。

③就労支援：保護者のワーク・ライフ・バランスを実現する就労支援

こどもとその家庭が安定した生活を送るためには、保護者が一定の収入を得ることが必要ですが、社会情勢の変化や保護者の置かれている環境、抱えている課題などにより必要な収入に満たない家庭もあることから、それぞれの家庭の状況に応じて保護者の就労を支援します。また、こどもと向き合い、子育てを楽しむ時間も大切であることから、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指し子育てのしやすい職場環境づくりへの理解を広めます。

④経済的支援：困難を抱える様々な家庭を社会全体で支える取り組み

経済的に厳しい状況にあり、支援を必要とするひとり親家庭、障がいのある児童を養育している家庭、生活に困難を抱える家庭に的確な支援ができるよう、関係機関と連携して支援が必要な家庭を把握するとともに、効果的な支援を組み合わせ、包括的支援に取り組みます。

(4)推進体制

こどもの貧困問題は、現在だけでなく、将来の側面も併せてみつめる必要があります。基本目標の「教育支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」を相互に関連させて支援していくことで、現在のこどもの貧困解消、こどもが貧困状態に陥る将来のリスクの軽減・解消を図り、貧困の世代間連鎖を断ち切るための継続的な取り組みを進めます。

庁内の関係部署が連携して施策の推進を図るとともに、市民や地域組織、企業、相談・支援機関等と連携し、切れ目ない支援に努めます。

2. 施策の展開

基本目標1 教育支援:すべてのこどもが将来の夢を叶えられる学習環境づくり

(1)学習支援

施策の方向

こどもの基礎学力の向上が図られるよう、教育内容の充実など学習支援を推進するとともに、個に応じた指導体制の充実を図ります。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
基礎学力向上推進事業	27	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業	30	学校教育課
教育支援センターの開設	29	学校教育課
特別支援学級児童生徒の適正な就学	58	学校教育課
特別支援教育の推進	59	学校教育課
多様な体験活動の推進	28	学校教育課
白河文化交流館コミネスの活用	32	文化振興課
白河市歴史民俗資料館・小峰城歴史館の活用	28	文化財課

(2)補完的支援

施策の方向

こどもたちが安心して学習に取り組むことができるよう、様々な問題に対応する体制づくりに努めます。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
生徒指導に関する学校支援	30	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業	29	学校教育課
放課後子ども教室推進事業	33	こども育成課
こどもの居場所づくり支援事業	33	こども支援課 民間事業者

基本目標2 生活支援:心と体の健康を支援する体制づくり

(1)安心して生み育てられる環境づくり(保健対策)

施策の方向

安心して妊娠・出産でき、子育てに向き合えるよう、妊娠期から切れ目ない支援を行い、経過観察をする中で、必要に応じて伴走型支援を行うなど体制の充実を図るとともに、わかりやすい情報提供に努めます。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
地域子育て支援拠点事業	45	こども支援課 民間事業者
子育て支援・地域活動事業	34	こども育成課
白河っ子応援センター「ぽっかぽか」	38	こども支援課
乳児保育の実施	44	こども育成課 民間事業者等
育児支援事業	39	こども支援課
子育てサロン推進事業	39	こども支援課
母子健康手帳の交付	36	こども支援課
父子健康手帳の交付	36	こども支援課
妊産婦健康診査	36	こども支援課
新生児聴覚検査	37	こども支援課
産後ケア事業	39	こども支援課
乳児全戸訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)事業	37	こども支援課
養育支援訪問事業	39	こども支援課
乳幼児健康診査	37	こども支援課
乳幼児家庭訪問	37	こども支援課
予防接種事業	38	健康増進課
子育てスキルアップ事業	38	こども支援課
地域医療体制の整備	42	健康増進課
救急医療の充実	43	健康増進課
不妊治療費助成事業	37	こども支援課
発達支援事業	39	こども支援課
療育体制の整備	58	社会福祉課

(2)保護者の生活支援

施策の方向

相談体制を充実するとともに、困難を抱える子育て家庭への養育支援や住環境の整備などにより生活支援を推進します。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
家庭児童相談事業	30	こども支援課
ファミリー・サポート・センター事業	45	こども支援課
一時預かり保育事業	45	こども育成課 こども支援課
居住環境の整備	51	都市計画課 道路河川課 建築住宅課
公営住宅の整備	51	建築住宅課

(3)こどもの生活支援

施策の方向

望ましい生活習慣を身に付けられるよう、こども本人に対し食育や歯科保健等の健康支援を推進するとともに、障がい児の日常生活が円滑に送れるよう支援します。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
保育園給食の充実	40	こども育成課
学校給食の充実	40	健康給食推進室
食育事業の推進	29	こども支援課 健康増進課 こども育成課 学校教育課 健康給食推進室
口腔の健康管理	29	こども支援課 こども育成課 学校教育課
こどもの居場所づくり支援事業	33	こども支援課 民間事業者
障がい児の在宅生活支援	58	社会福祉課
地域生活支援事業	58	社会福祉課

(4)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

施策の方向

学校生活での問題や児童虐待等の家庭での問題を抱え支援が必要なこどもと保護者に対し、要保護児童対策地域協議会を中心にしたネットワークを活用し、行政・福祉・教育・地域が連携して包括的に支援します。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
子育て支援のネットワーク	47	こども支援課 民間事業者等
こどもの人権等に関する普及啓発の促進	27	こども支援課 学校教育課
いじめの早期発見・早期対応	55	学校教育課
不登校児童生徒への早期対応	55	学校教育課
白河市少年センター事業	35	生涯学習スポーツ課
「ひなんの家」の設置	54	生涯学習スポーツ課
関係機関・団体との情報交換	54	生活防災課 学校教育課 生涯学習スポーツ課
家庭児童相談事業	30	こども支援課
要保護児童対策地域協議会の推進	57	こども支援課
虐待の早期発見・早期対応	56	こども支援課 学校教育課
虐待に関する相談支援体制の充実	56	こども支援課
ホームスタート事業	57	こども支援課

基本目標3 就労支援:保護者のワーク・ライフ・バランスを実現する就労支援

(1)就労支援

施策の方向

子育て家庭が経済的に自立し、生活の安定につながる取り組みを推進するとともに、職業訓練等の情報提供を行います。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
ひとり親家庭ジョブサポート事業	62	こども支援課

(2)子育てと仕事の両立支援

施策の方向

就学前の教育・保育施設の充実を図るとともに、経済的に困難を抱える家庭には副食費の免除など、経済的負担の軽減に取り組みます。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
待機園児の解消	44	こども育成課
通常保育事業	44	こども育成課 民間事業者等
延長保育事業	44	こども育成課 民間事業者等
幼稚園預かり保育事業	45	こども育成課 民間事業者等
保育料の無償化	48	こども育成課
3年保育の実施・充実	31	こども育成課 民間事業者等
障がい児教育の充実	57	こども育成課 こども支援課 学校教育課
病児保育事業	45	こども育成課
放課後児童健全育成事業	45	こども育成課

(3)ワーク・ライフ・バランスの実現支援

施策の方向

仕事と子育てを両立し、こどもに向き合い子育てを楽しむ時間の確保を図るため、職場に対し両立のための啓発を行うとともに、家庭や地域に対し男女の相互協力を促進します。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
性別役割分担意識の見直し	49	関係各課
仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	49	商工課 地域拠点整備室
国、県及び関係団体(農業団体、商工団体等)との連携	49	商工課 関係各課
男性の育児休業支援事業	49	商工課
学校における男女平等教育の推進	50	学校教育課
地域における男女共同参画の推進	50	生涯学習スポーツ課
家庭生活における男女の相互協力の促進	50	生涯学習スポーツ課

基本目標4 経済的支援:困難を抱える様々な家庭を社会全体で支える取り組み

(1)子育て家庭への経済的支援

施策の方向

こどもの生活や健康を支えるために、子育て家庭への経済的な支援を行います。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
保育料の無償化	48	こども育成課
児童手当の支給	48	こども支援課
こども医療費助成事業	48	こども支援課
白河っ子すくすく応援クーポン券支給事業	48	こども支援課
多子世帯給食費負担軽減事業	48	健康給食推進室

(2)ひとり親家庭への経済的支援

施策の方向

こどもの育成を支援するため、ひとり親家庭の自立・保護者の就業の支援を主眼に、子育てや生活支援、経済的支援等を推進します。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
児童扶養手当の支給	62	こども支援課
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金	62	こども支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	62	こども支援課
ひとり親家庭キャリアアップ応援給付事業	62	こども支援課
ひとり親家庭キャリアアップ応援貸付事業	62	こども支援課
ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付金事業	62	こども支援課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	62	こども支援課

(3)障がいのある児童を養育している家庭への経済的支援

施策の方向

障がいのある児童の成長と自立を促進するため、障がい児の療育支援や障がい児福祉サービス、経済的支援等を推進します。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
就学前の障がい児の発達支援の無償化	58	社会福祉課
障がい児福祉手当の支給	58	社会福祉課
自立支援医療(育成医療)の助成	58	社会福祉課
補装具費の支給	58	社会福祉課
地域生活支援事業	58	社会福祉課

(4)生活に困難を抱える家庭への経済的支援

施策の方向

生活困窮により支援が必要な家庭にいるこどもに、就学援助や奨学金貸与事業等の実施し、制度の周知を図ります。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
就学援助事業	48	学校教育課
奨学資金貸与事業・入学一時金貸与事業	48	教育総務課
生活困窮者自立相談支援事業	59	社会福祉課

第7章 子ども・若者育成支援計画

1. 基本方針

(1) 策定趣旨

令和5年12月に策定された「こども大綱」では、すべてのこどもと若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指しています。

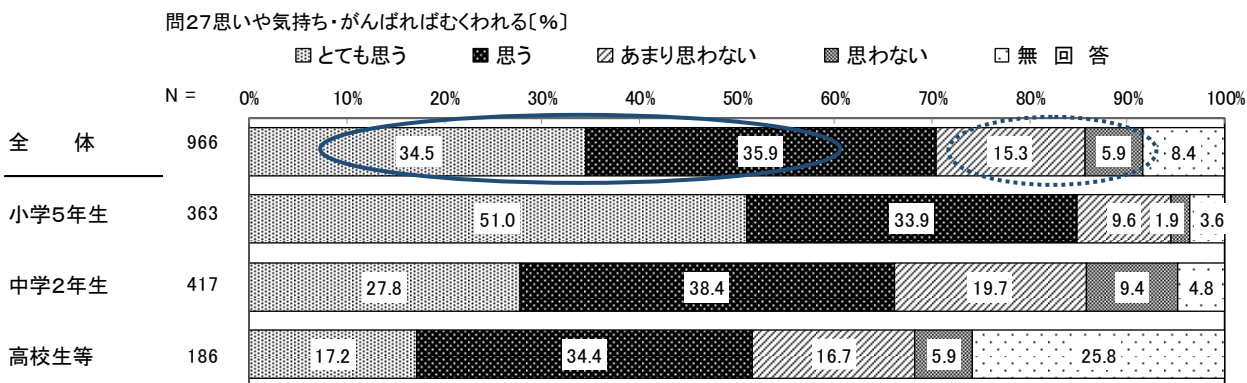
このようなことから、本章は、すべてのこどもと若者が社会の一員として、その生きる力を伸ばし、地域社会とのつながりをつくることができるように意見表明する場を確保するとともに、その成長過程を社会全体で支えることを基本的な方針とし、前章までを通してまとめた施策を整理し、子ども・若者育成支援の推進に努めます。

また、アンケート調査の結果を踏まえ、本市の実情に応じたきめ細やかな施策・支援を講じるとともに、支援を必要としているこども・若者に支援が届くよう体制づくりに取り組んでいきます。

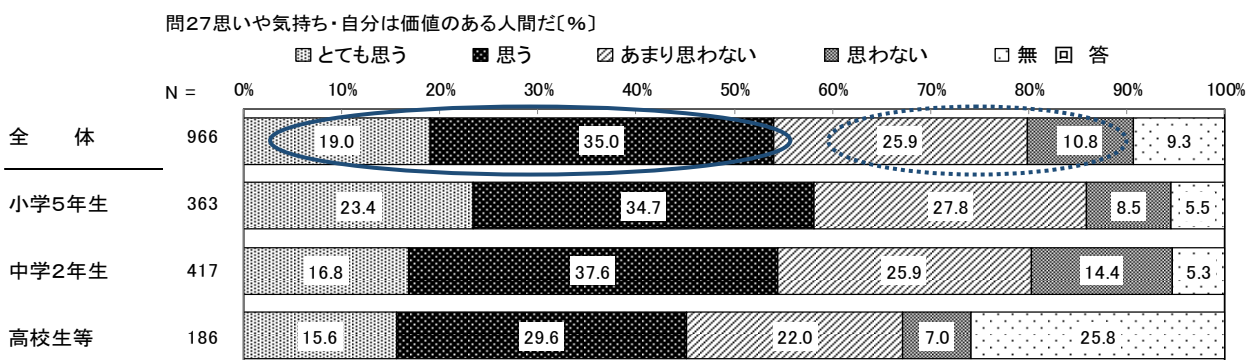
(2) アンケートからみられるこども・若者の状況

① 小中高校生の今の気持ち

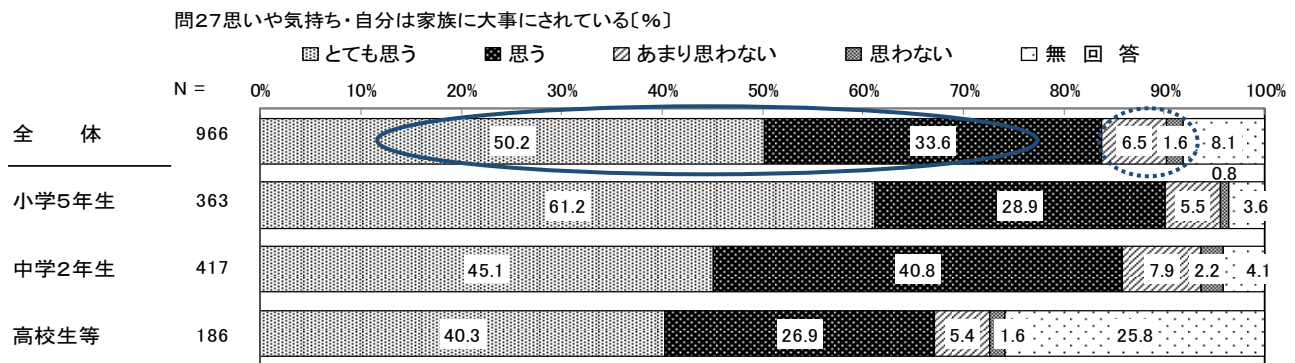
がんばればむくわれる、がんばればよいことがあると『思う』（「とても思う」と「思う」の計、以下同様）が70.4%と多く、『思わない』（「あまり思わない」と「思わない」の計、以下同様）が21.2%ですが、年代が上がると『思う』が少なくなっています。



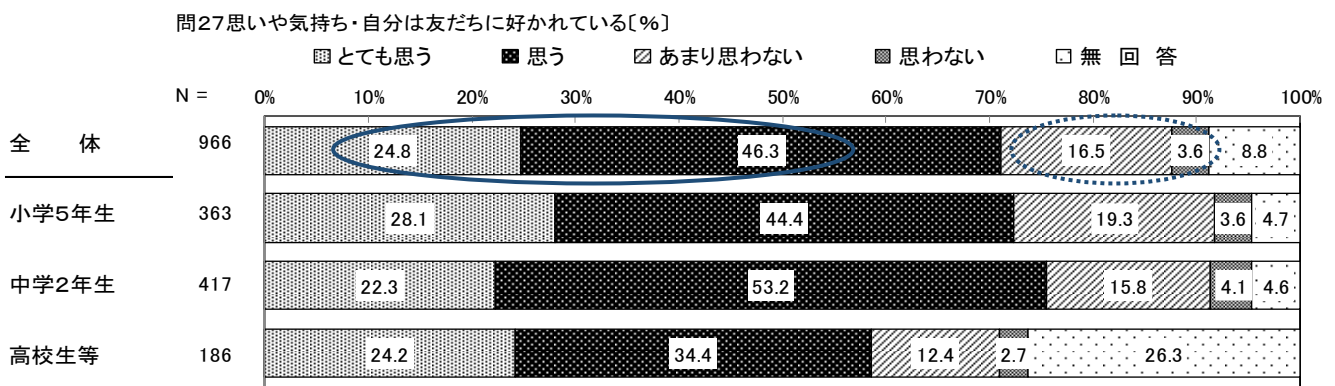
自分は価値のある人間だと『思う』が54.0%、『思わない』が36.7%で、年代が上がると『思う』が少なくなっています。



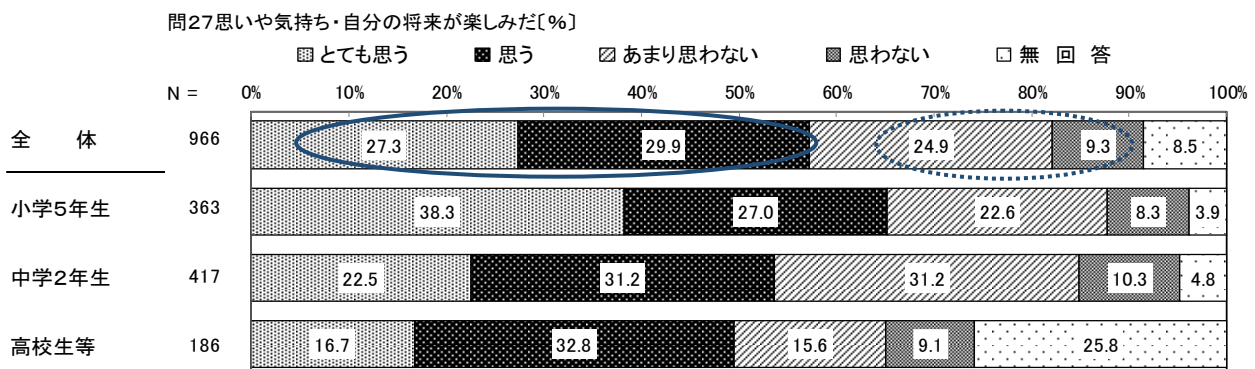
家族に大事にされていると『思う』が83.8%と多く、『思わない』が8.1%と少ないですが、中学2年生、高校生等は「とても思う」が40%台と少なくなっています。



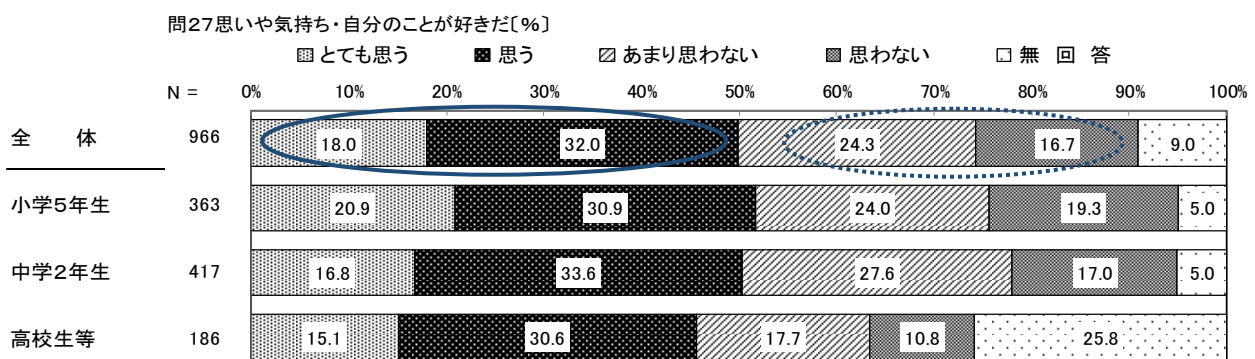
自分は友だちに好かれていると『思う』は71.1%と多く、『思わない』が20.1%となっていますが、高校生等は『思う』が58.6%と少なくなっています。



自分の将来が楽しみだと『思う』は57.2%で、『思わない』が34.2%で、年代が上がる
と『思う』が少なくなっています。

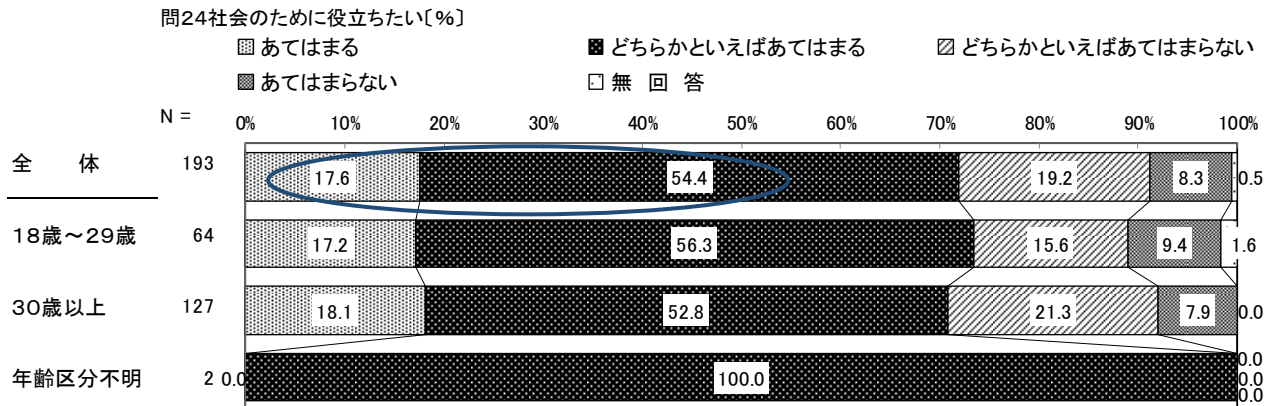


自分のことが好きだと『思う』が50.0%、『思わない』が41.0%で、6項目で最も『思
う』が少なくなっています。

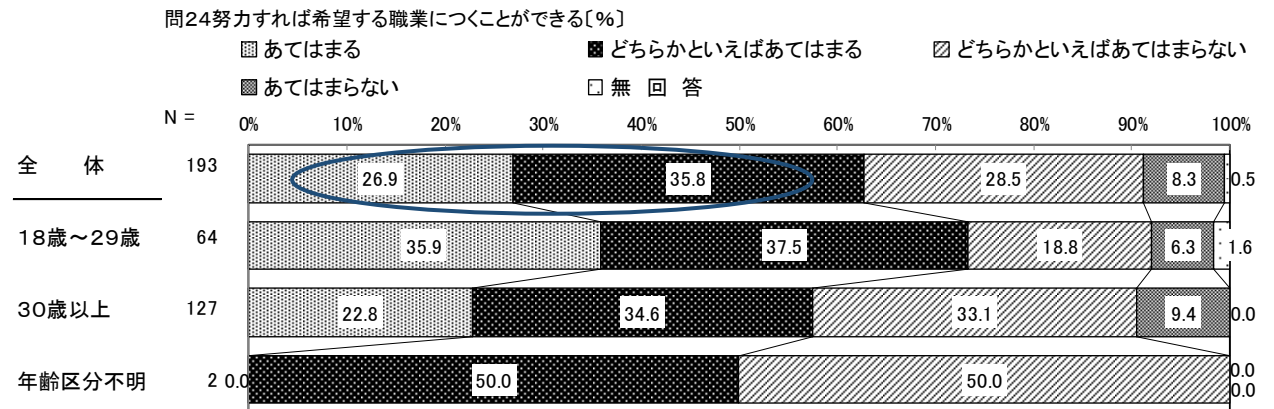


②若年者の気持ち・考え

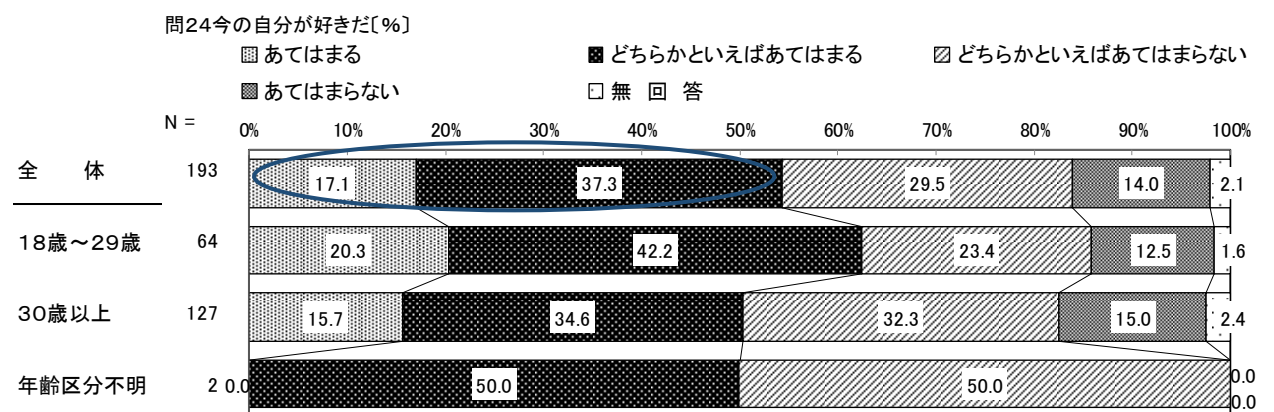
社会のために役立ちたいは、『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の計、以下同様）が72.0%と多くなっています。



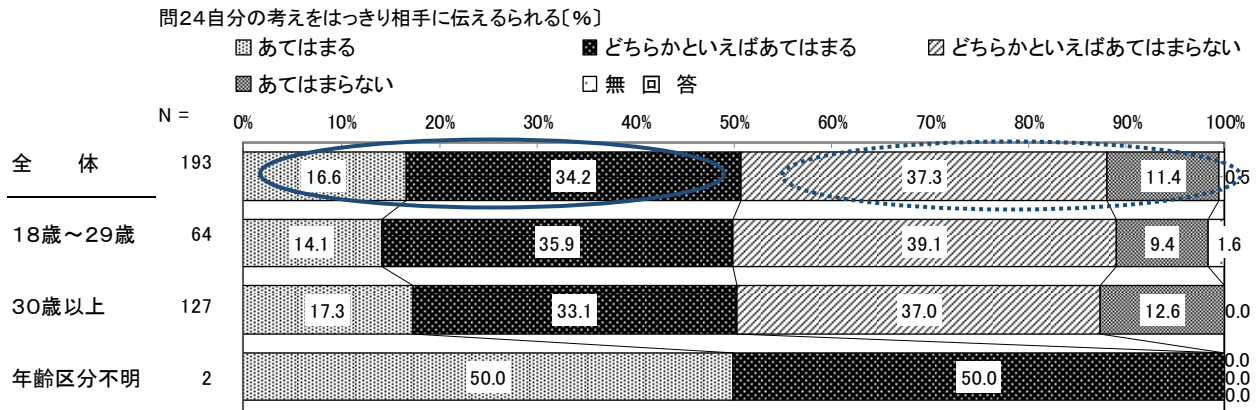
努力すれば希望する職業につくことができるは『あてはまる』が62.7%で、18～29歳は73.4%と多くなっています。



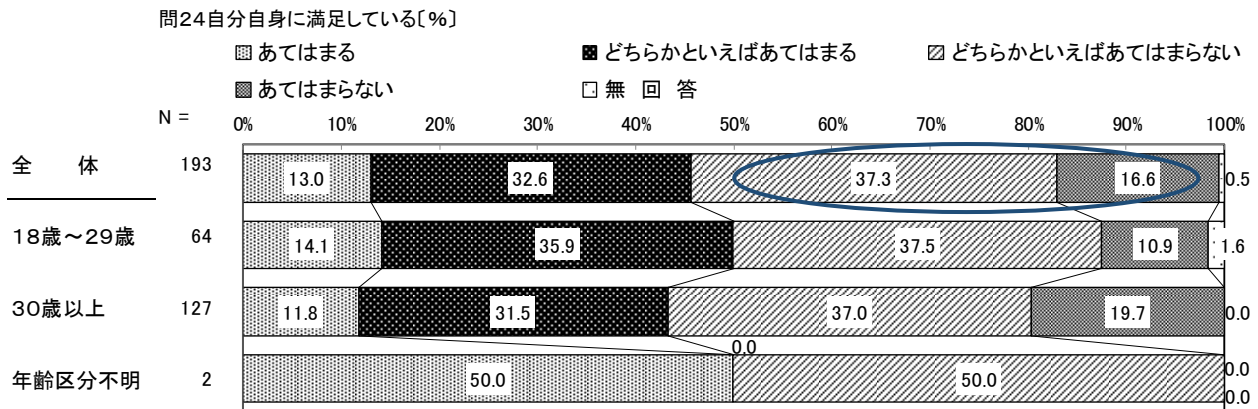
今の自分が好きだは『あてはまる』が54.4%となっています。



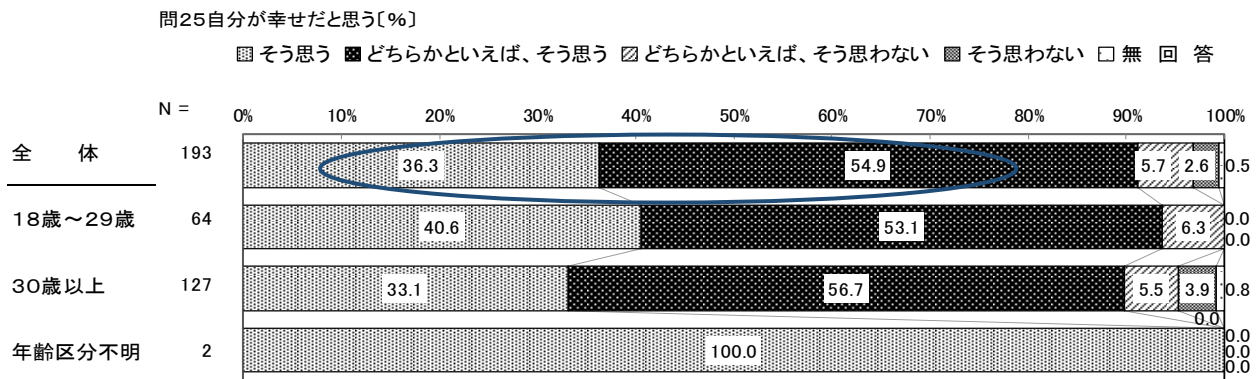
自分の考えをはっきり相手に伝えることができるは、『あてはまる』が50.8%、『あてはまらない』が48.7%と同程度となっています。



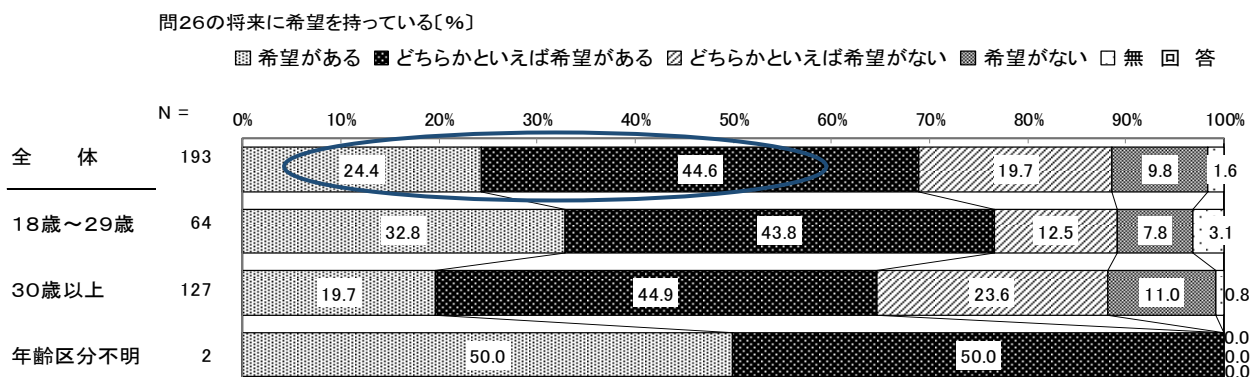
自分自身に満足しているは、『あてはまらない』が53.9%と『あてはまる』より多くなっています。



自分が幸せだと『そう思う』が91.2%とほとんどとなっています。



自分の将来について『希望がある』（「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の計）が69.0%と多くなっています。



(3)基本目標

①すべてのこども・若者が社会の一員として意見を形成・表明し、社会的自立に向けて成長する環境づくり

若い世代が社会の中で自らを活かす場を持つことができるよう、教育環境の充実のほか、多様な体験学習や交流の機会の充実に努めます。地域での活動や世代間交流、社会貢献活動、多様な体験活動を通じて、他者から認められることにより自己肯定感・自己有用感を高められる環境づくりに取り組みます。

②すべてのこども・若者の健やかな成長を社会全体で後押しする環境づくり

多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が健やかに成長し主体的に自らのライフイベントを選択できるよう、行政・福祉・教育・経済等様々な分野で意識の醸成や支援の推進を図ります。また、いじめや不登校、ひきこもり、ケアラー等、社会生活に困難を有するこども・若者とその家庭を社会全体で支えるため、関係機関等と連携し、切れ目のない支援を推進します。

(4)推進体制

庁内の関係部署が、それぞれに若い世代の意見に耳を傾けその視点に立ち、尚且つ連携して施策の推進を図るとともに、市民や地域組織、企業、関係機関等と連携・協働し、施策の推進に取り組みます。

2. 施策の展開

基本目標1 こども・若者が社会の一員として意見を形成・表明し
社会的自立に向けて成長する環境づくり

(1)こども・若者の権利に関する啓発と意見表明機会の確保

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
こどもの人権等に関する普及啓発の促進	27	こども支援課 学校教育課
こども・若者の声を生かしたまちづくりの推進	35	関係各課

(2)生きる力の育成

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
基礎学力向上推進事業	28	学校教育課
生徒指導体制の充実	30	学校教育課
こどもの体力・運動能力向上事業の推進	29	学校教育課 こども育成課

(3)多様な体験と居場所の充実

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
多様な体験活動の推進	28	学校教育課
放課後子ども教室推進事業	33	こども育成課
こどもの居場所づくり支援事業	33	こども支援課 民間事業者
公民館活動の推進	33	中央公民館

基本目標2 すべてのこども・若者の健やかな成長を社会全体で後押しする 環境づくり

(1)こども・若者への切れ目ない保健・医療の提供

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
成育医療等の提供	42	健康増進課 こども支援課
「性に関する指導」の充実	41	こども支援課 学校教育課
たばこが健康に及ぼす影響についての教育の推進	41	学校教育課
アルコールが健康に及ぼす影響についての教育の推進	42	学校教育課
心の健康に関する相談・支援の充実	43	健康増進課 こども支援課
プレコンセプションケア	36	こども支援課
こども家庭センターの設置	30	こども支援課

(2)こども・若者を見守る安全な環境づくり

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
青少年健全育成市民会議への支援	34	生涯学習スポーツ課
白河市少年補導員連絡協議会への支援	35	生涯学習スポーツ課
子育て短期支援事業	45	こども支援課
パトロール活動の推進	54	生活防災課 学校教育課 生涯学習スポーツ課

(3)学校生活に問題を抱えるこどもへの対策

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
スクールカウンセラー配置事業	29	学校教育課
いじめの早期発見・早期対応	55	学校教育課
不登校児童生徒への早期対応	55	学校教育課
問題行動及び非行の防止	55	学校教育課
相談・立直り支援の推進	56	学校教育課

(4)児童虐待防止対策の推進

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
こども家庭センターの設置	30	こども支援課
要保護児童対策地域協議会の推進	57	こども支援課
虐待の早期発見・早期対応	56	こども支援課 学校教育課
虐待に関する相談支援体制の充実	56	こども支援課
ホームスタート事業	45	こども支援課

(5)障がい児支援の推進

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
特別支援教育の推進	59	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業	30	学校教育課
発達支援事業	39	こども支援課
療育体制の整備	58	社会福祉課
障がい児教育の充実	57	こども育成課 こども支援課 学校教育課
障がい児の在宅生活支援	58	社会福祉課

(6)ひきこもり・ケアラー支援の推進

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
ひきこもり相談支援センターの設置運営	60	社会福祉課
若者居場所づくり事業の設置運営	60	社会福祉課
白河っ子家事・育児サポート事業	47	こども支援課
ケアラー・ヤングケアラー講演会	61	社会福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	59	社会福祉課
福祉まるごと相談窓口	64	社会福祉課

(7)結婚したい人やこどもを持ちたい人の希望を叶える支援

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
結婚支援の充実	63	生活防災課
不妊治療費助成事業	37	こども支援課

(8)ワーク・ライフ・バランスの実現支援

施策の方向

働くすべての人が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方ができるよう、職場に対し両立のための啓発を行うとともに、家庭や地域に対し男女の相互協力を促進します。

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
性別役割分担意識の見直し	49	関係各課
仕事と子育ての両立のための啓発・広報の推進	49	商工課 地域拠点整備室
国、県及び関係団体（農業団体、商工団体等）との連携	49	商工課 関係各課
男性の育児休業支援事業	49	商工課
学校における男女平等教育の推進	50	学校教育課
地域における男女共同参画の推進	50	生涯学習スポーツ課
家庭生活における男女の相互協力の促進	50	生涯学習スポーツ課

(9)居住環境向上の実現支援

主な取組・事業（再掲）

項目	掲載ページ	担当課等
公営住宅の整備	51	建築住宅課
白河暮らし空き家改修等支援事業	51	企画政策課
子育て世代への家賃補助	51	まちづくり推進課

第8章 計画の推進方策

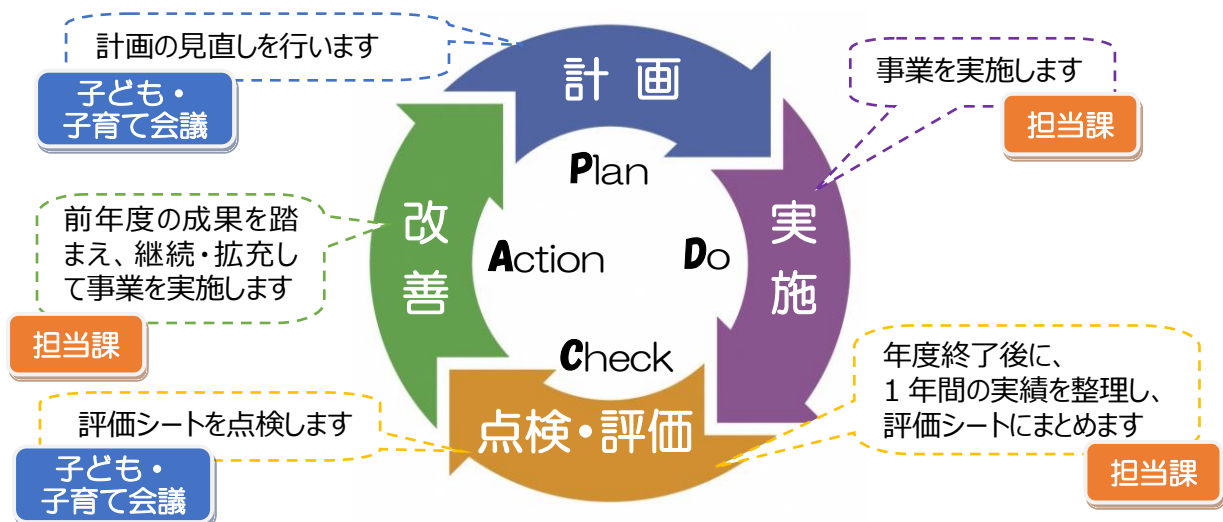
1. 計画の推進状況の点検・公表

(1)進捗管理

本計画の推進にあたっては、施策の進捗状況について定期的に「白河市子ども・子育て会議」に報告し、内容を公表するとともに、必要に応じて、こども・若者から意見を聴く機会を設けるなど、実効性のある取り組みに努めます。

また、事業の担当課において、評価シートで事業ごとに成果を把握し、課題を整理した上で翌年度以降の事業につなげます。

利用者の視点に立って事業を評価し、PDCAサイクル（計画→実施→評価→改善）を通して計画の実効性を高めることを目指します。



(2)成果指標

指 標	現 状 値	目 標 値
1 こどもの権利への認知度の割合	-	50%
2 市で主催する会議等でこども・若者が意見表明する場を設ける割合	-	50%
3 「自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	こども: 50.0% 若者: 54.4%	70%
4 将来、白河市に住みたいと思うこどもの割合	44.2%	70%
5 白河市で子育てを続けたい人の割合	就学前児童・小学生保護者: 77.2% 小学5年生・中学2年生・高校生等保護者: 70.4%	80%

※指標1と指標2は本計画の新しい取り組みです。

(3)市民への意識啓発の推進

こども・若者支援は、地域全体で取り組むべき大きな課題であるため、様々な広報活動や生涯学習などの学習機会を通じて、市民への意識啓発を推進します。

こども・若者支援に関する事業・取り組みに関して、効果的・効率的に推進するため、組織横断的に取り組みます。

資 料

1. 白河市子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 26 日条例第 6 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、白河市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、支援法及び基本法において使用する用語の例による。

（所掌事務）

第 3 条 子ども・子育て会議は、支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務並びに基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定、変更及び推進に関する事務その他こども施策の推進に関する事務を処理する。

（組織）

第 4 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） こどもの保護者
- （2） 事業主を代表する者
- （3） 労働者を代表する者
- （4） 子ども・子育て支援又はこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事業に従事する者
- （5） 子ども・子育て支援又はこどもの貧困の解消に向けた対策に関し学識経験のある者
- （6） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 6 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に子どもを含めた委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日条例第25号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月25日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 子ども・子育て会議委員名簿

令和6年度

	委員名	団体等	備考	
			役職	区分
1	廣川 博之	学校法人 熊田学園 認定こども園 らのみな		保護者
2	佐藤 裕太	学校法人東北カトリック学園 白河カトリック幼稚園 父母の会（副会長）		保護者
3	鈴木 健一	白河市PTA連絡協議会（会長）		保護者
4	十文字 光伸	白河商工会議所（議員）		事業主代表
5	根本 茂	日本労働組合総連合会福島県連合会 白河地区連合会（事務局長）		労働者代表
6	大竹 直美	社会福祉法人 白河市社会福祉協議会 白河みのり保育園（園長）		子育て従事者
7	樽川 優	学校法人専念寺学園認定こども園 ぼだい樹（主幹保育教諭）		子育て従事者
8	酒井 かおり	家庭的保育事業所 ぴよぴよ保育園（園長）		子育て従事者
9	鈴木 栄一	社会福祉法人 ・ 児童養護施設 白河学園（園長）	会長	子育て従事者
10	樋口 葉子	NPO法人 しらかわ市民活動支援会（副理事長）	副会長	有識者
11	牧田 恵	NPO法人 子育て環境を考える虹の会（副理事長）		有識者
12	高橋 良子	白河市民生児童委員連絡協議会 （主任児童委員）		保健福祉関係者
13	武藤 誠	白河市家庭児童相談室 （相談員）		保健福祉関係者

3. 本計画の法的根拠

■こども基本法第9条

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

■こども基本法第10条第2項

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

■少子化社会対策基本法第7条

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

■子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

- 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

■こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する基本的な方針
- 二 こどもの貧困率、ひとり親世帯の貧困率、ひとり親世帯の養育費受領率、生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項
- 四 こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価並びに当該施策の効果を評価するために必要な指標の調査及び研究その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

■子ども・子育て支援法第72条第1項

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。